

平成 1 8 年第 1 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 1 回定例会会議録目次

第 1 日目（平成 1 8 年 3 月 7 日）	頁
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○日程第 1 会議録署名議員指名	5
○日程第 2 会期決定	5
○日程第 3 議長報告	5
○日程第 4 行政報告	5
○日程第 5 平成 1 8 年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針	
議案第 1 号 平成 1 8 年度滝川市一般会計予算	
議案第 2 号 平成 1 8 年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 1 8 年度滝川市下水道事業特別会計予算	
議案第 4 号 平成 1 8 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算	
議案第 5 号 平成 1 8 年度滝川市老人保健特別会計予算	
議案第 6 号 平成 1 8 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成 1 8 年度滝川市介護保険特別会計予算	
議案第 8 号 平成 1 8 年度滝川市病院事業会計予算	
議案第 1 4 号 滝川市における公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第 1 5 号 滝川市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例	
議案第 1 6 号 滝川市こどもセンター条例	
議案第 1 7 号 滝川市地域子育て支援センター条例	
議案第 1 8 号 滝川市地域包括支援センター条例	
議案第 1 9 号 滝川市国民保護対策本部及び滝川市緊急対処事態対策本部条例	
議案第 2 0 号 滝川市国民保護協議会条例	
議案第 2 2 号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	
議案第 2 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 2 4 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 2 5 号 滝川市基金条例の一部を改正する条例	
議案第 2 6 号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例	
議案第 2 7 号 たきかわホール条例の一部を改正する条例	

- 議案第 28 号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例
- 議案第 29 号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 滝川市 B & G 海洋センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 31 号 滝川市における身体障害者福祉法第 48 条の 2 等の規定に基づく過料に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 議案第 33 号 滝川中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 34 号 滝川市保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第 35 号 滝川市こども療育センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 36 号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 37 号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 議案第 38 号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第 39 号 滝川市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 40 号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 41 号 滝川市三世代交流センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 42 号 滝川市身体障害者授産施設条例及び滝川市知的障害者更生施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 43 号 滝川市身体障害者福祉センター条例等の一部を改正する条例
- 議案第 44 号 滝川市墓地管理使用条例の一部を改正する条例
- 議案第 45 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 46 号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 47 号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 48 号 滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 49 号 総合交流ターミナルたきかわ条例の一部を改正する条例
- 議案第 51 号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 52 号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 53 号 滝川市病院事業の設置等に関する条例及び滝川市病院条例の一部を改正する条例
- 議案第 54 号 滝川市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 55 号 滝川市知的障害者デイサービスセンター条例を廃止する条例

例

議案第 5 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）	
議案第 5 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（たきかわホール）	
議案第 5 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（公民館）	
議案第 5 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（児童館）	
議案第 6 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（B & G 海洋センター・池の前水上公園の一部）	
議案第 6 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（中高年齢労働者福祉センター）	
議案第 6 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）	
議案第 6 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）	
議案第 6 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（老人デイサービスセンター）	
議案第 6 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（在宅介護支援センター）	
議案第 6 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）	
議案第 6 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）	
議案第 6 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設・知的障害者更生施設）	
議案第 6 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター・地域ふれあいセンター・虹のかけ橋公園）	
議案第 7 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（東滝川地区転作研修センター）	
議案第 7 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里の一部・池の前水上公園の一部）	
議案第 7 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）	
議案第 7 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）	8
○議事延長宣告		3 6
○散会宣告		3 8

第 2 日 目（平成 1 8 年 3 月 8 日）

○開議宣告	4 3
-------	-----

○日程第 1	会議録署名議員指名	4 3
○日程第 2	議案第 9 号 平成 17 年度滝川市一般会計補正予算（第 9 号）	4 3
○日程第 3	議案第 10 号 平成 17 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	5 1
○日程第 4	議案第 11 号 平成 17 年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 3
○日程第 5	議案第 12 号 平成 17 年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	5 5
○日程第 6	議案第 13 号 平成 17 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	5 6
○日程第 7	議案第 21 号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例	5 9
○日程第 8	議案第 50 号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例	6 0
○日程第 9	議案第 74 号 教育委員会委員の任命について	6 1
○日程第 10	議案第 75 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 2
○休会の件について		6 3
○散会宣告		6 3

第 8 日目（平成 18 年 3 月 14 日）

○開議宣告	6 7
○日程第 1	会議録署名議員指名 6 7
○日程第 2	平成 18 年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する 代表質問 6 7
9 番	本 間 保 昭 君 6 7
14 番	山 木 昇 君 9 6
8 番	清 水 雅 人 君 1 1 1
○議事延長宣告	1 1 6
○延会の件について	1 3 4
○延会宣告	1 3 5

第 9 日目（平成 18 年 3 月 15 日）

○開議宣告	1 3 9
○日程第 1	会議録署名議員指名 1 3 9
○日程第 2	平成 18 年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する 代表質問 1 3 9
2 番	三 上 裕 久 君 1 3 9
○日程第 3	平成 18 年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する 質問 1 5 3
7 番	渡 辺 精 郎 君 1 5 4

○日程の追加について	1 6 2
○日程第 4 議案の訂正について（議案第 2 4 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	1 6 3
○日程第 5 議案第 7 6 号 予算審査特別委員会の設置について 選任第 1 号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	1 6 3
○休会の件について	1 6 4
○散会宣告	1 6 4

第 1 8 日 目（平成 1 8 年 3 月 2 4 日）

○開議宣告	1 6 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 6 9
○日程第 2 第 1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 6 9
○日程第 3 第 2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 7 2
○日程第 4 議案第 7 7 号 滝川市ほか 5 組合の公平委員会共同設置規約の変更について	1 7 4
○日程第 5 議案第 8 0 号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例	1 7 4
○日程第 6 議案第 8 1 号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	1 7 5
○日程第 7 議案第 8 2 号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例	1 7 6
○日程第 8 議案第 8 3 号 滝川市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例	1 7 7
○日程第 9 議案第 8 4 号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	1 7 8
○日程第 1 0 議案第 8 5 号 助役の選任について	1 7 8
○日程第 1 1 議案第 7 8 号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例	1 7 9
○日程第 1 2 議案第 7 9 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1 8 0
○日程第 1 3 報告第 1 号 監査報告について 報告第 2 号 例月現金出納検査報告について	1 8 0
○日程第 1 4 意見書案第 1 号 米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する要望意見書	1 8 1
○日程第 1 5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 8 2
○市長あいさつ	1 8 2
○助役役あいさつ	1 8 3
○総務部長あいさつ	1 8 4
○閉会宣告	1 8 4

平成18年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成18年 3月 7日（火）

午前10時01分 開 会

午後 3時55分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針

議案第 1号 平成18年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成18年度滝川市下水道事業特別会計予算

議案第 4号 平成18年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算

議案第 5号 平成18年度滝川市老人保健特別会計予算

議案第 6号 平成18年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 7号 平成18年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成18年度滝川市病院事業会計予算

議案第14号 滝川市における公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例
に関する条例

議案第15号 滝川市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例

議案第16号 滝川市こどもセンター条例

議案第17号 滝川市地域子育て支援センター条例

議案第18号 滝川市地域包括支援センター条例

議案第19号 滝川市国民保護対策本部及び滝川市緊急処理事態対策本部条例

議案第20号 滝川市国民保護協議会条例

議案第22号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例

議案第24号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議案第27号 たきかわホール条例の一部を改正する条例

議案第28号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例

議案第29号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例

- 議案第 3 0 号 滝川市 B & G 海洋センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 1 号 滝川市における身体障害者福祉法第 4 8 条の 2 等の規定に基づく過料に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 3 2 号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 3 号 滝川中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 4 号 滝川市保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 5 号 滝川市こども療育センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 6 号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 7 号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 8 号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 9 号 滝川市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 0 号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 1 号 滝川市三世代交流センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 2 号 滝川市身体障害者授産施設条例及び滝川市知的障害者更生施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 3 号 滝川市身体障害者福祉センター条例等の一部を改正する条例
- 議案第 4 4 号 滝川市墓地管理使用条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 5 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 6 号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 7 号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 8 号 滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 9 号 総合交流ターミナルたきかわ条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 1 号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 2 号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 3 号 滝川市病院事業の設置等に関する条例及び滝川市病院条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 4 号 滝川市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 5 号 滝川市知的障害者デイサービスセンター条例を廃止する条例
- 議案第 5 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）
- 議案第 5 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（たきかわホール）
- 議案第 5 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（公民館）
- 議案第 5 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（児童館）
- 議案第 6 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（B & G 海洋センター・池の前水上公園の一部）
- 議案第 6 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（中高年齢労働者福祉センタ

- 一)
- 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）
- 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について（老人デイサービスセンター）
- 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（在宅介護支援センター）
- 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
- 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）
- 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設・知的障害者更生施設）
- 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター・地域ふれあいセンター・虹のかけ橋公園）
- 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（東滝川地区転作研修センター）
- 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里の一部・池の前水上公園の一部）
- 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）
- 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

○出席議員（21名）

1 番	山 腰 修 司 君	2 番	三 上 裕 久 君
3 番	久 保 幹 雄 君	4 番	大 谷 久美子 君
5 番	石 田 昇 君	7 番	渡 辺 精 郎 君
8 番	清 水 雅 人 君	9 番	本 間 保 昭 君
10 番	大 累 泰 幸 君	11 番	田 中 敏 男 君
12 番	堀 田 建 司 君	13 番	谷 口 昭 君
14 番	山 木 昇 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	17 番	中 田 翼 君
18 番	田 村 勇 君	19 番	藪 内 英 之 君
20 番	井 上 正 雄 君	21 番	水 口 典 一 君
22 番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	田 村	弘 君	収 入 役	門 山 伸 夫 君
教 育 委 員 長	了 輪	隆 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君	
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君		
市 民 生 活 部 長	大 竹 敏 章 君	保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君		
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君		
建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君	建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君		
教 育 部 長	辰 巳 信 男 君	監 査 事 務 局 長	谷 田 部 篤 君		
病 院 事 務 部 長	東 照 明 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君		
総 務 課 長	高 橋 賢 司 君	企 画 課 長	館 敏 弘 君		
財 政 課 長	西 村 孝 君				

○本会議事務従事者

事 務 局 長	林 弘 君	事 務 局 次 長	飯 沼 清 孝 君
主 査	中 川 祐 介 君	書 記	高 橋 美 智 子 君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成18年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、21名全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日から来る24日までの18日間にわたりまして平成18年
第1回定例会が招集され、ご提案申し上げます平成18年度予算案初め諸議案についてご審議をい
ただきますことは、厳しい経済情勢と行財政情勢の中にあつて、新たな発展の可能性を求めていく
上で重要な局面を迎えている時期だというふうに考えておりますだけに、市長の立場からも同慶に
たえないところであります。提案いたしました諸課題につきましては、詳しくご説明申し上げます
ので、十分議を経て、原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告させていただきますが、平成17年1

1月30日から18年2月28日までの分を印刷配付をさせていただいております。達識の議員各位でございますので、ご一読を賜りたいと存じます。

なお、若干時間をいただきまして、3件についてのみ口頭によりご報告を申し上げます。

その1点目でございますが、深村助役の病状についてであります。深村助役は、2月の3日、全道雪中綱引き大会の集いに出席し、帰宅後体調に異変を感じて滝川脳神経外科病院において検査、診断を受けました。当初は脳梗塞の疑いにより種々検査を受けたわけではありますが、一時的に脳内の血流の流れが悪くなったことによる症状であるということが判明をいたしました。その後の順調な回復によりまして、先月末で退院をし、現在自宅療養中でございます。

2点目でございますが、そらぶちキッズキャンプのウインタープレキャンプについてでございます。去る2月24日金曜日から27日月曜日までの3泊4日の日程で丸加高原を会場に開催をされました。プレキャンプは、平成16年夏、17年の冬、夏に実施されまして、今回が4回目の開催でございます。今回のキャンプは、オストメイトの子供たちを中心に、小児がん、心疾患と闘う子供たちが大阪、兵庫、東京などから14名、北海道からも4名参加をして、医師や看護師などのボランティアを含め総勢80名以上でキャンプが行われたところでございます。そり滑りやスノーモービル、イグルーづくりなど、北海道らしい冬のプログラムが実施されましたほか、今回は特にボランティアの育成に力を入れて、ボランティアの事前研修、事後研修も行われたところであります。そらぶちキッズキャンプをつくる会としては、ことし1月から寄附金の募集を本格的に開始しておりますが、今後もこうしたプレキャンプを実施して、平成20年、常設キャンプ施設の開設を目指し、活動を続けていくこととしておりますので、滝川市といたしましてもそらぶちキッズキャンプの法人化に向けて、北海道との協議を進めるなど、その実現のために積極的に支援してまいりたいと考えております。特にそらぶちキッズキャンプのそらぶちは、ご案内のようにアイヌ語の滝のある川の意味でございますけれども、同時に小さな太陽を意味している言葉でもございます。難病と闘う子供たちがこの滝川において小さな太陽を自分の中に持つという意味でも、ぜひとも積極的に支援をしてまいりたいというふうに思っております。

3点目は、中空知広域水道企業団への水道事業の統合についてでございます。平成17年第4回市議会定例会におきまして水道事業統合等調査特別委員会の設置をいただきまして、12月7日から1月17日までの間に5回にわたり精力的に委員会が開催され、中空知広域水道企業団と滝川市の水道事業との統合についてご審議をいただきました。1月26日に開催されました平成18年第1回市議会臨時会におきまして、調査特別委員会の審議を終えた中で滝川市水道事業の設置等に関する条例等の廃止、中空知広域水道企業団規約の変更等について議決をいただきましたことに改めて厚くお礼を申し上げます。中空知広域水道企業団におきましては、関係3市1町の議会手続を経て、1月30日に北海道知事に規約変更の申請を行いまして、2月3日付で規約変更許可を受けました。これを受けて、2月15日に企業団第1回臨時議会が開催をされまして、中空知広域水道企業団水道事業の設置条例、給水条例が議決されたところであります。この臨時会の終了後に中空知広域水道企業団、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町によります中空知広域水道事業統合協定の調印式がとり行われました。これらの手続を終えたことによりまして、厚生労働省へ水道事業経営

認可申請が行われております。3月末には認可をいただく予定でありまして、4月から新たな企業団としてスタートする準備が進められているところであります。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 教育行政報告につきましては、お手元の教育行政報告に記載のとおりでございますけれども、次の3点につきまして口頭で報告申し上げます。

1点目は、滝川西高等学校のインターネット通信によるブロードバンドネット講座の試行についてでございます。滝川西高等学校普通科では、特色ある学校づくりと希望進路の実現を目指し、第2学年から進路区分別コース制を導入して授業を展開しております。今後、さらに進学講習や学習指導を強化し、学力向上と進学率を高めるために、平成18年度からインターネット通信によるブロードバンドネット講座を導入することになりました。このため、ブロードバンドネット講座の試行、これを12月12日から実施しております。試行段階でもありますが、英語、数学、化学の科目で実施しております。受講者数は、延べ150人を超え、本格実施に向けて大きな手ごたえを感じているところでございます。平成18年度からは年間を通して実施することで学習効果を高め、進学指導体制の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますけれども、滝川市青少年善行表彰についてであります。この表彰は、青少年の模範となる行いを顕彰し、青少年の誇りと自信を高め、よりよい市民としての豊かな心と実践力の養成を図ることを目的として実施しております。本年度は、江陵中学校の小笠原君、江部乙小学校全校児童、滝川第一小学校児童会、東小学校シレニア橋ボランティアの1個人、3団体を表彰することができました。これらの善行の内容としては、一つ目は車にはねられた飼い犬を発見し、動物のかけがえのない命を守ろうとした行動、二つ目はお年寄りに生きがいのある生活を願って、毎年施設の訪問や集会活動に招待し、ふれあい交流を深める活動、三つ目は長年にわたり通学路のごみを登校中に拾うごみクリーン作戦や歩道橋の美化清掃活動、交通安全人の波作戦に積極的に参加する活動、四つ目は落書きで汚れていたシレニア橋の橋脚に大きな壁画を描き、美しい橋によみがえらせた行動であります。この表彰を一つの契機として、各学校の取り組みがより一層高まりますとともに、これらの活動が他校にも広がり、青少年が地域とのかかわりを深めながら心豊かに育つよう努めてまいりたいと考えております。

3点目でございますけれども、今年度から新たに設けました北電公園スロープについてでございます。北電公園スロープは、初めてスキーをする子供やそり、チューブ滑りなど、親子で手軽に利用できる新しい冬の遊び場として開設いたしました。また、公園管理棟では休憩や暖がとれ、周辺には初心者から利用できる歩くスキーコースも開設するなど、冬の健康体力づくりの場にもなっております。開設期間は、12月18日から2月18日までの58日間でしたが、この間家族連れや幼稚園、小学校低学年の課外活動など、予想を超える集客をいただき、利用人数は総数で6,457人であり、土日には250人から300人が集まり、1日平均しますと100人を超えるなど、大変好評を得たところでございます。一方、滝の川運動公園の駐車場に例年どおり開設しましたスケートリンクについてでございますが、本年は特にオリンピックの影響などにより予想以

上に子供たちへの人気があり、ここ数年の２倍以上の利用実績となる２，９０４人が利用し、これも好評のうちに終了することができました。

以上３点をつけ加えまして、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第５ 平成１８年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針

議案第 １号 平成１８年度滝川市一般会計予算

議案第 ２号 平成１８年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 ３号 平成１８年度滝川市下水道事業特別会計予算

議案第 ４号 平成１８年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算

議案第 ５号 平成１８年度滝川市老人保健特別会計予算

議案第 ６号 平成１８年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 ７号 平成１８年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 ８号 平成１８年度滝川市病院事業会計予算

議案第 １４号 滝川市における公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第 １５号 滝川市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例

議案第 １６号 滝川市こどもセンター条例

議案第 １７号 滝川市地域子育て支援センター条例

議案第 １８号 滝川市地域包括支援センター条例

議案第 １９号 滝川市国民保護対策本部及び滝川市緊急対処事態対策本部条例

議案第 ２０号 滝川市国民保護協議会条例

議案第 ２２号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

議案第 ２３号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 ２４号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 ２５号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

議案第 ２６号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議案第 ２７号 たきかわホール条例の一部を改正する条例

議案第 ２８号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例

議案第 ２９号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例

議案第 ３０号 滝川市Ｂ＆Ｇ海洋センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第 ３１号 滝川市における身体障害者福祉法第４８条の２等の規定に基

- づく過料に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 3 2 号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 3 号 滝川中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 4 号 滝川市保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 5 号 滝川市こども療育センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 6 号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 7 号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 8 号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 9 号 滝川市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 0 号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 1 号 滝川市三世代交流センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 2 号 滝川市身体障害者授産施設条例及び滝川市知的障害者更生施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 3 号 滝川市身体障害者福祉センター条例等の一部を改正する条例
- 議案第 4 4 号 滝川市墓地管理使用条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 5 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 6 号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 7 号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 8 号 滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 9 号 総合交流ターミナルたきかわ条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 1 号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 2 号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 3 号 滝川市病院事業の設置等に関する条例及び滝川市病院条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 4 号 滝川市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 5 号 滝川市知的障害者デイサービスセンター条例を廃止する条例
- 議案第 5 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）
- 議案第 5 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（たきかわホール）
- 議案第 5 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（公民館）
- 議案第 5 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（児童館）
- 議案第 6 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（B & G 海洋センター・池の前水上公園の一部）
- 議案第 6 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（中高年齢労働者福祉センター）

- 議案第 6 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 議案第 6 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）
- 議案第 6 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人デイサービスセンター）
- 議案第 6 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（在宅介護支援センター）
- 議案第 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
- 議案第 6 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）
- 議案第 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設・知的障害者更生施設）
- 議案第 6 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター・地域ふれあいセンター・虹のかけ橋公園）
- 議案第 7 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（東滝川地区転作研修センター）
- 議案第 7 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里の一部・池の前水上公園の一部）
- 議案第 7 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）
- 議案第 7 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

○議 長 日程第 5、平成 1 8 年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題とするわけですが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成 1 8 年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針、議案第 1 号から第 8 号までの各会計予算、議案第 1 4 号から第 2 0 号まで、第 2 2 号から第 4 9 号まで、第 5 1 号から第 7 3 号までの予算関連議案、以上の 6 6 件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第 1 号から第 8 号までの各会計予算については後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査することになっておりますので、内容の説明を省略し、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

それでは、平成 1 8 年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市 長 平成 1 8 年滝川市議会第 1 回定例会の開会に当たりまして、平成 1 8 年度の市政の基本方針と施策の概要、予算大綱につきまして所信の一端を申し上げ、市政の推進に当たり、市議会議員の皆さん並びに市民の皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げます。

市長説明する。（記載省略）

○議 長 若干早いようですけれども、この辺で昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。休憩に入ります。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 03 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 平成 18 年滝川市議会第 1 回定例会の開会に当たり、滝川市教育行政の執行方針を申し上げ、広く関係各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

教育長説明する。（記載省略）

○議 長 議案第 14 号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第 14 号 滝川市における公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例について説明いたします。

前段、経過と制定の趣旨について説明させていただきます。平成 15 年に制定されました地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理は管理委託の制度から指定管理者の制度に移行いたしました。この改正法の附則の中で経過措置として、現に管理を委託している公の施設については法の施行日から 3 年間はなお従前の例によることができるとされていたところであり、本市においても従来から管理委託を行ってきた施設についてはそのまま管理委託を行ってきたところがあります。しかしながら、この経過措置期間が本年 9 月 2 日をもって満了しますことから、本市においては平成 18 年度から、これら現管理委託施設を一括して指定管理者制度に移行させたいとするものであります。指定管理者制度の本来の趣旨であります管理者の選定に当たり、公募によることを原則としておりますところから、現管理委託施設につきましてもなるべく公募の方法により管理の選定を行いたいとするところではありますが、これまで地域との協働事業として団体と協議を行いながら進めてきたり、団体の活動強化、支援もあわせて目的として、個別に協議を行いながら進めてきたなどの経過がありますことから、これらの施設に公募制度を採用するかどうか十分に検討していきたいと考えております。そこで、この 4 月から管理については現管理受託者に 1 年間指定管理者として管理を行っていただき、本年夏ころまでにこれらの施設において公募制度を採用するかどうかを決定していきたいと考えているところではありますが、この指定期間については公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により 3 年とされているところから、手續条例の特例を定める条例を制定し、1 年間の管理を行う施設を特定したいとするものであります。

内容について説明させていただきます。本則につきましては、平成 18 年 4 月 1 日から開始される指定管理者の指定に係る公の施設の管理を行う期間について 1 年としたいとするものであります。

各号につきましては、滝川市扇町地区コミュニティセンターを初めとする 35 施設をその対象としたいとして、個別の施設の名称を列記したものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を平成 18 年 4 月 1 日としたいとするものであります。

以上、議案第 14 号の説明といたします。

以下、これを基本といたしまして、指定管理者に係る条例規定及び指定議案が数多くありますが、

よろしくお願い申し上げます。

○議長 議案第15号から第18号までの説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第15号から議案第18号についてご説明いたします。

初めに、議案第15号 滝川市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例についてご説明いたします。

今回の制定は、障害者自立支援法の施行に伴い、同法の規定により設置を義務づけられた障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定等を行うための審査会の委員の定数について条例により定めることとされていることから、これを5人とするものであります。

附則につきましては、施行期日を平成18年4月1日からとしたいとするものであります。

続きまして、議案第16号 滝川市こどもセンター条例についてご説明申し上げます。

今回の制定は、本年1月31日に竣工いたしました花月保育所及び滝川市花月地区児童センターを子育て子育ての拠点施設として位置づけ、滝川市こどもセンターを設置するため、制定したいとするものであります。

第1条は設置事由について、第2条は名称及び位置について、第3条は事業内容について、第4条は施設及び期間について規定したいとするものであります。第5条から第7条は、施設の管理運営について規定したいとするものであります。第8条は、施行細目の規定でございます。

附則では施行期日を平成18年4月1日としたいとするものであります。

続きまして、議案第17号 滝川市地域子育て支援センター条例についてご説明申し上げます。

本条例は、滝川市地域子育て支援センターを設置するため、制定したいとするものでありますが、従前一の坂保育所に地域子育て支援センターを設置していたところですが、先ほどご説明申し上げました滝川市こどもセンター設置に伴いまして、条例整備を行いたいとするものであります。

第1条は設置事由について、第2条は名称及び位置について、第3条は事業内容について、第4条は規則委任について規定したいとするものであります。

本条例の附則でございますが、施行期日を平成18年4月1日からとしたいとするものでございます。

続きまして、議案第18号 滝川市地域包括支援センター条例についてご説明いたします。

本条例は、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、滝川市地域包括支援センターを設置するため、条例を制定したいとするものであります。

第1条は設置に係る条文、第2条は名称及び位置に関する規定であり、市役所内に設置するものです。

第3条はセンターが行う事業を規定するもの、第4条はセンターの利用対象者を規定するものであります。

第5条は、センターが適正かつ円滑な運営を行うため、運営協議会を設置し、委員数及び任期等について規定するものであります。

第6条は、この条例を施行するに当たり必要な細目事項を規則で定めることを明示したものであ

ります。

附則につきましては、施行期日を平成18年4月1日からとしたいとするものであります。

以上で議案第15号から議案第18号までの説明を終わります。

○議長 議案第19号及び第20号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 前段議案第14号の説明の附則の中で4月1日施行日ということでお話ししましたが、公布の日から施行したいという内容に変えさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議案第19号 滝川市国民保護対策本部及び滝川市緊急対処事態対策本部条例について説明を申し上げます。

今回の制定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が施行されました。国民保護法は、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に国民の生命、身体と財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響を最小にするため、国、都道府県、市町村、放送事業者などの指定公共機関の責務、国民の協力、基本的人権の尊重と住民の避難、救援などの具体的な措置について定めたものであります。この法第31条の規定を受け、滝川市国民保護対策本部及び滝川市緊急対処事態対策本部の設置が義務づけられ、これに伴う事項を定めるものであります。

第1条は目的規定、第2条は対策本部の組織、第3条は会議に関する規定であります。

第4条及び第5条は、必要があるときは本部及び現地対策本部を置くことができる規定であり、第6条、第7条は委任及び準用規定であります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、議案第19号の説明といたします。

引き続きまして、議案第20号 滝川市国民保護協議会条例の制定であります。議案第19号と同じく国民保護法に基づき平成18年度中に滝川市国民保護計画を策定することになりますが、この計画の策定に当たり、諮問する組織として協議会設置が義務づけられることから、その組織及び運営に関し必要な事項を定めたいとするものです。第2条は委員の人数などの規定、第4条は会議、第5条、第6条は幹事、部会に関する規定、第7条は委任規定であります。

なお、附則によって、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、議案第20号の説明といたします。

○議長 議案第22号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第22号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、滝川市コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせるため、改正したいとするものでございます。

参考資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。第3条の見出しを管理の代行等に改め、同条中、同項に規定する公共的団体に委託するを指定管理者に行わせるものとするに改めるものです。

第2項では、指定管理者が行う業務について、（1）はセンターの利用の許可に関すること、

(2) はセンターの維持管理に関すること、(3) はこれらの業務に付随する業務を加え、第3条の2、開館時間及び休館日ですが、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、(1) では開館時間を午前9時から午後9時までとし、休館日は日曜日と12月31日から翌年の1月5日まで、また前項の規定にかかわらず、指定管理者は特に必要があると認めるときは臨時に開館時間を変更し、開館日において臨時に休館することができるとし、第4条中、市長を指定管理者に改め、第5条中、市長を指定管理者に改めるとともに、同条第2号中、建物をセンターの建物に改め、同条第4号中、前3号を前各号に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、同条第2号の次に、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときを加えるものです。

第6条は、利用者の文言を簡略し、管理受託者を指定管理者とするものです。

2項の管理受託者も指定管理者とするものでございます。

第7条においても管理受託者を指定管理者に改めるものでございます。

第8条においても管理受託者を指定管理者に改めるとともに、文言の整理をし、第9条においても管理受託者を指定管理者に改め、第11条は市長を指定管理者に改め、管理受託者を指定管理者に改めるものでございます。

第12条においても管理受託者を指定管理者に改めるものでございます。

第14条、第3条第1項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認められるときは、センターの管理を行うことができるとするものでございます。

2項で、前項の規定により市長がセンターの管理を行う場合においては、第3条の2第1項中「を標準として、指定管理者が市長の承認を得て定める」とあるのは「とする」と、同条第2項、第4条及び第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1項中「センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第1から別表第3までに定める額の使用料」と、「納入しなければ」とあるのは「納付しなければ」と、同項ただし書中「指定管理者が次条第2項の規定により定める市長の承認を受けた納入方法に適合する」とあるのは「市長が特別の理由がある」と、第8条中「指定管理者は、市長が別に定める基準により、第6条第1項の利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、第6条第1項の使用料」と、第9条中「納入した利用料金」とあるのは「納付した使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第1項中「指定管理者は」とあるのは「市長は」と、同項第1号中「指定管理者」とあるのは「職員」と、同条第2項中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、第12条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、附則第2項中「の利用料金」とあるのは「の使用料」と、「設定の基準」とあるのは「額」と、「利用料金の上限額」とあるのは「使用料の額」と、「を上限とする」とあるのは「とする」と、別表第1中「コミュニティセンター利用料金設定基準」とあるのは「コミュニティセンター使用料」と、「1時間当たり上限額」とあるのは「1時間当たり」と、同表備考第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考第4項中「利用料金の上限額」とあるのは「使用料の額」と、同表備考第5項中「利用料金の設定の基準」とあるのは「使用料」と、別表第2中「コミュニティセンター大集会室兼体育室利用料金設定基準」とあるのは「コミュニティセンター大集会室兼体育室使用料」と、「1時間当たり上限額」と

あるのは「1時間当たり」と、同表備考第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考第6項中「利用料金の設定の基準」とあるのは「使用料」と、同表備考第7項中「利用料金の上限額」とあるのは「使用料の額」と、別表第3中「コミュニティセンター大集会室兼体育室利用料金設定基準（個人利用）」とあるのは「コミュニティセンター大集会室兼体育室使用料（個人利用）」と、「当日利用（上限額）」とあるのは「当日利用」と、「定期利用（上限額）」とあるのは「定期利用」と、同表備考第3項中「利用料金の上限額」とあるのは「使用料の額」と、同表備考第4項中「利用料金の設定の基準」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項、第7条、別表第1備考第1項、別表第2備考第1項及び別表第3備考第1項の規定は、適用しないとするものでございます。

なお、附則で、この条例は、平成18年4月1日から施行したいとするものであります。

また、経過措置については、この条例の施行前にこの条例による改正の滝川市コミュニティセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の滝川市コミュニティセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすをしたいとするものでございます。

以上、議案第22号の説明を終わります。

○議長 議案第23号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、障害者自立支援法の施行に伴い設置する障害者自立支援認定審査会委員の報酬の額を会長及び合議体の長の日額を1万2,800円に、委員の日額を1万100円に定めるため、改正したいとするものであります。

附則につきましては、施行期日を平成18年4月1日としたいとするものであります。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長 議案第24号から第26号までの説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第24号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、昨年旧江部乙診療所において油漏れ事故が発生し、事故処理は適正に行うことができませんでしたが、結果としてその対応に多額の公費をかけることとなりました。今回の事故で市長、助役は市民に多大なご迷惑をおかけしたことに対する責任をとるため、みずからの処分を決めさせていただくことといたしました。

附則第3項として、特例措置に加え、市長については4月分及び5月分の2カ月、給料月額100分の10を、助役については4月分の1カ月、給料月額100分の10を減額する規定とするものであります。

以上で議案第24号の説明といたします。

続いて、議案第25号 滝川市基金条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

参考資料により説明いたしますが、第2条第29号において、滝川市公共施設整備基金の名称及

び設置目的を変更し、三位一体改革による国庫補助負担金の一般財源化の流れの中で、大規模な建設事業等の経費の財源に充てるために、これを追加し、改正したいとするものです。

附則において、この条例は、平成18年4月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第25号の説明といたします。

続きまして、議案第26号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

タッグ計画において収入をふやすための施策として平成17年度から有料広告を進めているところでありますが、このうち庁舎壁面等の有料広告を想定し、参考資料のとおり、土地、建物以外のものに係る行政財産使用料を追加し、規定したいとするものです。あわせて文言整理を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行したいとするものです。

以上、議案第26号の説明といたします。

○議長 議案第27号及び第28号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第27号 たきかわホール条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の趣旨ですが、一つには、これまで公共的団体に管理を委託していましたが、指定管理者に管理を行わせるため、改正したいとするものであります。二つ目には、たきかわホールにはこれまで美術スタッフがいなかったことから、音響、照明等の管理技術料を利用料金のほかに利用者に負担していただいていたおりましたが、技術スタッフを確保し、管理技術料相当分を利用料金に含め、わかりやすい料金設定としたいとするものでございます。

参考資料の新旧対照表にてご説明を申し上げますので、お開きを願いたいと思います。第3条、見出しを管理の委託から管理の代行等に改め、同条中、公共的団体から指定管理者に管理を行わせる旨改正するものでございます。

第2項に指定管理者が行う業務を規定しております。

第3条の2、ホールの利用期間及び利用時間は、指定管理者が定める旨規定をいたしております。

第4条から第13条までですが、委員会、管理受託者を指定管理者に改める改正と文言整理によるものでございます。

第15条ですが、委員会による管理として新たに設けた条項で、やむを得ない事情があると認められるときは、指定管理者にかわって教育委員会がホールの管理を行うことができるようにするための規定であります。

第2項は、これに伴います各条の技術的な読みかえに関する規定でございます。

第16条ですが、条の加入に伴う改正であります。

別表、利用料金設定基準ですが、これまでは1時間単位と全日の区分による利用料金の上限額を定め、備考の規定により、管理受託者において午前、午後、夜間、全日の時間区分ごとに料金を設定していましたが、これを時間区分ごとの利用料金設定基準の上限額に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項、施行期日ですが、平成18年4月1日から施行したいとするもの

であります。

第2項は、改正前の条例によりなされた処分、手続その他の行為についての経過措置であります。

第3項は、現にホール利用の許可を受けていた場合の利用料金適用に当たっての経過措置であります。

以上で議案第27号の説明を終わらせていただきます。

議案第28号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の趣旨ですが、滝川市中央公民館及び滝川市音楽公民館以外の公民館について、これまで公共的団体に管理を委託していましたが、指定管理者に管理を行わせるため、改正したいとするものであります。

参考資料の新旧対照表にてご説明を申し上げますので、お開きを願いたいと思います。第3条第2項でございますが、委託公民館を管理代行公民館に改め、公共的団体から指定管理者に管理を行わせる旨改正するもので、第3項に指定管理者が行う業務を規定しております。

第4条ですが、管理代行公民館の開館時間及び休館日について規定しています。これまでと同様の開館時間及び休館日を予定いたしております。

第5条ですが、管理代行公民館の利用者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないこと、また指定管理者は使用等について条件をつけることができる旨改正するものでございます。

第6条ですが、指定管理者を置く場合、指定管理者にも管理運営上不適當、または支障があると認められるときは利用の制限ができるよう改正するものでございます。

第8条、第8条の2、第9条、第10条、第10条の2、第10条の3、第10条の4は、委託公民館を管理代行公民館に、管理受託者を指定管理者に改める改正と、そのほかは指定管理者を加えるものと文言整理による改正でございます。

第12条ですが、委員会による管理として新たに設けた条項で、やむを得ない事情があると認められるときは、指定管理者にかわって教育委員会が管理代行公民館の管理を行うことができるようにするための規定であります。

第2項は、これに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であります。

第13条は、条の加入に伴う改正であります。

附則第2項、第3項は、委託公民館を管理代行公民館に改正するものです。

今回の一部改正の附則ですが、第1項で施行期日ですが、平成18年4月1日から施行したいとするものでございます。

第2項で、改正前の条例によりなされた処分、手続その他の行為についての経過措置でございます。

以上で議案第28号の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第29号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第29号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、一つには児童館を教育委員会管理から市長部局管理としたいとす

る改正であります。二つ目は、児童館の管理を指定管理者制度に移行するための改正であります。三つ目は、滝川地区児童センターを一般の利用に供するための改正であります。

参考資料、新旧対照表 1 ページをごらんいただきたいと思います。第 1 条、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条は、市長部局への所管がえ等に伴います文言整理でございます。

第 3 条第 2 項は指定管理者制度に移行するための規定、第 3 条第 3 項は指定管理者が行う業務を規定するものであります。

第 5 条の 2 第 1 項は指定管理者が管理代行する児童館の開館時間及び休館日の規定で、第 2 項は開館時間及び休館日の特例についての規定であります。

第 6 条第 1 項は文言整理で、第 2 項から第 4 項は指定管理者等の使用等の許可についての規定であります。

第 7 条は、文言整理でございます。第 7 条の 2 第 1 項は利用料金についての規定で、第 2 項は利用料金を指定管理者の収入とする規定であります。

第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項は利用料金の承認、変更の規定、第 7 条の 4 は使用料等の不還付についての規定、第 7 条の 5 は使用料等の減免規定を指定管理者制度移行に伴い、指定管理者とする文言整理であります。

第 8 条につきましては、文言整理です。

第 9 条は、指定管理者につきましても使用等の制限を可能とする規定でございまして、第 3 号及び第 4 号は不許可条項を追加いたしまして、以下条項の整理でございます。

第 10 条は、使用等の許可の取り消し等について指定管理者が行うことができるとする規定であります。

第 11 条第 2 項は、原状回復につきましても、管理者制度移行に伴い指定管理者とする文言整理であります。

第 12 条は、文言整理でございます。

第 13 条は、市長による管理として新たに設けた条項であり、指定管理者にかかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であります。

第 2 項は、これに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であり、これに伴い、現行の第 13 条を第 14 条としたいとするものであります。

別表第 2 は、花月地区児童センターの室料金等を新たに設定したいとするものであります。

別表第 3 から別表第 6 は、文言整理でございます。

次に、本条の附則でございますけれども、第 1 項は施行期日を平成 18 年 4 月 1 日から施行したいとするもので、第 2 項は経過措置の規定であります。

以上で議案第 29 号についてのご説明を終わります。

○議 長 議案第 30 号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第 30 号 滝川市 B & G 海洋センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の趣旨ですが、一つには、教育委員会が管理しています海洋センターを指定管理者に管理を

行わせるため、改正したいとするものであります。二つ目には、料金の設定について、団体料金を廃止し、市内、市外に分けて設定したいとするものであります。

参考資料の新旧対照表にてご説明を申し上げますので、お開きを願います。第1条関係でございますが、滝川市B & G海洋センター条例の一部改正でございます。

第2条の2、見出しを管理の代行等とし、センターの管理を指定管理者に行わせる旨の条項の追加でございます。

第2項に業務の内容を規定しております。

第4条、指定管理者が管理するセンターの開館時間及び休館日を規定するもので、これまでと同様の開館時間及び休館日を規定しております。

第5条、第6条は、委員会を指定管理者に改める改正と文言整理によるものでございます。

第7条、市長を指定管理者に改める改正と文言整理による改正、第2項は利用料金は指定管理者の収入にするよう改正するものでございます。

第7条の2、利用料金は利用料金設定基準の範囲内において指定管理者が定める。利用料金の額等を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならないとする条項を追加するものでございます。

第8条から第13条までは、市長、委員会を指定管理者に改める改正と文言整理による改正でございます。

第14条、委員会による管理として新たに設けた条項で、やむを得ない事情があると認められるときは、指定管理者にかわって教育委員会がセンターの管理を行うことができるようにするための規定であります。

第2項は、これに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定でございます。

第15条は、条の加入に伴う改正であります。

別表ですが、指定管理者が定める利用料金設定基準で利用料金の上限額を定めたいとするもので、利用料金を市内、市外に区分し、備考欄の団体使用料を削るものでございます。

第2条関係、滝川市都市公園条例の一部改正でございます。第2条、管理の代行等の第1項第4号に、池の前水上公園（滝川市B & G海洋センターを除く。）のうち、カヌー等の利用に係る部分を加えるものでございます。

第15条の2、市長による管理として新たに設けた条項で、やむを得ない事情があると認められるときは、指定管理者にかわって市長が管理代行都市公園等の管理を行うことができるようにするための規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定でございます。

別表第3については、表題を改めるものでございます。

別表第4、備考で文言整理による改正であります。

附則でございますが、第1項施行期日ですが、平成18年4月1日から施行したいとするものであります。

第2項は、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為についての経過措置でございます。

第3項、現に海洋センターの使用の許可を受けている場合の利用料金適用に当たっての経過措置でございます。

以上で議案第30号の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第31号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第31号 滝川市における身体障害者福祉法第48条の2等の規定に基づく過料に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、条例で定めることにより過料を科することができるとの法律の規定に基づき、これを規定するためのものでありますが、このたび障害者自立支援法の施行に伴い、同法に規定する過料を規定するとともに、これに伴い、身体障害者福祉法等についてこれらの過料を科することができる旨の規定が削られることとなったことから、その整備を行いたいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第1条による改正の内容についてご説明いたします。題名の改正は、障害者自立支援法を加えたいとするものであります。

第1条の改正は、過料を規定する法令に障害者自立支援法を追加し、児童福祉法を削りたいとするものです。

第2条の改正は、障害者自立支援法第115条に規定する過料を処する内容を規定したいとするものです。現行の第2条については、これに伴い、第2条の2とするとともに、居宅の受給者に係る文言を削ることとするもので、第3条の改正についても同様に居宅の受給者に係る文言を整理したいとするものであります。

第4条の改正は、児童福祉法に基づく過料の規定を削りたいとするものです。

続きまして、第2条による改正の内容についてご説明いたします。題名の改正は、障害者自立支援法以外の法律を削りたいとするものであります。

第1条の改正は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法を削りたいとするものです。

第2条の改正は、第2条の2及び第3条の削除に伴う文言の整理であります。

第2条の2及び第3条の改正は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく過料の規定を削りたいとするもので、第4条の改正はこれに伴う条項の移動及び文言の整理であります。

附則につきましては、第1条につきましては、第1条は居宅サービス受給者に関する過料でありますけれども、平成18年4月1日から、第2条につきましては、第2条は施設サービス受給者に関する過料でございますけれども、これにつきましては平成18年10月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第31号の説明を終わります。

○議長 議案第32号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第32号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この改正条例につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、市が実施する乳幼児医療、重度心身障害者医療及びひとり親家庭等の医療の対象者を拡大するための改正であります。

新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお開き願いたいと思います。現行の滝川市民福

祉条例第41条、重度心身障害者医療の対象者、2項の3号、知的障害者福祉法第19条の規定による知的障害者援護施設に入所している者を削り、第48条、ひとり親家庭等医療の対象者、2項の3号、知的障害者福祉法第19条の規定による知的障害者支援施設に入所している者を削りたいとするものです。

また、第2条関係で、第4条、乳幼児医療の対象者、2項の2号、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する児童福祉施設に入所している者を削り、第41条、重度心身障害者医療の対象者、2号の児童福祉法の後に括弧書きで昭和22年法律第164号と加筆したいとするものです。

第41条2項2号につきましては、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する児童福祉施設に入所している者を削り、第48条2項2号、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する児童福祉施設に入所している者を削りたいとするものです。

以上、これらの条文を削ることによって市民福祉条例に該当させたいとするものでございます。

附則で、この条例は、平成18年4月1日から施行し、第2条の規定は、同年10月1日から施行したいとするものでございます。

なお、経過措置として、第1条及び第2条の規定による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、それぞれこれらの規定の施行の日以後に行われた医療に係る乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第32号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第33号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第33号 滝川中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、流通団地にございます通称サンライフ滝川を他の公の施設と同様に管理を指定管理者に行わせるため、改正するものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第3条は、見出しの管理の委託を管理の代行等に改め、同条中の管理を公共的団体から指定管理者に行わせるものとする旨の改正であり、同条第2項に業務の内容を新たに追加するもので、利用の許可、維持管理、その他付随業務を規定したいとするものであります。

第3条の2は、新たに追加するもので、これまで同様の開館時間及び休館日を規定したいとするものであります。

1ページ下2行の第4条から3ページ、第12条までの改正は、市長、管理受託者と表現されているものを指定管理者とする指定管理者制度への移行に伴う文言の整理及びその他の文言の整理でございます。

3ページの第14条の内容につきましては、やむを得ない事情があると認められるときは、指定管理者にかわって市長が管理を行うことができる旨の規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であります。

なお、5 ページの附則につきましては、第 1 項において施行期日を平成 1 8 年 4 月 1 日から施行したいとするものであり、第 2 項は経過措置に関する規定で、この条例の施行前に市長、管理受託者に対して行われた申請等を指定管理者に対して行ったとみなす旨の規定でございます。

以上、議案第 3 3 号 滝川中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

○議 長 この辺で若干休憩いたしたいと思います。再開は 2 時 4 5 分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2 時 3 0 分

再開 午後 2 時 4 6 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 3 4 号から第 4 3 号までの説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第 3 4 号から議案第 4 3 号までについてご説明申し上げます。

初めに、議案第 3 4 号 滝川市保育所条例の一部を改正する条例でございます。この条例の改正につきましては、花月保育所の増改築に伴いまして滝川保育所を廃止したいとするため、改正したいとするものであります。

参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第 6 条第 1 項は、管理代行保育所の管理を市長が管理できるとする規定で、第 2 項は所要の読みかえ規定でございます。

第 7 条は、条項整理でございます。

別表第 1 は、滝川保育所廃止に伴う整理でございます。

次に、本条例の附則についてでございますけれども、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行したいとするものであります。

続きまして、議案第 3 5 号 滝川市こども療育センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、道の早期療育システムの見直しに伴い、平成 1 7 年度より子供発達支援事業が実施され、こども療育センターが市町村発達支援センターとして指定を受けるため、名称を滝川市こども発達支援センターに名称変更及び障害者自立支援法の施行等に伴う改正でございます。

参考資料、新旧対照表 1 ページをごらんいただきたいと思います。条例題名を滝川市こども発達支援センター条例に変更したいとするものであります。

第 1 条、設置事由につきましては、障害者自立支援法の施行及び施設名称の変更をしたいとするものであります。

第 2 条も名称変更に伴います文言整理で、第 4 条は事業内容について規定したいとするもので、障害者自立支援法の施行に伴います整理でございます。

第5条第1項は、利用対象者について、児童福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定するものとしたいとするもので、第2項及び第3項は文言整理でございます。

第6条は、利用料の徴収に係る除外者を規定したいとするものでありまして、第8条は利用者負担額の減免を利用料の減額に改正したいとするもので、第8条第1項及び第2項は文言整理でございます。管理代行保育所の管理を市長が管理できるとする規定でございます。

次に、本条例の附則でございますが、平成18年4月1日から施行したいとするものであります。

続きまして、議案第36号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、管理を指定管理者に行わせるため、改正したいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。まず、第3条は、見出しを管理の委託から管理の代行等に改め、同条中、公共的団体から指定管理者に管理を行わせるものとする旨の改正であり、同条第2項に業務の内容を新たに追加するもので、利用の許可、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第4条の2は、開館時間及び休館日に関する規定を新たに追加するもので、これまで同様の開館時間及び休館日を規定したいとするものであります。

第5条から第8条まで及び第10条、第11条の改正は、市長、管理受託者と表現されているものを指定管理者とする指定管理者制度移行に伴う文言整理及びその他の文言整理であります。

第13条は、市長による管理として新たに設けた条項であり、指定管理者にかかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であります。

附則につきましては、第1項において施行期日を平成18年4月1日としたいとするもので、第2項は経過措置に関する規定でございます。

続きまして、議案第37号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、指定管理者に管理を行わせるとともに、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正したいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第2条の2は、管理の代行等に関する規定を新たに追加するもので、第1項では指定管理者に管理を行わせるものとする旨を、同条2項に業務の内容を新たに追加するもの、事業の計画及び実施、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第3条は、見出しを特別養護老人ホームの事業から老人ホームの事業に改め、第1項を第2項として、第1項では養護老人ホームの事業で行う事業の規定を新たに追加し、第2項を第4項として条文の整理を行い、第2項では特別養護老人ホームで行う事業を規定するとともに、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条番号等の整理及び介護予防事業に係る事業を追加し、第3項では軽費老人ホームで行う事業の規定を新たに追加するものであります。

第4条は、第1項を第2項とし、第1項において養護老人ホームの利用対象者の規定を新たに追

加し、第２項では特別養護老人ホームの利用対象者について条番号等の整理及び介護予防事業について規定し、第３項においては軽費老人ホームの利用対象者を新たに追加するものであります。

第５条から第６条、第８条は、条番号等及び文言の整理であります。

第１０条は、市長による管理として新たに設けた条項でありまして、指定管理者にかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であります。

第１１条は、見出しを施行細目から規則への委任に改め、この条例を施行するに当たって必要な細目的事項を規則で定めることを明示するものであります。

附則につきましては、施行期日を平成１８年４月１日としたいとするものであります。

続きまして、議案第３８号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、管理を指定管理者に行わせるとともに、介護保険法などの一部を改正する法律の施行に伴い、改正したいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第２条の２は、管理の代行等に関する規定を新たに追加するもので、第１項では指定管理者に管理を行わせるものとする旨を、同条第２項に業務の内容を新たに追加するもので、事業の計画及び実施、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第３条は、デイサービスで行う事業について、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条番号等の整理を行い、介護予防事業について新たに追加するものであります。

第４条は、利用対象者について、条番号等の整理であります。

第４条の２は、開館時間及び休館日に関する規定を新たに追加するもので、これまで同様の開館時間及び休館日を規定したいとするものであります。

第５条、第７条は、条番号等及び文言の整理であります。

第８条は、市長による管理として新たに設けた条項でありまして、指定管理者にかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第２項はこれに伴う技術的な読みかえに関する規定であります。

第９条は、見出しを委任から規則への委任に改め、文言を整理するものであります。

附則につきましては、施行期日を平成１８年４月１日としたいとするものであります。

続きまして、議案第３９号 滝川市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、老人ホームと同様に管理を指定管理者に行わせるとともに、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正したいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第２条において、滝川市地域包括支援センターの設置に伴いまして、滝川市中央在宅介護支援センター及び滝川市在宅介護支援センターすずらんを廃止したいとするものであります。

第２条の２は、管理の代行等に関する規定を新たに追加するもので、第１項では指定管理者に管理を行わせるものとする旨を、同条第２項に業務の内容を新たに追加するもので、事業の計画及び

実施、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第3条は、事業について条番号等の整理を行うものであります。

第4条は、利用対象者について条番号等の整理であります。

第5条は、見出しを運営協議会から開館時間及び休館日に改め、開館時間及び休館日に関する規定を新たに追加するもので、これまで同様の開館時間及び休館日を規定したいとするものであります。運営協議会につきましては、先ほど説明いたしました地域包括支援センターに移行することにより、廃止するものであります。

第6条は、市長による管理として新たに設けた条項であり、指定管理者にかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第2項はこれに伴う技術的な読みかえに関する規定であります。

附則につきましては、施行期日を平成18年4月1日としたいとするものであります。

続きまして、議案第40号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、管理を指定管理者に行わせるとともに、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正したいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第1条は、条番号等の整理であります。

第2条の2は、管理の代行に関する規定を新たに追加するもので、第1項では指定管理者に管理を行わせるものとする旨を、同条第2項に業務の内容を新たに追加するもので、事業の計画及び実施、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第3条は、老人保健施設で行う事業について介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条番号等の整理及び介護予防事業にかかわる事業を追加するものであります。

第4条は、文言及び条番号等の整理であります。

第4条の2は、通所リハビリテーションの事業及び介護予防通所リハビリテーションについて、開館時間及び休館日に関する規定を新たに追加するもので、これまで同様の開館時間及び休館日を規定したいとするものであります。

第7条から第8条は、文言の整理であります。

第9条は、市長による管理として新たに設けた条項であり、指定管理者にかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であります。

第10条は、見出しを委任から規則への委任に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日を平成18年4月1日にしたいとするものであります。

続きまして、議案第41号 滝川市三世代交流センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、三世代交流センター北地区分館の管理を指定管理者に行わせることに関連した改正で、第15条に市長による管理の条を加えたいとするのが主な内容であります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。第6条、第7条及び第11条につきましては、他条例との整合を図るための文言の整理であります。

第15条は、市長による管理として新たに設けた条項であり、指定管理者にかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であり、これに伴い、現行の第15条を第16条としたいとするものであります。

附則につきましては、施行期日を平成18年4月1日としたいとするものであります。

続きまして、議案第42号 滝川市身体障害者授産施設条例及び滝川市知的障害者更生施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、管理を指定管理者に行わせるとともに、障害者自立支援法の施行に伴い、改正したいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第1条の身体障害者授産施設条例の一部改正についてであります。第3条の改正は、施設の管理を指定管理者に行わせるものとする旨の改正であり、同条2項として業務の内容を新たに追加し、事業の計画及び実施、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第5条の改正は、他条例との整合を図るための文言整理の改正であります。

第5条の2の改正は、開園時間及び休園日に関する規定を新たに追加するものであります。

第6条の改正は、法改正に伴うもので、利用料として食事の提供に要する費用を徴することとされたことに伴う整理であります。

第8条の改正は、法改正に伴う文言の整理であります。

第10条の改正は、市長による管理として新たに設けた条項であり、指定管理者にかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であります。

別表の改正は、第6条の改正同様、法改正に伴い、食事の提供に要する費用を規定したいとすることなどに伴うものであり、その額は昼食1回につき500円としたいとするものであります。

続きまして、第2条の知的障害者更生施設条例の一部改正についてであります。

第3条の改正は、施設の管理を指定管理者に行わせるものとする旨の改正であり、同条第2項として業務の内容を新たに追加し、事業の計画及び実施、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第5条の改正は、他条例との整合を図るための文言整理の改正であります。

第5条の2の改正は、開園時間及び休園日に関する規定を新たに追加するものであります。

第6条の改正は、法改正に伴うもので、利用料として食事の提供に要する費用を徴することとされたことに伴う整理であります。

第8条の改正は、法改正に伴う文言整理であります。

第10条の改正は、市長による管理として新たに設けた条項でありまして、指定管理者にかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であります。

別表は、法改正に伴い、食事の提供に要する費用を規定したいとすることなどに伴うものでありまして、その額は昼食１回につき５００円としたいとするものであります。

附則につきましては、施行期日を平成１８年４月１日としたいとするものであります。

続きまして、議案第４３号 滝川市身体障害者福祉センター条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、滝川市身体障害者福祉センター、滝川市地域ふれあいセンター及び虹のかけ橋公園の管理を指定管理者に行わせるとともに、障害者自立支援法の施行に伴い、改正したいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第１条の滝川市身体障害者福祉センター条例の一部改正についてのご説明をいたします。

第３条の改正は、施設の管理を指定管理者に行わせる旨の改正であり、同条第２項に業務の内容を新たに追加するもので、利用の許可、第３条第２項に掲げる事業の計画及び実施、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第４条の改正は、法改正に伴う文言整理の改正であり、第５条の改正は他条例との整合性を図るための文言整理の改正であります。

第５条の３は、開館時間及び休館日に関する規定を新たに追加するもので、これまで同様の開館時間及び休館日を規定したいとするものであります。

第６条から第１２条までの改正は、市長、管理受託者と表現されているものを指定管理者とし、事業利用者負担額を事業利用料に改めるなどの指定管理者制度移行に伴う文言の整理及びその他の文言整理であります。

第１４条は、市長による管理として新たに設けた条項でありまして、指定管理者にかかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第２項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であり、これに伴い、現行の第１４条を第１５条としたいとするものであります。

別表第２の改正につきましては、現在家庭児童相談室として利用している部屋を会議室として貸し出すことにするために、その料金を設定したいとするものであります。

次に、第２条の滝川市地域ふれあいセンター条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、第３条の改正は、施設の管理を指定管理者に行わせる旨の改正であり、同条第２項に業務の内容を新たに追加するもので、利用の許可、第３条第２項に掲げる事業の計画及び実施、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第５条の２は、開館時間及び休館日に関する規定を新たに追加するもので、これまで同様の開館時間及び休館日を規定したいとするものであります。

第６条から第１１条までの改正は、市長、管理受託者と表現されているものを指定管理者とするなどの指定管理者制度移行に伴う文言整理及びその他の文言整理であります。

第１３条は、市長による管理として新たに設けた条項であり、指定管理者にかかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第２項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であります。

これに伴い、現行の第13条を第14条としたいとするものです。

別表第1の改正については、現在未使用でありました旧指導員室を会議室として貸し出すことにより、その料金を設定したいとするものであります。

次に、第3条の滝川市都市公園条例の一部改正についてご説明いたします。

第2条第1項の改正は、管理を指定管理者に行わせる施設として、第4号に虹のかけ橋公園を加えたいとするものであります。

附則につきましては、第1項においては施行期日を平成18年4月1日としたいとするもので、また第2項については経過措置に関する規定であります。

以上で議案第34号から議案第43号についてのご説明を終わります。

○議長 議案第44号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第44号 滝川市墓地管理使用条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、平成17年に拡張造成いたしました滝の川墓地の利用について18年度から利用できるようにするため、その位置について明確にするとともに、その使用料を定めたいとするものでございます。

新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお開き願いたいと思います。第2条、名称及び位置であります。17年に造成し、墓所として区画整備いたしました431番地、489番地の1を追加したいとするものです。

また、別表第1、使用料につきましては、滝の川墓地C地区をD地区とし、17年に造成し、墓所として18年度から使用するところをC地区とし、使用料金は本市に住所を有する者3万円、本市に住所を有しない者4万5,000円としたいとするものでございます。

なお、附則で、この条例は平成18年4月1日から施行したいとするものでございます。

○議長 議案第45号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第45号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、被保険者が要介護状態等になることを予防し、介護が必要となった状態でも在宅生活を支援する地域支援事業を定めたこと、介護保険の制度改正により要介護状態の区分が新たに設けられた要支援1及び要支援2の方を対象とする介護予防事業が加えられたこと、介護保険料の区分が5段階から6段階に変更されたこと、附則におきまして税制改正による保険料段階の変更に該当する方への激変緩和措置として平成18年度及び平成19年度の保険料額を定めたこと、以上の4点が主な改正内容であります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、目次は、第3章の2、保健福祉事業を第3章の2、地域支援事業と第3章の3、保健福祉事業に改めたいとするものです。

第3章の2、地域支援事業につきましては、第4条の2は市が行う地域支援事業を新たに追加し、第4条の2の2は前条に掲げる事業の実施について滝川市地域包括支援センター条例に定める改正であり、第4条2の3は地域支援事業の規則への委任であります。

第3章の3、保健福祉事業につきましては、第4条の3、同条第3号から同条第6号、同条第12号及び同条第13号は介護保険法の改正による条項の整理、同条第7号から第11号までは新たに行う介護予防事業を規定するものです。

第4条の3の2は介護保険法の改正による条項整理、同条の5第1項及び第2項は文言の整理、同条の6は介護保険法の改正による条項整理、同条の9から同条の13までは文言の整理であります。

第5条は、平成18年度から平成20年度までの当該各号に定める額の改定であり、従来の5段階から6段階に改正したいとするものであります。

第7条第4項は、介護保険法施行令改正に伴う保険料率の算定に関する基準改正により、改めたいとするものであります。

第17条は、要支援認定の更新の際に介護保険の被保険者証の提出を求めるための改正であります。

附則につきましては、第1項は施行期日を平成18年4月1日としたいとするものです。

第2項は、経過措置として、改正後の第5条の規定を平成18年度以降の年度分の保険料について適用したいとするものです。

第3項は、平成18年度の保険料率について、改正後の第5条の規定にかかわらず定めたいとするものです。

第4項は、平成19年度の保険料率について、改正後の第5条の規定にかかわらず定めたいとするものであります。

以上で議案第45号の説明を終わります。

○議長 議案第46号から第49号まで及び第51号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第46号から第49号まで及び第51号を一括ご説明申し上げます。

初めに、議案第46号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例につきまして提案内容をご説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、中心市街地活性化に資する補助制度の創設等に係るもの、さらには工業再配置促進法が今国会におきまして廃止されることによる改正と市税滞納者に対する助成の制限、さらには分譲率を高めるため滝川中央工業団地への工場等の新設等に対する土地取得助成金の交付対象年限の延長等を行うため、改正したいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、1ページ目でございますけれども、目次におきまして、第2章、現行の商店街活性化の推進を商店街活性化及び中心市街地活性化の推進と改め、第4章の全部、第8章の課税の免除及びの文言、第10章の第29条部分につきまして、用地取得における特例助成の期間満了及び工業再配置促進法の廃止に伴い、削除するものであります。

第2条第3号の2及び第3号の3は、同じく工業再配置促進法の廃止に伴い、定義が不用となるため、削除するものであります。

第2章につきましては、第3条に新たに第3条の2を追加し、中心市街地活性化に資する事業を実施した者に対し、補助金を交付することができる旨規定したいとするものであります。

2ページ、第5条及び第5条の2につきましても、工業再配置促進法に基づく規定でありますので、同様に削除するものであります。

3ページ、第6条につきましては、新たに第2項として市税の滞納者に対しては土地取得の助成を受けるための指定を行わない旨規定するものであります。

第7条につきましては、第4項において、滝川中央工業団地の用地取得に対する助成の要件のうち、平成18年3月31日までの時限措置を5年間延長し、平成23年3月31日までとしたいとするものでございます。

4ページ、第4章の第10条の2から第10条の4に関しましては、中空知流通関連団地の用地取得に対する特例助成の期間満了に伴い、削除するものでございます。

5ページ、第8章の章名、第18条から6ページ目の第22条まで、また第28条につきましては、これまで工業再配置促進法に基づく規定により用地取得者に対する課税の免除がございましたが、法の廃止に伴い、課税の免除の文言を削除し、整理するものであります。

附則につきましては、施行期日を平成18年4月1日施行したいとするものであり、経過措置として、今回の改正前に中空知流通関連団地の用地取得のため指定を受けている者に対する助成につきましては、なお従前の例によるものと規定するものでございます。

続きまして、議案第47号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、江部乙町東11丁目にあります農業試験地を公の施設の指定管理者制度に移行せず、今後も市直営で管理することから、条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正内容につきましては、第38条、管理の委託を削除するものであります。

附則につきましては、この条例は、平成18年4月1日から施行したいとするものでございます。

続きまして、議案第48号 滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、他の公民館等と同様に管理を指定管理者に行わせるため、改正するものでございます。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第3条は、見出しを管理の委託から管理の代行等に改め、同条中、公共的団体から指定管理者に管理を行わせるものとする旨の改正であり、同条第2項に業務の内容を新たに追加するもので、利用の許可、維持管理、その他付随業務を規定するものでございます。

第5条の2は、新たに追加するもので、これまで同様の開館時間及び休館日を規定したいとするものであります。

第6条から3ページ目の第12条までの改正は、市長、管理受託者と表現されているものを指定管理者とする指定管理者制度への移行に伴う文言の整理及びその他の文言の整理でございます。

第15条は、市長による管理として新たに設けた条項であり、やむを得ない事情があると認められるときは、指定管理者にかわって市長が管理を行うことができる旨の規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定でございます。

なお、附則につきましては、第1項において施行期日を平成18年4月1日から施行したいとするものであり、第2項は経過措置に関する規定でございます。

続きまして、議案第49号 総合交流ターミナルたきかわ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、江部乙町東11丁目でございます総合交流ターミナルたきかわ、通称道の駅につきまして、他の公の施設と同様に管理を指定管理者に行わせるため、改正するものでございます。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第3条は、ターミナルに管理者その他必要な職員を置くことができるの文言を指定管理者制度の導入により、ターミナルの管理を指定管理者に行わせるものとするの文言に改めるものであり、同条第2項に新たに業務の内容を追加するもので、利用の許可、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第5条から4ページ目の第16条までの改正は、市長、管理受託者と表現されているものを指定管理者とする指定管理者制度への移行に伴います文言の整理及びその他の文言の整理でございます。

4ページ、第17条は、市長の管理として新たに設けた条項であり、やむを得ない事情があると認められたときは指定管理者にかわって市長が管理を行うことができる旨の規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定でございます。

なお、附則につきましては、第1項において施行期日を平成18年4月1日から施行したいとするものであり、第2項は経過措置に関する規定でございます。

続きまして、議案第51号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、池の前水上公園パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるための改正でございます。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。改正内容につきましては、第2条、管理の代行等中、第4号に池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場を加えるものであります。

なお、附則につきましては、第1項において施行期日を平成18年4月1日から施行したいとするものであり、第2項は経過措置に関する規定でございます。

以上、議案第46号から第49号まで及び第51号の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第52号の説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました議案第52号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、生ごみを粉碎処理し、公共下水道に排出をするディスポーザー装置に対するものでございまして、ディスポーザーの導入により下水管、処理場にそれぞれ負荷がかか

るということで、維持管理に対策が必要となりますことから、ディスポーザー使用者に対しまして使用者負担をしていただく、あわせて設置については届出制にして認可を受けていただくという制度で設置を進めたいとするものでございます。排水処理システムの設置に関する規定を整理するため、改正をしたいとするものでございます。

新旧対照表で説明をいたしますので、参考資料をお開きを願いたいと思います。第2条、用語の定義でございます。現行第4号、「流域下水道」については、削除をするものとします。

それと、第12号の「及び給水装置」、「及び同条第9項に規定する給水装置」については、削除をするものといたします。

それで、新しく用語の定義としまして、7号にディスポーザー、8号に排水処理装置、9号に排水処理システム、11号として排水設備工事をそれぞれ新たに用語の定義として加えたいとするものであります。

ほかは、号数の移動、整理でございます。

第6条第2項第2号については、文言の整理でございます。

第9条も文言の整理でございます。

第10条第1項、第16条第4号、第5号についても文言の整理でございます。

第18条第1項ただし書き中「（以下「排水設備工事」という。）」を削除するものでございます。

第19条は、排水処理システムの計画の確認としまして、排水処理システムの新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水処理システムの設置に関する規則で定める基準に適合することについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならないという定めとするものでございます。

第2項で、前条第2項及び第3項の規定は、前項の排水処理システムについて準用するというふうに定めるものでございます。

第20条の9第3号については、文言の整理でございます。

第20条の12第1項第3号中、規定の次に「又は排水処理システムの設置に関する規則で定める基準」と加え、第4号中「第21条第1項」を「次条第1項」と改めるものでございます。

第21条第1項中「の新設等」を「又は排水処理装置の新設等」と改め、規定の次に「又は排水処理システムの設置に関する規則で定める基準」と加え、同条第2項中、同項の検査の次に「（排水設備等に係る検査に限る。）」を加え、あとは文言の整理でございます。

第22条第3項については、文言の整理でございます。

第25条の見出しにつきましては、排水設備等又は排水処理装置の撤去に改め、同条中、排水設備等の次に「又は排水処理装置」と加えるものでございます。

第26条第1号につきましては、文言の整理でございます。

第27条中、排水設備の次に「排水処理システム」と加えるものでございます。

第32条第4項ただし書き中、これは文言の整理でございます。

次は、第33条については使用料の定めでございますが、第33条中第2項を第3項とし、第1

項の次に1項を加え、2項で、ディスポーザーから粉碎処理された生ごみを排水処理装置を用い
ないで公共下水道に排除してこれを使用する者は、使用料を納入しなければならないと定めるもので
ございます。

第35条、第36条第1項については、文言の整理でございます。

第38条第1項中「認めた」を「認める」に、これは使用料の減免であります、「全部又は一
部を減免」を「一部を減額し、又は全部を免除」に改め、第2項中「市長が別に定める使用料」を
「使用料を規則で定める額に減額」に改め、同項第1号中「により」を「の規定により」と改める
ものでございます。

同項第2号中「市長が別に」を「規則で」に改め、第3号中「による母子家庭で、市長が別に」
を「の規定による母子家庭に属する者で、規則で」に改める文言の整理等でございます。

第40条第1項第1号中、第18条の次に「又は第19条」を、排水設備等の次に「又は排水処
理システム」を加え、第3号中、排水設備等の次に「又は排水処理装置」を加え、第6号中、第1
8条第1項の次に「、第19条第1項」を、第18条第2項本文の次に「（第19条第2項におい
て準用する場合を含む。）」を加えるものでございます。

第43条の見出しを規則への委任にするものでございます。

同条中「市長が別に」を「規則で」に改めるものでございます。

附則第3項を附則第4項としまして、附則第2項の次に1項を加えまして第3項として、当分の
間、第19条第1項の規定による家事用以外の用途に係る排水処理システム及び合流式の下水道の
処理区域における排水処理システムの設置については、同項の規定にかかわらず、排水処理装置を
備えたものでなければならないと定めるものでございます。

別表第3でございますが、第33条第2項を第33条第3項に改めまして、同表に備考としまし
て、備考、第33条第2項の規定によるディスポーザーの利用に伴う下水道使用料は、次の表に掲
げる額とし、その基本料金に加算するものとするというふうに定めるものでございます。この額は、
用途としましては家事用でございまして、料金はディスポーザー1台につき1月当たり500円と
定めたいとするものでございます。

附則で、第1項、施行期日は規則で定める日から施行するものとしまして、第2項は経過措置で
ございますが、この条例の施行の際現に設置されている排水処理システムについては、第19条第
1項中、または第27条中、第21条第1項中のそれぞれ表現の中で、滝川市下水道条例の一部を
改正する条例の施行後速やかにというふうに読みかえて、それぞれ規定を適用するものでござい
ます。

第3項につきましては、改正後の第33条第2項の規定、これは使用料でございますが、この条
例の施行の日以後最初に到達する定例日から次の定例日までの間に係る使用料から適用し、施行日
前に到来した定例日から次の定例日までの間に係る使用料については、なお従前の例によるもの
とし、第4項でこの条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
ると定めるものでございます。

以上、議案第52号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○議長 議長第53号の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議長第53号 滝川市病院事業の設置等に関する条例及び滝川市病院条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、同法に新たに指定介護予防サービスというものが加わりましたことから、関係する条例を改正したいとするものでございます。

第1条は、滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正でございまして、第2条第3項の中に指定介護予防サービスを加えるものでありまして、第4号から第6号までにそのサービスの内容を追加するものでございます。

第2条は、滝川市病院条例の一部改正でございまして、第4条第4項の中に指定介護予防サービスを加えるものでございます。

附則によりまして、施行期日を平成18年4月1日からにしたいとするものでございます。

以上で議長第53号の説明とさせていただきます。

○議長 議長第54号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議長第54号 滝川市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

その管理を指定管理者に行わせるため、改正したいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第2条の2は、管理の代行等に関する条で、第10条に規定しておりました管理の委託にかわり、指定管理者に管理を行わせることとする旨の改正であり、同条第2項に業務の内容を新たに追加するもので、利用の許可、第3条各号に掲げる事業の計画及び実施、維持管理、その他付随業務を規定するものであります。

第4条は、開館時間等に関する規定を新たに追加するもので、これまでと同様の開館時間を規定したいとするものであります。

第5条から第9条までの改正は、市長、管理受託者と表現されているものを指定管理者とするなどの指定管理者制度移行に伴う文言の整理及び他の条例と同様の利用の制限、目的外利用等の禁止などを規定したいとするものであります。

第10条は、市長による管理として新たに設けた条項であり、やむを得ない事情があると認められるときに指定管理者にかわって市長が管理を行うことができるようにするための規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定であります。

附則につきましては、第1項において施行期日を平成18年4月1日としたいとするものです。

また、第2項は、経過措置に関する規定であります。

以上で第54号の説明といたします。

○議長 議長第55号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議長第55号 滝川市知的障害者デイサービスセンター条例を廃止する条例についてご説明いたします。

滝川市知的障害者デイサービスセンターは、サービスニーズの変化等により今後の利用者の増加

が見込めないことから、施設を廃止したいとするものであります。なお、現在3名の利用者につきましては、併設されております重症心身障害児B型通園事業において対応が可能であることを確認いたしております。

以上で議案第55号の説明を終わります。

○議長 長 議案第56号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第56号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、2カ所ありまして、1カ所目は滝川市扇町地区コミュニティセンターであり、所在地は滝川市扇町2丁目18番28号であります。2カ所目は、滝川市幸町地区コミュニティセンターで、所在地は滝川市泉町185番地3であります。指定管理者となるべき団体の名称及び主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、1カ所目の滝川市扇町地区コミュニティセンターにつきましては、名称は扇町地区コミセン運営委員会、主たる事務所の所在地につきましては滝川市扇町2丁目18番28号、代表者の氏名は会長の南廣志氏でございます。2カ所目の滝川市幸町地区コミュニティセンターにつきましては、名称は幸町地区コミュニティセンター運営委員会、主たる事務所の所在地につきましては滝川市泉町185番地3であります。代表者の氏名につきましては、会長の佐々木正幸氏であります。指定の期間につきましては、平成18年4月1日から平成19年3月31日までであります。

以上、議案第56号の説明といたします。

○議長 長 議案第57号及び第58号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、たきかわホールでございます。滝川市栄町3丁目9番2号。指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、特定非営利活動法人たきかわホール、滝川市栄町3丁目9番2号、理事長、本間保昭氏であります。指定期間でございますが、平成18年4月1日から平成19年3月31日まででございます。

続きまして、議案第58号でございます。公の施設の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、滝川市江部乙公民館を含む記載の7カ所でございます。指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、滝川市江部乙公民館の場合は江部乙公民館運営委員会でございます。あと、下に6カ所について記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。指定期間でございますが、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとしたいとするものでござい

ます。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議案第59号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第59号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市大町地区児童センター、それと滝川市中地区児童センターでございます。指定管理者となるべき団体の名称でございますけれども、大町地区児童センターにつきましては大町地区児童センター運営委員会、中地区児童センターにつきましては中地区公民館運営委員会でございます。指定期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとしたいとするものであります。

以上で議案第59号の説明を終わります。

○議長 議案第60号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、滝川市B&G海洋センター、滝川市西滝川10番地。もう一点は、池の前水上公園（滝川市B&G海洋センターを除く。）のうち、カヌー等の利用に係る部分でございます。滝川市西滝川10番地でございます。指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、財団法人滝川市体育協会、滝川市二の坂町東3丁目2番1号、会長、柳義文氏であります。指定期間でございますが、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 議案第61号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第61号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

管理を行わせる施設は、滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川でございます。指定管理者となるべき団体につきましては、これまで管理を行ってきた社団法人滝川砂川広域シルバー人材センターで、所在地、代表者等については記載のとおりでございます。指定期間につきましては、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上、議案第61号の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第62号から第69号までの説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第62号から議案第69号までの公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

初めに、議案第62号であります。指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中央老人

福祉センターであります。指定管理者となるべき団体の名称は、滝川市老人クラブ連合会であります。指定期間は、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとしたいとするものであります。

続きまして、議案第６３号でありますけれども、指定管理者に管理を行わせる公の施設といたしましては、滝川市養護老人ホーム緑寿園、滝川市特別養護老人ホーム緑寿園、滝川市軽費老人ホーム緑寿園。指定管理者となるべき団体の名称でございますけれども、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団であります。指定期間につきましては、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとしたいとするものであります。

続きまして、議案第６４号であります。指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市西町デイサービスセンター、滝川市デイサービスセンターすずかけ、滝川市見晴デイサービスセンターの３館であります。指定管理者となるべき団体の名称は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団であります。指定期間といたしましては、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとしたいとするものであります。

続きまして、議案第６５号であります。指定管理者に管理を行わせる公の施設といたしましては、滝川市在宅介護支援センターすずかけであります。指定管理者となるべき団体の名称は、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会であります。指定期間は、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとしたいとするものであります。

続きまして、議案第６６号であります。指定管理者に管理を行わせる公の施設といたしましては、滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけ。指定管理者となるべき団体の名称、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団であります。指定期間といたしましては、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとしたいとするものであります。

続きまして、議案第６７号であります。指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センター北地区分館であります。指定管理者となるべき団体の名称でありますけれども、三世代交流センター北地区分館運営委員会であります。指定期間といたしましては、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとしたいとするものであります。

続きまして、議案第６８号でありますけれども、指定管理者に管理を行わせる公の施設といたしましては、滝川更生園及び滝川新生園であります。指定管理者となるべき団体の名称といたしましては、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団であります。指定期間は、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとしたいとするものであります。

続きまして、議案第６９号であります。指定管理者に管理を行わせる公の施設といたしましては、滝川市身体障害者福祉センター、滝川市地域ふれあいセンター、虹のかけ橋公園の３施設でございます。指定管理者となるべき団体の名称でございますけれども、滝川身体障害者福祉協会であります。指定期間といたしましては、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとしたいとするものであります。

以上で議案第６２号から議案第６９号までの説明を終わります。

○議長 議案第７０号から第７２号までの説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第70号から第72号までを一括ご説明申し上げます。

初めに、議案第70号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。管理を行わせる施設は、滝川市東滝川地区転作研修センターでございます。指定管理者となるべき団体につきましては、これまで管理を行ってきた東滝川地区転作研修センター運営委員会で、所在地、代表者等については記載のとおりでございます。指定期間につきましては、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間としたいとするものであります。

続きまして、議案第71号、同じく公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。管理を行わせる施設は、地ビール施設を除く滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場でございます。指定管理者となるべき団体につきましては、株式会社滝川グリーンズで、所在地、代表者等につきましては記載のとおりでございます。指定期間につきましては、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間としたいとするものでございます。

続きまして、議案第72号、同じく公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。管理を行わせる施設は、総合交流ターミナルたきかわ、通称道の駅でございます。指定管理者となるべき団体につきましては、これまで管理を行ってまいりました総合交流ターミナルたきかわ管理組合で、所在地、代表者等については記載のとおりでございます。指定期間につきましては、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間としたいとするものでございます。

以上、議案第70号から議案第72号までの説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第73号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定についてを説明いたします。

他の指定と同様に、滝川市コミュニティ防災センターの指定管理を滝川地区広域消防事務組合に指定したいとするものであります。なお、施設の所在地、指定管理者の事務所の所在地、代表者の氏名は記載のとおりです。指定期間は、同じく平成18年4月1日から平成19年3月31日までとしたいとするものであります。

以上、議案第73号の説明といたします。

○議長 以上をもちまして平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針並びに議案第1号から第8号まで、第14号から第20号まで、第22号から第49号まで、第51号から第73号までの説明を終了いたしました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成18年第1回滝川市議会定例会（第2日目）

平成18年 3月 8日（水）

午前10時00分 開 議

午前11時24分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 議案第 9号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第9号）
日程第 3 議案第10号 平成17年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 4 議案第11号 平成17年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 5 議案第12号 平成17年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第13号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7 議案第21号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第50号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第74号 教育委員会委員の任命について
日程第10 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	清 水 雅 人 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	窪之内 美知代 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	収 入 役 門	山 伸 夫 君
教 育 長	安 西 輝 恭 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
総 務 部 長	末 松 静 夫 君	市 民 生 活 部 長	大 竹 敏 章 君

保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君	經 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
經 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君
建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君	教 育 部 長	辰 巳 信 男 君
監 査 事 務 局 長	谷 田 部 篤 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	高 橋 賢 司 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	林 弘 君	事 務 局 次 長	飯 沼 清 孝 君
主 査	中 川 祐 介 君	書 記	高 橋 美 智 子 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、21名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第2 議案第9号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第9号）

○議長 長 日程第2、議案第9号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第9号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第9号）について説明させていただきます。

今回の補正は、生産履歴システム整備に係る補助金の補正と、年度末を控え職員人件費、他会計繰出金など各経費の過不足の調整並びに国庫補助金、市債など特定財源の確定などに伴う補正が主な内容となっております。

第1条で、歳入歳出の総額からそれぞれ8,005万8,000円を減額し、予算の総額を212億6,801万6,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加、廃止及び変更は、第2表によるところでございます。

2ページから5ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

6ページ、7ページをお開き願います。第2表の地方債補正でございます。追加といたしまして、滝の川広場整備事業債6,400万円、街なか地域文化交流広場整備事業債5,970万円。廃止といたしまして、滝の川墓地造成事業債6,580万円とするものでございます。まず、滝の川墓地造成事業につきましましては、予定していた起債事業区分の変更により、新たに滝の川広場整備事業債6,400万円と設定するとともに、滝の川墓地造成事業債を廃止したいとするものでございます。また、金額が減となっているのは、事業費の確定見込みによる減でございます。街なか地域文化交流広場整備事業債につきましましては、3号補正で議決いただいたにぎわい広場整備工事及び公有財産購入費等につきましまして地方交付税措置のある有利な起債が認められたことにより、追加したいとするものでございます。

次に、変更といたしましては、花月保育所整備事業債2,180万円の減、新生園整備事業債40万円の増、農業施設整備事業債20万円の減、除雪機械整備事業債40万円の増、道路新設改良

事業債 710 万円の減、義務教育施設整備事業債 80 万円の減、西高等学校整備事業債 40 万円の減、花月地区児童センター整備事業債 1,550 万円の減、温水プール整備事業債 10 万円の減、文化センター整備事業債 30 万円の減、減税補てん債 80 万円の減、臨時財政対策債 610 万円の減。いずれも事業費等の確定に伴う起債許可見込みによる補正でございます。

追加、廃止、変更による市債の補正額合計は 560 万円の増となり、市債の総額を 13 億 270 万円としたいとするものでございます。

続いて、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、23 ページをお開きください。2 款 1 項 4 目財産管理費、補正額 592 万 5,000 円は、財産貸付収入、基金運用収入、不動産売払収入、寄附金などの実行見込みにより、各基金積立金を補正したいとするものでございます。

9 目交通安全対策費、補正額 5 万 1,000 円は、寄附者の意向により啓発用交通安全資材として着ぐるみ 2 体を購入するものでございます。

3 款 1 項 1 目社会福祉費、補正額 146 万 4,000 円につきましては、基金利息、寄附金などを積み立てするものでございます。

2 目身体障害者福祉費、補正額 792 万 3,000 円の減額につきましては、まず身体障害者措置に要する経費におきまして実行見込みにより更生医療費扶助 280 万円の増額、補装具扶助 330 万円の増額、それから身体障害者支援に要する経費で入所者、通所者の減により施設訓練等支援費を 550 万円の減額、それから重度心身障害者医療に要する経費で医療扶助件数の減等により医療費扶助を 265 万 9,000 円の減、事務手数料を 129 万 4,000 円減額、次のページをお開き願います。また通所者が減になったことにより、滝川更生園の管理委託料を 457 万円減額したいとするものでございます。

3 目知的障害者福祉費、補正額 350 万円の減額につきましては、当初見込みより施設入所者数が減となることから、施設訓練等支援費を減額したいとするものでございます。

4 目老人福祉費、補正額 747 万 6,000 円の増額につきましては、老人措置に要する経費につきまして入所人員の減により 1,303 万 7,000 円の減額、老人医療に要する経費については医療費の実行見込みが件数、1 件当たりの単価ともに減となることから、医療費扶助 733 万 9,000 円、事務手数料 6 万 9,000 円を減額し、老人医療給付費の増により老人保健特別会計繰出金 2,792 万 1,000 円を増額したいとするものでございます。

2 項 1 目児童母子福祉費、補正額 1,390 万円の減額につきましては、児童手当に要する経費の補正で実行見込みによる延べ人員の減により 520 万円の減額、児童扶養手当に要する経費でも実行見込みによる受給者数の減により 1,000 万円の減額、また障害児支援に要する経費ではこども療育センター利用数の増加によりデイサービス支援費を 130 万円増額したいとするものでございます。

2 目保育所費、補正額 2,610 万 5,000 円の減額は、保育所の運営管理において保育人数が減となったことによる運営管理委託料等の補正 1,910 万 5,000 円と花月保育所建設費の実行見込みによる補正 700 万円減でございます。保育所運営につきましては、当初見込み延べ 6,337 人に対し、実行見込みでは延べで 5,816 人で、521 人、8.2%の減となっており、

代替保育士賃金、委託料等を減額したいとするものでございます。また、花月保育所建設費の減額補正につきましては、実行見込みにより事業費を整理したいとするものでございます。工事請負費として3億2,053万7,000円を当初予算で計上し、本体工事2億4,004万1,200円、解体工事1,425万9,000円を執行しておりますが、新たに子育ての拠点として子供たちの夢をはぐくみ、創造力ある子供に育ってほしいとの願いから、隣接する第三小学校の卒業生であり、さまざまなイベントに協力をいただいている著名なデザイナーである五十嵐威暢氏に制作を依頼し、新たにオブジェ及び設置費として130万円、愛称募集によるめ・も・るの看板設置として25万円、さらには燃料費など他科目への流用を含めた実行見込みとし、差し引き700万円を減額したいとするものです。

3項1目生活保護費、補正額9,678万の減は、生活保護費の実行見込みによる減額補正でございます。生活保護費のうち医療扶助が減少していることから、減額したいとするものでございます。

4款1項2目予防費、3目の保健センター費は、いずれも財源振りかえでございます。

5目環境衛生費、補正額114万5,000円の減額につきましては、墓地の運営管理に要する経費で、墓地管理手数料の減などにより積立金の減額が3万3,000円、中空知衛生施設組合負担金、滝の川斎苑分ですが、前年度繰越金の精算等により111万2,000円の減額となるものでございます。

6目他会計繰出金、補正額5,332万8,000円は、特別会計の補正に伴う一般会計負担分及び地方交付税等の確定に伴う整理でございます。国民健康保険特別会計は医療費、保健事業費の増並びに保険基盤安定化支援事業分の増などにより4,153万7,000円の増、介護保険特別会計は給付費の増により250万円の増、病院事業会計は交付税算入単価の増等により929万1,000円の増となっております。

2項1目じん芥処理費、補正額928万9,000円の減額は、中空知衛生施設組合負担金、ごみ処理施設分ですが、前年度繰越金の精査等により組合負担金を減額するものでございます。

次のページをお開きください。28、29ページですが、2目し尿処理費、補正額49万3,000円の減額につきましても中空知衛生施設組合負担金が前年度繰越金の精算等により減額となるものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額480万6,000円は、農業の振興に要する経費の補正でございます。JAたきかわが事業主体であります生産履歴追跡システムの導入経費として道の地域政策補助金の対象となったことから、480万円を増額したいとするものと、利息等の基金運用収入を農業振興基金に積み立てたいとするものでございます。

5目農業施設費は、財源振りかえでございます。

2項1目林業振興費、補正額313万3,000円の減額は、公団分収造林事業について事業費が確定したことによる減額補正でございます。下刈りの減が主な減額理由となっております。

7款1項1目商工業振興費、補正額15万円は、寄附金等を商業振興基金に積み立てするもの及び財源振りかえでございます。

次のページをお開きください。８款２項１目道路維持費は、財源振りかえでございます。

２目道路新設改良費、補正額１，１０１万５，０００円の減額は、実行見込みによる事業費の整理と配置がえ等による職員人件費の減額でございます。

１０款１項３目教育振興費、補正額６，０００円は、その他教育振興に要する経費でございます。基金利息を積み立てたいとするものでございます。

３項小学校費、１目学校管理費、補正額４０万円は、寄附者の意向により教材費として１０万円の増額を行い、第三小学校英語用教材の購入と、それから西小学校において発達障害児、現在１年生ですが、４月の進級に合わせて２階トイレの便器等の改修のため３０万円を補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。５項高等学校費、１目学校管理費は、財源振りかえでございます。

７項１目社会教育費、補正額１３０万２，０００円につきましては、基金利息、寄附金などを積み立てするものでございます。

４目の文化センター費は、財源振りかえでございます。

７目の児童館費、補正額６８０万円の減額は、実行見込みによる事業費の整理であります。工事請負費として１億５，６６８万６，０００円を当初予算に計上し、本体工事１億１，４１３万１，３００円などを執行し、保育所建築と同じく、新たにオブジェ及び設置費として１３０万円、看板工事２５万円、さらには必要な燃料など他科目への流用を含めた実行見込み、それから当初予算としては外構工事の一部経費３８７万円も計上していたため、これらを精査し、６８０万円を減額補正したいとするものであります。

８項２目水泳プール費は、財源振りかえでございます。

１１款１項１目元金、補正額７，９７３万８，０００円は、平成１５年度に取得、整備した駅前再開発ビル内のたきかわホールの財源として国庫補助金のかわりにＮＴＴＢタイプ資金１億１，９６０万６，６１４円の無利子貸し付けを受けており、平成１７年度から平成１９年度の３カ年で償還する予定でありましたが、今年度の国の補正予算措置で平成１７年度において一括償還することによる補正でございます。これは、歳入同額で受けることになり、実質は補助金であります。当初予定では各年３，９８６万８，０００円ずつの償還予定でしたが、今回７，９７３万８，０００円を補正し、全体１億１，９６０万７，０００円を一括償還するものでございます。

次のページをお開き願います。１２款２項１目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額２，２０５万１，０００円の増額は、国庫補助金、負担金の返還金でございます。平成１６年度の生活保護費国庫負担金として８億９，００３万８，０００円、生活保護適正化実施推進事業補助金として６４２万６，０００円を収入として受け入れておりましたが、精算の結果、生活保護費国庫負担金２，１９７万４，０００円、適正化事業国庫補助金７万７，０００円の計２，２０５万１，０００円を返還したいとするものでございます。

１３款１項１目職員費、補正額７，６６７万２，０００円の減額は、実行見込みにより一般職員の職員給与、手当、嘱託職員報酬、臨時職員賃金を減額するものでございますが、中途退職者、病欠職員などが主な減額要因となっております。

以上、歳出合計で８，００５万８，０００円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。１０ページ、１１ページをお開き願います。

１０款１項１目地方特例交付金、補正額６７８万３，０００円の減額は、確定見込みによる補正で
ございます。

１１款１項１目地方交付税、補正額５，０４０万３，０００円の減額は、補正に伴う一般財源を
特別交付税で調整したいとするものでございます。

１３款１項２目民生費負担金、補正額１，９６３万３，０００円の減、１４款２項２目衛生手
数料、補正額３万５，０００円の減は、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。１５款１項１目民生費負担金、補正額８，５９５万９，０００
円の減、２目衛生費負担金、補正額１７２万１，０００円、２項１目民生費補助金、補正額６５万円、
２目商工費補助金、補正額７，９７３万８，０００円は、いずれも歳出関連でございます。

４目教育費補助金、補正額２６０万５，０００円につきましては、学校施設整備費補助金と文化
施設整備費補助金でございまして、江部乙小学校並びに文化センターのアスベスト改修関連工事が
国の１次補正予算の補助対象となったことによるものでございます。

次のページをお開き願います。１６款１項１目民生費負担金、補正額１８０万４，０００円の減、
２目衛生費負担金、補正額８８３万８，０００円、２項１目民生費補助金、補正額１，９３５万６，
０００円の減、４目農林業費補助金、補正額４８０万円は、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。１７款１項１目財産貸付収入、補正額３０万９，０００円の減、
３目基金運用収入、補正額１９万６，０００円、２項１目不動産売払収入、補正額２，０００円の
減、１８款１項１目一般寄附金、補正額７１８万円、３目民生費寄附金、補正額２６万９，０００
円、７目商工費寄附金、補正額１４万９，０００円は、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開きください。８目教育費寄附金、補正額１６９万９，０００円は、歳出関連で
ございます。

１９款１項１目他会計繰入金、補正額１，４８５万２，０００円につきましては、議案第１０号
国民健康保険特別会計補正予算（第１号）に関連いたしまして、国保対象者に係るインフルエン
ザ接種委託料、健康診査等の経費を国保会計で負担し、交付金の対象とするものでございます。

２項１目基金繰入金、補正額５，７００万円の減額は、にぎわい広場整備事業が起債対象となっ
たことから、基金繰り入れを減額したいとするものでございます。

２１款４項１目公団分収造林事業受託収入、補正額３２８万円の減額は、歳出関連でございます。

５項３目雑入、補正額３，６２０万９，０００円は、実行見込みによる重度心身障害者医療、乳
幼児医療、ひとり親家庭等医療の返還金収入並びに生活保護費返還金収入の増でございます。

２２款１項１目民生債２，１４０万円の減、次のページをお開き願います、２目の衛生債１，８
００万円の減、３目の農林業債２０万円の減、４目の土木債６７０万円の減、５目教育債１，７１
０万円の減は、いずれも歳出関連でございます。

６目減税補てん債８０万円の減、７目臨時財政対策債６１０万円の減額は、確定見込みによる補
正でございます。

8目商工債5, 970万円は、にぎわい広場整備事業が起債対象になったことによるものでございます。

以上、歳入合計で8, 005万8, 000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、何点か質疑させていただきたいと思います。

花月保育所建築に要する経費、花月地区児童センター建築に要する経費について伺います。総務文教常任委員会と厚生常任委員会でモニュメントなど計310万円の追加工事が明らかとなりましたが、当初の計画になかったモニュメントを文字どおり突然設置する責任をどのようにお考えなのか、まずそれをお伺い申し上げます。

次に、このモニュメント設置に関しまして、子育て連絡協議会から公開質問状が出されています。新聞報道によれば、モニュメントの設置は市のタッグ計画と相反するとしまして、7点にわたって質問が出されております。この中では、例えば値上げに合わせた設置の話、本当に子育てを支援するのか疑問、こうした声も書かれております。こうした質問は、保護者に支出が理解されていないことのあらわれではないでしょうか。どのようにお考えなのかお伺い申し上げます。

最後に、モニュメントの必要性についてお伺い申し上げます。これについては、工事の差金がなくとも議会にかけてでも追加工事を行う、言い換えればそれほどまでに必要性があるのだ、このように常任委員会の方で示されましたが、そういった考えに変わりがないのかお伺い申し上げます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 3点にわたってご質問がありましたけれども、総合的な観点でご説明申し上げたいと思いますが、私どもも含めて、保育料の関係含めながら今回の五十嵐さんのモニュメントに対する論点で議論されておるわけですが、間接要因と直接要因の混同があるのでないかなと私は思っているのですが、論点は、保育料の方は国の基準に合わせていただきたいという、受益と負担の乖離を少しでも小さくしたいということで保育料の観点については申し上げているところであり、もう一つは、子供の創造力の論点であります。子供の創造力のために、私どもは現地調査をしながら、ここは必要だなと、それと愛称を募集した中でめ・も・るという愛称をつけてくださった、その看板設置も必要だということで、子供たちに夢及び創造力を働かせたいという論点での設置でありまして、これは施策の範囲、執行権の範囲だと思っております。

○議長 長 答弁終わりました。

○酒井議員 すべてに答えてください、最後の問題についても、最初の問題は答えいただきましたけれども。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 3点を総合的に申し上げたので、工事の差金含めて、我々としては現場を見ながら、発意のもとでその2点の観点、創造力含めて、五十嵐さんが隣接する三小の卒業生であるということで、子供たちに創造力を養わせたいという観点で、必要な施策の範囲の中で、執行権の範囲の中

で予算を執行したということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 どうもしっかりと説明がされないわけでございますけれども、まず確認したいのは、先ほど部長が答弁された国の負担に合わせていきたいと、それから子供の創造力の問題であると、その点で必要性があるというふうに考えているというご答弁でございましたけれども、まず1点目の国の負担に合わせてというものの以外に滝川市の財政の再建のために必要だからというもう一つの観点があつたのではないのでしょうか。そのことも確認したいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 財政の健全化に向けて、市民委員会含めながらタッグ計画をつくったと。我々としては、タッグ計画を、マズローの視点で受益の範囲が広い観点、例えば除雪だとかそういうのはゼロパーセントに近い削減であります。三角の一番頂点にいくのは、100パーセントまで補助金廃止したところもありますし、50パーセントやつたところもあります。それは、財政健全化の中で一方では健全化を進めていくのと、我々はタッグ計画の中で同居論であります。地域経済活性化につながるとか、施策の重点化だとか、そういうことの部分と、一方では財政の健全化と、そういう同居論の中でタッグ計画を進めていることもご理解願いたいと思います。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 中身としてはご理解願いたいという言葉だけにとどまったわけでございますけれども、2点目の子供の創造力の問題であるという点についてお伺いしたい。これについては、前の委員会の中でも本物を見ていただきたいと、本物の芸術に触れさせたいと。先ほどは、夢をはぐくみ、創造力を働かせるお子さんたちのためにと、こういうことでご説明があつた。しかし、当初の計画になかったものを設置する以上、もし本当に必要である、このためにはどうしても必要なのだというものであれば4月1日のグランドオープン後に、保護者なども交えた中で議論されるべき問題ではなかったのではないですか。例えばそうした中で手づくりを主体としたものにしようであるとか、子供たちの意見を取り入れたものにしようとか、こうした意見もあるかもしれないではないですか。これでは子供たちが不在のままの決定と言われても仕方がないのではないのでしょうか。そのことについてお伺い申し上げます。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問にお答えをいたしますが、私は公共建築物を建設するときに、それなりの基準を持っております。一つは、堅牢で、かつ機能的であるということであります。これが大前提。かつては、公共建築物もかなり華美に至る意匠が施された時期もきつとあつたというふうに思いますけれども、今さまざまな改革が進む中で、ただいま申し上げたのが第1点目の視点であります。それが満足されれば、アメニティーに配慮をしなくてはいけないというふうに思っております。アメニティー、いわゆる環境プラス文化であります。平成17年度の予算において、この建設費は認められました。予算として議会のご承認をいただきました。堅牢にして効率的、機能的であるという建物は、設計及び施工の段階で満足されたわけであります。そこで、競争性の原理によって入札差金が出てきたと。私は、議会によって議決をされた、その予算の範囲内において、許さ

れるならばアメニティーについての付加的な施策を講ずるということが今酒井議員がおっしゃられた極めて大きく批判されるべき内容なのかどうかということについては、少なからず疑問を生じます。確かに設計段階でそういうことがわかればいいのですがけれども、私は第1には先ほど申し上げた基準を重んじた。そして、議会で議決をいただいた予算の範囲内で子供たちが、先ほど総務部長からご答弁を申し上げました価値観を満足できるというものにプラスアルファでできることならば、それは市長として予算執行権の範囲内で講ずるべきものではないのかというふうに実は考えているところでございますので、勉強家の酒井議員におきましてはぜひともこれはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎であります。私は、ただいまの議案第9号 平成17年度一般会計補正予算に反対する立場で討論に立ちたいと思います。

正直に申し上げるならば、多くの予算項目には賛成いたしたいのでありますが、ただいま酒井議員からご質疑のありました花月保育所並びに花月地区児童センター建築に関する経費の減額補正に極めて問題があることを指摘せざるを得ないのであります。この児童センター追加工事、モニュメントの制作費310万は、もともと減額補正に戻すべきであります。市長の考えが先ほど聞いていても間違っているとは言いません。しかし、今の時期、タッグプランで四苦八苦して工夫をし、厳しい予算編成の折、市長のアイデアも断念する勇気を持っていただきたいのであります。今の時期、学校などでは年度末、年度初めで消耗品も底をついて、新年度の少ない予算を待っているのであります。こんなときこそ、教育長もモニュメント制作より別な教育予算の補正を主張すべきであります。

この件によって補正予算に反対するのは極めて残念であります。市民からの電話での要請もございまして、市長には再考慮を申し添え、市民の声連合の反対討論といたしたいと思います。

○議 長 ほかに討論ありますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表しまして、議案第9号 2005年度滝川市一般会計補正予算（第9号）に反対の立場で討論を行います。

本議案のJAたきかわが行う生産履歴追跡システム導入事業補助金や小学校教材の購入、発達障害児のためのトイレ改修などについては、評価できるものであります。本議案に反対する理由は、花月保育所建築に要する経費、花月地区児童センター建築に要する経費に伴うモニュメントについてであります。第1に、この事業費の確定見込みに伴う減額補正は、入札の差金によって生じたものです。本来なら130万円以内掛ける2基のモニュメントなどの経費310万円がプラスされて計上されるはずでした。このモニュメントなどにかかわる経費310万円は、決して小さな金額とは言えません。私立幼稚園就園奨励費補助金で言えば2年値下げをおくらせることができる金額で

す。保育料改定の金額で言えば値上げによる２００６年度の歳入増にも匹敵する金額であり、財政再建などを理由に子育て世代に負担増を計画している今、こうした支出は保護者の理解が得られません。問題点の第２は、追加工事すべてを否定するものではありませんが、安全性に問題があるなど緊急を要するもの、利便性に問題があるなど必要性が高いものに限るべきだということです。一の坂保育所にはツタのモニュメントがある。こうしたものと比べると殺風景である。建ててみて、中に入って気づくこともある。こういったこともモニュメント設置の理由とされていますが、緊急性、必要性の面で納得ができません。第３は、当初の計画になかったものを設置する責任についてです。２月２５日の総務文教常任委員会と２７日の厚生常任委員会で突然追加工事が明らかとなりましたが、こうした委員会に報告されなければ４月１日のグランドオープンまで知られることがなかった可能性もあります。特別職、理事者の内覧会で市長の強い意向があった、市長の執行権の中での問題である、このように言いますが、現在保育料値上げ問題が保護者や子育て連絡協議会などを中心に議論されている中、ツルの一声で見積もり合わせが行われ、追加工事が決まってしまう、これは大問題です。市民にとって重要であるこうした案件は、前もって説明され、議論されるのが当然ではありませんか。こうした支出は、許されるものではありません。

以上を申し上げ、日本共産党を代表しての討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第９号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第９号は可決されました。

◎日程第３ 議案第１０号 平成１７年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議 長 日程第３、議案第１０号 平成１７年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第１０号 平成１７年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億３，６２９万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１億３，７３２万３，０００円としたいとするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳出からご説明いたしますので、１２ページ、１３ページをお開き願いたいと思います。１款総

務費、4項1目特別対策事業費、補正額38万2,000円につきましては、国保税の口座振替手数料が平成17年度に新設されました北海道調整交付金の対象となったことにより、一般会計で負担していたものを国保会計からの支出として新たに予算措置をするものでございます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、補正額5,486万3,000円につきましては、医療費の増により増額したいとするものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額4,590万円につきましても医療費の増によるものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額1,098万5,000円につきましても医療費の増によるものでございます。

3款1項1目老人保健医療費拠出金、補正額8,564万7,000円につきましては、老人保健拠出金が確定したことにより増額補正とするものでございます。

次のページ、14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。4款1項1目介護納付金、補正額623万8,000円につきましては、介護納付金が確定したことにより増額補正するものでございます。

5款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、補正額843万9,000円の減額につきましては、高額医療費拠出金が確定しましたので、減額補正とするものでございます。

6款1項保健事業費、1目保健衛生及び疾病予防費、補正額1,485万2,000円につきましては、保健事業費の基本健診、インフルエンザ予防接種に要する費用が北海道調整交付金の対象になったことから、一般会計で負担していました国保加入分について新たに予算措置をするものでございます。

8款諸支出金、1項3目償還金、補正額2,586万7,000円につきましては、一般会計借入金償還金1,500万円と国庫支出金償還金16年度精算分1,086万7,000円の償還に充てたいとするものでございます。

以上、歳出補正額2億3,629万5,000円としたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。2款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金、補正額5,659万9,000円につきましては、保険給付費、老人保健医療拠出金、介護納付金の歳出増に伴い、増額するものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額211万円の減額につきましては、歳出関連でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額1,595万円につきましては、収納率が2年連続向上したことによりまして、平成16年度普通調整交付金の減額分の2分の1が調整交付金として増額が見込まれることによるものでございます。

3款1項1目療養給付費等交付金、補正額7,870万3,000円につきましては、過年度分が確定したことにより増額するものでございます。

4款道支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金、補正額211万円につきましても、5款1

項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金の減によるものでございます。

2項道補助金、1目財政調整交付金、補正額690万8,000円につきましては、北海道特別調整交付金が普通調整交付金と特別調整交付金に分かれたことから、科目を細分化するものでございます。

次のページ、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。5款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、補正額2,444万7,000円につきましては、高額医療費共同交付金の増額が見込まれますので、増額補正とするものでございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額4,153万7,000円の主なものについては、国保基盤安定分の確定による1,407万7,000円、累積赤字補填分1,500万円により増額補正とするものでございます。

2項基金繰入金、1目国民健康保険準備基金繰入金、補正額1,000万円につきましては、国民健康保険準備基金を取り崩し、不足財源の充当に要する補正でございます。

次のページ、10ページ、11ページをお開き願います。9款財産収入、1項1目基金運用収入、補正額1,000円につきましては、平成16年度に積み立ていたしました国民健康保険準備基金の運用利息による増額補正でございます。

以上、歳入補正額2億3,629万5,000円とするものでございます。

なお、2ページ、3ページは歳入歳出の補正の総括表でありますので、お目通しを願いたいと思いますし、4ページ、5ページは歳入歳出予算事項別明細書でありますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第4 議案第11号 平成17年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 日程第４、議案第１１号 平成１７年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました議案第１１号 平成１７年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第２号）について説明を申し上げます。

補正の内容は、下水道整備及び個別排水処理事業の事業確定に伴いまして、補助金及び起債事業関連の事業費の確定に伴うものでございます。

第１条第１項で、歳入歳出それぞれ３，０７７万円を減額し、予算の総額を２２億３，７８５万６，０００円としたいとするものでございます。

第２項で、歳入歳出予算の補正は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

第２条、地方債の変更でございますが、５ページの第２表、地方債補正によるところでございます。事業費の確定見込みに伴いまして、下水道事業債６億４，１９０万円から６億１，３１０万円へ変更したいとするものでございます。

歳出からご説明を申し上げます。１０ページ、１１ページをお開きを願いたいと思います。歳出、１款１項６目下水道整備事業費、補正額２，４１０万円の減額でございます。補正後８，３１４万９，０００円でございます。これは、入札差金、工事箇所の変更等による事業費の確定に伴いまして、委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金の減額でございます。

７目個別排水処理事業費、補正額６６７万円を減額しまして、補正後３，３８２万７，０００円とするものでございます。これは、当初１８基の合併処理浄化槽の設置を予定しておりましたが、１３基の設置となったことに伴います工事請負費の減額でございます。

以上、歳出合計、３，０７７万円を減額し、補正後２２億３，７８５万６，０００円とするものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。８ページ、９ページをお開き願いたいと思います。歳入、３款１項１目下水道事業費補助金、補正額１３０万円の減額でございます。

５款１項１目繰越金、補正額６７万円の減額でございます。

７款１項１目下水道事業債、補正額２，８８０万円の減額でございます。

これはいずれも歳出関連で、事業費の確定見込みに対応するものでございます。

以上、歳入合計、３，０７７万円の減額となり、補正後２２億３，７８５万６，０００円となるところでございます。

以上で議案第１１号の説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第11号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第5 議案第12号 平成17年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）

- 議長 長 日程第5、議案第12号 平成17年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

- 市民生活部長 ただいま上程されました議案第12号 平成17年度滝川市老人保健特別会計補正予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,940万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,361万4,000円としたいとするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。2款1項医療諸費、1目医療給付費、補正額3億2,503万6,000円につきましては、老人医療費の増によるものでございます。

2目医療費支給費、補正額414万7,000円につきましても老人医療費の増によるものでございます。

3目審査支払手数料、補正額22万3,000円につきましては、医療費の給付件数の増によるものでございます。

以上、歳出補正額3億2,940万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金、補正額1億5,676万9,000円につきましては、歳出関連でございます。

2目審査手数料交付金、補正額21万4,000円につきましては、これも歳出関連で、審査支払手数料の増によるものでございます。

2款国庫支出金、1項1目医療費負担金、補正額1億1,206万3,000円につきましても、医療給付費、医療費支給費の増によるものでございます。

2項国庫補助金、1目事務費補助金、補正額10万4,000円につきましては、医療費適正化推進費補助金の確定によるものでございます。

3 款道支出金、1 項 1 目医療費負担金、補正額 2, 8 0 1 万 5, 0 0 0 円につきましても、医療給付費、医療費支給費の増によるものでございます。

4 款繰入金、1 項 1 目他会計繰入金、補正額 2, 7 9 2 万 1, 0 0 0 円につきましても、3 款道支出金と同様でございます。

次のページ、8 ページ、9 ページをお開き願いたいと思います。6 款諸収入、2 項 1 目第三者納付金、補正額 4 3 0 万 9, 0 0 0 円につきましては、第三者行為による納付金の増でございます。

2 目返納金、補正額 1 万 1, 0 0 0 円につきましては、過誤請求による返納金でございます。

以上、歳入補正額 3 億 2, 9 4 0 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

なお、2 ページ、3 ページは歳入歳出予算補正の総括表でございますので、お目通しを願いたいと思いますし、また 4 ページ、5 ページは歳入歳出予算事項別明細書でありますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で議案第 1 2 号の説明とさせていただきます。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 失礼いたしました。1 0 ページでございますけれども、歳出の 1 款 1 項 1 目の総務費の一般管理費でございますけれども、補正額はありませんけれども、国庫支出金の関係で 1 0 万 4, 0 0 0 円ということで、歳入関連でございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 1 2 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 2 号は可決されました。

◎日程第 6 議案第 1 3 号 平成 1 7 年度滝川市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

○議 長 日程第 6、議案第 1 3 号 平成 1 7 年度滝川市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第13号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、昨年10月に介護保険法の一部が改正となりまして、食費、居住費が原則自己負担となりましたが、市民税非課税世帯については負担限度額が設定され、その差額分を保険で給付することになりますが、その給付額に不足を生じたための補正であります。

第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、同勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,631万5,000円にしたいとするものでございます。

第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。2款1項7目特定入所者介護サービス等給付費、2,000万円の増額補正であります。

歳出合計、2,000万円を増額補正し、25億2,631万5,000円にしたいとするものであります。

歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。2款1項1目介護給付費負担金、400万円の増額です。

3款1項1目、250万円の増額です。

4款1項1目、640万円の増額です。

6款1項1目一般会計繰入金、250万円の増額です。

2項1目介護給付費準備基金繰入金、460万円の増額です。

いずれも歳出関連でございます。

歳入合計、2,000万円を増額補正し、25億2,631万5,000円にしたいとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、質疑をさせていただきます。

説明にもありましたように、今回の補正は介護保険法の一部改正による食費と居住費の負担増が余りにも大きいということから、市民税非課税世帯の方への補足給付という形での、そのための費用を補正するものです。原則としてこの補足給付、このサービスを受けられる方は、市町村民税非課税世帯、利用者負担第1段階から第3段階の方だけですが、この方たちが受けるためには介護保険負担限度額認定証の交付申請を原則としてご本人が行い、交付された認定証を施設の窓口提出することになっています。すなわち、対象者であっても黙ってでは受けられないサービスであります。しかし、法改正が行われてから10月実施までの期間がかなり短かったことから、対象者への周知や申請手続で混乱が生じたというようなところもあったようです。本市においても、対象者のすべてがおくれることなく、この補足給付を受けられたのかどうか、ここが大きな焦点と

なっていますので、まず第1にどのような周知方法がとられたのか、また対象者のすべてが漏れなく補足給付を受けられているのかについて伺います。

2点目に、利用者負担段階別の補足給付を受けられている人数とその一月分の経費など、補正額2,000万円の積算根拠について伺いたいと思います。

以上です。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま窪之内議員からご質疑のあった2点についてお答えいたします。

今回の補足給付につきましては、段階ごとの周知が国の方からおくれたということもございましたけれども、施設における家族を含む説明会、これは市内に限らせていただきました。市外については、各施設長さんあてに文書で送りましたけれども、説明会を実施しております。また、広報により周知を図ったところでございますけれども、現在のところ特養、老人保健施設、療養型病床合わせて379名の方がこの補足的給付を受けられていらっしゃいます。

段階ごとのということでございますけれども、第1段階の方、生活保護を受けられていたりという方でございますけれども、16名、第2段階の方270名、第3段階の方93名ということでございます。入所あるいは退所等は毎月あるわけでございますけれども、そのたびごとに施設職員の方から説明しております。また、ショートステイ等、短期入所でございます。在宅サービスを施設で受けられる方については、ケアマネージャーを通して周知徹底を図っているところでございます。段階ごとの積算の根拠ということでございますけれども……

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 一応基準額が1,380円でございます。第1段階の方は限度額が300円、第2段階の方が390円、第3段階の方が650円ということで、それぞれの段階ごとの利用されている月数掛ける人数で今回の所要額を計算したということですのでよろしいでしょうか。金額的な詳細が必要ですか。

失礼しました。以上で答弁といたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 周知の方法については、施設における家族を含めての説明、市外の場合は文書で周知をとということの方法をとったということなのですが、そういう方法をとられて、本当に対象者となっているすべての方が申請を受け、おくれることなく補足給付を受けられているということをそうだというふうに言い切れるのかどうかということが問題なので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 周知の方法でございますけれども、所管としては万全を尽くしていると。それから、かなりの高額になります。1日当たり1,380円をお支払いになる。低所得世帯にとっては、入所の方でしたら30日分と。これは、施設の中にいる生活支援員の方たちも入所者については毎日指導しているわけですから、そういう方からも随時ご相談を受けているということで、100パーセント間違いなく申請されているという認識を持っております。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第7 議案第21号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第21号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第21号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、効率的な執行体制を目指し、広域行政の推進、組織機構の見直しに伴う部の名称変更及び事務分掌の所管変更に関する一部改正であります。

参考資料をごらんいただきたいと思います。第1条第1号及び第4号において、現在経済部商工労働課で担当しております統計事務を総務部企画課へ事務分掌の所管がえをすることに伴い、改正したいとするものでございます。

第5号では、部の名称を水道事業が中空知広域水道企業団へ移管することに伴い、建設水道部から建設部に名称を改正したいとするものであります。

附則第1項では施行期日を平成18年4月1日からの施行とし、附則第2項では滝川市都市計画審議会条例の本文中に建設水道部都市計画課という名称がありますので、建設部都市計画課に名称を改正したいとするものでございます。

以上で議案第21号の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第21号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第21号は可決されました。

◎日程第8 議案第50号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第8、議案第50号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第50号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたび公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、改正したいとするものでございまして、その内容は公募によらない他の公営住宅への入居、いわゆる特定入居が可能となる事由の拡大でございます。

参考資料により説明させていただきます。公募の例外、第4条7号中、3行目から5行目につきましては、文言整理でございます。

次の行の「により」の部分を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」と改めたいとするものでございます。

附則で、この条例は、平成18年4月1日から施行したいとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、議案第50号について質疑をさせていただきます。

現行条例でも既存入居者の増減や加齢や病気などを理由として公募の例外を認めておりますが、この条例に基づいて平成17年度に入居させた件数とその理由。また、そのうち公募の例外ということで、公募により順番を待っている応募者を後回しにして優先的に入居させた件数とその理由について伺います。

○議長 長 建設水道部長。

○建設水道部長 平成17年の実態でございますけれども、これは3件ございました。そのうちの中身ですけれども、火災によるものが2件、それから高齢での中身が1件、3件の実績でございます。

2点目の……

(「順番を待たないで、優先だったの、3件とも」と言う声あり)

○建設水道部長 これにつきましては、緊急ということでございますので、順番待ちということではございません。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 日本共産党を代表して、議案第50号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例についてを可とする立場で討論を行います。

この議案は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うもので、市営住宅入居において公募の例外の範囲を世帯人数に不相応な規模の住宅に居住している場合や知的障害者が作業場の近くに移転したいなどの場合を含めて拡大するものであり、こうした範囲の拡大は改善の方向であり、賛成できるものです。しかし、条例で定められている公募の例外世帯は、既に市営住宅に入居されている世帯の他の市営住宅への転居を認めるものですが、一方では入りたくても入れないで公募により入居順番を待っている世帯が多数います。火災などの災害により緊急な対応が求められる場合の優先入居については、順番待ちの方を含め納得できることと考えます。入居できずにいる世帯が多数いる現状の中で、既存入居者の公募の例外をどのように扱っていくのかは慎重でなければならないのではないのでしょうか。公募の例外条例を生かすとともに、公募による入居待ちの市民にも理解が得られ、私見が入らないような仕組みや規則を検討することを求め、討論とします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は可決されました。

◎日程第9 議案第74号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第9、議案第74号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました教育委員会委員の任命についてでございますが、滝川市教育委員会委員、高谷富士雄氏が平成18年5月27日で任期満了となります。引き続き高谷氏を任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求める

ものでございます。

なお、同氏の略歴書はお手元にお届けのとおりでございますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。よろしく同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第10 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第10、議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、滝川市固定資産評価審査委員会委員、岡田秀夫氏が平成18年5月11日で任期満了となりますために、後任といたしまして記載の前助役、水戸部尚夫氏を選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

なお、水戸部尚夫氏の略歴につきましてはお手元に配付のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思います。

よろしく同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第75号を採決いたします。
本案については、これに同意することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。
議事の都合により、3月9日から3月13日までの5日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、3月9日から3月13日までの5日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前11時24分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成18年第1回滝川市議会定例会（第8日目）

平成18年 3月14日（火）

午前10時01分 開 議

午後 5時26分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する代表質問

○出席議員 （21名）

1 番	山 腰 修 司 君	2 番	三 上 裕 久 君
3 番	久 保 幹 雄 君	4 番	大 谷 久美子 君
5 番	石 田 昇 君	7 番	渡 辺 精 郎 君
8 番	清 水 雅 人 君	9 番	本 間 保 昭 君
10 番	大 累 泰 幸 君	11 番	田 中 敏 男 君
12 番	堀 田 建 司 君	13 番	谷 口 昭 君
14 番	山 木 昇 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	17 番	中 田 翼 君
18 番	田 村 勇 君	19 番	藪 内 英 之 君
20 番	井 上 正 雄 君	21 番	水 口 典 一 君
22 番	坂 下 薫 君		

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	収 入 役 門	山 伸 夫 君
教 育 長	安 西 輝 恭 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
総 務 部 長	末 松 静 夫 君	市 民 生 活 部 長	大 竹 敏 章 君
保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君
建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君	教 育 部 長	辰 巳 信 男 君
監 査 事 務 局 長	谷田部 篤 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	高 橋 賢 司 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事務局 長 林 弘 君
主 査 中 川 祐 介 君

事務局 次 長 飯 沼 清 孝 君
書 記 高 橋 美智子 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、21名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第2 平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第2、これより平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

配付いたしておりますプリントの順に従って、行っていただきます。なお、質問は45分以内の持ち時間制により演壇において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 皆さん、おはようございます。新政会の本間保昭でございます。会派を代表いたしまして、これから代表質問をさせていただきます。実はたくさん質問を提出したものですから、前置きなしで進めさせていただきますけれども、質問の内容の中から自分たちの考えをご理解をいただければありがたいというふうに思っております。45分の時間をいただきましたので、以下通告に従って、質問を始めさせていただきますと思います。

まず、平成18年度市政執行方針に沿った質問をさせていただきますと思います。7日の日に田村市長が市政執行方針につきましてご説明をいただきました。じっくりと聞かせていただきましたけれども、非常に内容が具体的になってきており、大変好感が持てるものだったというふうに本当に感じているところでございます。その中で、私の感じた中の三つのポイントに沿った内容の質問とさせていただきますと思うところです。一つ目は施策を完結させる気構えと責任感、そして二つ目は時間的目標の設定と達成への努力、そしてもう一つはより効果をもたらす成果に向けた工夫であります。執行方針達成のためにこのような三つのポイントが必要なのではないかなということに沿いまして、質問を始めさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、3年間の成果
- 2、選択と集中
- 3、コミュニティと協働のまちづくり
- 4、活力再生プラン

まず初めに、市長の基本姿勢についてであります。その中の3年間の成果についてお伺いしたいということでもあります。非常にいろいろあった、今まで滝川市ってこんないろいろなことあるのだろうかと思うようないろいろあった3年間だったのではないかなというふうに思います。例えば三位一体改革、地域経済の低迷など、困難な課題を抱えた市政運営だったのではないかなというふうに思います。市長就任から現在までの市政執行における主な成果と課題についてお伺いしたいと思います。中でも、市役所機構改革だとか活力再生プラン、そして市町村合併、その他市長の思われることとお話しいただければというふうに思います。

次に、選択と集中であります。選択と集中というのは、言葉で書いたり言ったりすると非常に簡単なのですが、このことを決断したりする責任の大きさというのは大変なものがあるのではないかなと思います。その市長の決断につきまして、五つの重点施策を選択した理由について、以下の五つについてお答えをいただきたいというふうに思います。

次に、コミュニティと協働のまちづくりについてでございます。地域コミュニティとテーマコミュニティというふうに挙げられておりましたけれども、そのこれからの役割と振興策についてお伺いしたいと思います。350人体制を目指す滝川市役所とコミュニティの関係という観点から求められる行政サービスの補完とは、どういうものがあるのか。もう一つは、求められる新コミュニティということですが、例えばたきかわホール運営協議会は市民サービス補完のために設立されたコミュニティであります。また、地域コミュニティ施設が幾つかありますけれども、運営組織などもそのようにして組織立てられたものだというふうに思っております。また、施設運営だけではなくて、ソフト面での市民サービスの補完という役割もコミュニティというのは持つことができるのではないかなというふうに思います。その中で求められる新コミュニティとはどういうものなのか、お聞かせをいただきたいと思います。そして、もう一つは、男性だとか女性だとか言うとおしかりを受けるかもしれませんが、女性のボランティア参加とかコミュニティ活動というのは非常に活発に行われている、かなりの割合で行われていると感じております。しかしながら、どうしても男性の場合は仕事なんかもあったりして、退職後なんかも、人間関係に疲れているとかっていろんなこともあるのでしょうか、なかなか積極的な参加というのは得られないという状況だと思います。団塊世代の方がたくさんこれから退職されたりするということもあります。そうした男性の経験を生かした活動はどうなのだというので、男性のコミュニティ参加推進策などはどのように考えられるのかということをお聞かせいただきたいと思います。そして、行政からの提案というものもやはり必要なのではないかなという観点から、市長が考えるコミュニティの役割と振興策についてお伺いいたします。

次に、活力再生プランについてでございます。活力再生プランの進捗状況への評価についてお伺いいたします。期限を設定したプラン立てをされております。その中で、検討及び実施のスピードは満足いくものなのか。そして、実施状況と検討結果は満足いくものなのか。そして、状況というのは絶えず変化をしております。より効果的な施策にしていく多少の変化は必要なのかなというふうに思います。時流に合わせた計画の細部変更の必要はないのかということについてもお伺いいたします。また、市長が感じる問題点などがありましたら、お伺いをしたいと思います。

◎ 2、すべての人が健康で安心して暮らせるまち

- 1、保健・医療の充実
- 2、高齢者福祉の充実
- 3、子育て応援の充実

次に、すべての人が健康で安心して暮らせるまちというところでございます。保健、医療の充実のところでございます。市立病院建てかえに向けたタイムスケジュールなどについて伺いいたします。これは、高齢化が進む中で滝川市にとって大変重要な課題であるというふうに思います。また、地域の魅力づくりということで医療が充実した地域ということで、そういう魅力づくりの点からも大変重要なもので、必ず成功に導きたいというふうに思うものでございます。その中で、建てかえ決定の手順はどのようなことになるのか、また最終決定、市長としての意思決定の時期は。そして、砂川市立病院などとの関係、また中空知圏域、そしてまたそれのみならず、例えば浜益なんかも滝川の市立病院に通われている方もいらっしゃいます。なども含めた広域医療としての位置づけについて、どのように対処していくのかということについても伺いしたいと思います。

次に、高齢者福祉の充実の点でございます。緑寿園のサテライト設置に向けたタイムスケジュールについて伺いいたします。その検討経過はどうなっているのか、そして市長としての最終意思決定の時期はどのように考えられているのかをお伺いしたいと思います。

次に、社会福祉事業団の一般法人化に向けた課題とタイムスケジュールについて伺いをいたします。社会福祉事業団は、非常に多岐にわたる福祉事業を担う大変大きな組織になっております。その社会的責任というのは非常に大きいという中で、一般法人化と一口に言っても、実はそう簡単なものではないというふうに感じるわけでございます。やらなくてもいいと言っているわけではございません。進捗状況について伺いいたします。また、その実現の課題、そして一般法人化の時期はどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

続きまして、子育て応援の充実でございます。少子化対策における地方自治体の役割について伺いいたします。少子化の要素というのは、ざらっと述べますけれども、結婚だとか出産だとか教育だとか、就職、社会負担、それから若者の自立、例えば核家族化、都市化、価値観の変化だとか、挙げれば切りがなくあるのですけれども、市長が考えられる少子化の理由というのはどういうところにあるのか。そして、選択と集中という意味から、地方自治体としての政策のポイントはどこにあるのか、どのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

続きまして、子供未来づくり条例の制定について伺いいたします。子供未来づくり条例を制定するというふうに市政執行方針の中に述べられております。その条例のねらいについて、そして制定の時期についてお答えいただきたいと思います。

続きまして、子育て応援施策の充実強化と個人負担の考え方について伺いいたします。子育て応援施策は、国のメニューも非常に多くなっております。あらゆる省庁でこのテーマについて補助金を出したりするようになっております。国の補助政策などを利用して新しい施策を次々と打ち出されているように感じるわけですが、どうしても新しいものにどんどんいってしまうという

傾向があったりするのかなという部分もありまして、既存の施策が置き去りになってしまう傾向になるおそれもあるのかなというふうにもちょっと感じているところでございます。その中で、あらゆる施設とかサービスというのは、多分すべて無料である必要はないというふうに思うわけです。すべてのサービスが安価で納得いくものであればいいのではないかなと、すべて税金で賄う必要はないというふうに思うわけです。そうした意味から、新施策及び新施設の自己負担についての考え方をお伺いいたします。もう一つは、既存施設の負担増についての考え方、例えば保育所などの件が上がっておりますけれども、諸施策とのバランスと効果の面から考えたお答えをいただきたいと思います。

続きまして、子育て応援施設の連携策についてお伺いします。例えば社会教育と福祉分野、要するに社会教育課と福祉課というふうになるわけですが、そうした似通った関連施策というのが出てくるわけでございます。そういう連携策。例えば子育て応援施設であります、「とんとん」という施設があったり、それからあと二つの子育て支援施設、応援施設というのがございます。ばらばらな事業展開ということではなく、なるべく効果的な連携というのを図っていくべきではないかなというふうに考えております。その横の連絡調整組織というのですか、の設置についてどのように考えられるのか。それから、役割の分担についてはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

◎3、すべての人が生き生きと生活する活力あるまち

- 1、国外との経済交流
- 2、農業の振興
- 3、工業の振興
- 4、コンパクトシティ
- 5、観光の振興

続きまして、すべての人が生き生きと生活する活力あるまちについてでございます。その一つ目、国外との経済交流という点についてでございます。貿易や外国人観光客誘致など、国外との経済的交流についてお伺いいたします。地方自治体が直接行う経済的な国際交流は、今後の重要な施策ではないかなというふうに感じておりまして、残念ながら、深村助役とはお約束していたのですが、参加できなかったという残念な点があったりしましたけれども、議員、そして職員、それから関係機関、それから経済人が自費で、皆さんご存じだと思いますけれども、台湾訪問を行いました。南投縣の知事、それから市長、そして議員、また経済人などと精力的に懇談を行い、また裕毛屋さんというスーパーの視察なども行ってまいりました。それは、大変意義のあるものだったと感じておりますし、一定の成果があったと思います。その台湾視察について感想をお聞かせいただきたいと思いますし、またそれを受けた今後の展開についてどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思います。また、大事なポイントだと思うのですが、経済交流を促進するセクションの設置、どのような形が一番いいのかというのはちょっとわかりませんが、担当の箇所があったり、また横断的なプロジェクトがあったり、そうしたセクションの設置はいかがかということ

でお伺いいたします。

続きまして、農業の振興についてでございます。農業の法人化促進に向けた具体策についてお伺いしたいと思います。農業は、やはり滝川にとって今後の重要な基幹産業だというふうに考えております。農業基盤の維持、拡大はどうしてもやっぱりしていく必要があると思いますし、また担い手の減少という問題、これは相反する課題を抱えているものだと思いますし、他産業との連携という意味でも法人化というのは大事な方向性ではないかというふうに思います。その現況について、そして18年度の可能性について、またその後、今後の展望についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、道立農業大学校稲作園芸科誘致への展望及び誘致策についてお伺いします。誘致の推進状況は、また同施設に期待するものは、そして強力な推進体制として関係機関との推進協議会などの組織的なものの設置はいかがでしょうか。それから、花・野菜センターとの協議状況はどうなっているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

続きまして、旧滝川畜産試験場跡地の有効活用についてでございます。現況の把握及び道または現場の考え方と連携の状況は。そして、これまでの有効利用構想の経過と実現しなかった問題点は。民間開発の導入に対する協議状況は。そして、同施設の独立行政法人化の動向はどうなっているのでしょうか。また、行刑施設、刑務所誘致との関連はどのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、工業の振興でございます。産業サポート助成事業の成果と今後の取り組みについてでございます。本年度行われた産業サポート助成事業、助成事業の名前が若干違うのかもしれませんが、わかると思います。産業サポート助成事業の成果と課題について、また事業推進の上で新年度の新たな事業推進のポイントはどのように考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、コンパクトシティについてでございます。中心市街地活性化基本計画の見直しと中心市街地活性化協議会設置についてお伺いをいたします。基本計画の点検ということ始めて、また見直しというふうに変化したしまして、基本計画に対する見直しの取り組みを始めて2年がたっております。実は、なかなか進まないわけでございます。その中でいろんな事柄が出てきて、進まない理由になったりするわけでございます。ここで今出てきているのは、まちづくり3法の改正ということが出ております。今通常国会で通ったとしても、実際に施行されるのは来年度になるのではないかと、再来年度になるのではないかというふうに言われておりますけれども、その改正を待つのではなくて、本当に滝川市に必要な計画とはどんなものなのかということをも十分考えて、計画づくりと実行の組織づくりを急ぐべきであるというふうに思っております。とにかくどんどん進めていく必要があるということだと考えています。そうした上に立ちまして、基本計画の目的と策定手順及び都市計画マスタープランとの関係はどのように考えられるか、そして協議会設置の目的と設置への手順について、そしてそれぞれのタイムスケジュールはどうなるのか、お答えをいただきたいと思います。

続きまして、コンパクトシティに向け、都市計画マスタープランの見直しを進める上でも大型商業施設の新設に対する現在のお考えについてお伺いをしたいと思います。コンパクトシティという

のは、人口がふえないのにまちが広がっていくということはコストがかかるということです。除雪代がふえたとか、除雪が十分できなくなったとか、いろんなことが起きる可能性があります。やはり一度戻す必要があるということで、コンパクトシティということだというふうに考えておりますけれども、そのような低コストで持続可能なまちづくりをしなければならないという中で大変重要なものであると思います。市長は、そのようなことを進めよう、マスタープランの見直しも含めて進めようというふうに発表されましたけれども、ポスフル出店という問題があります。まず、ポスフル出店に関する現在の動向、いろいろ伝え聞くような話はあるのですが、現在の動向はどのようになっているのか、お聞かせをいただきたい。そして、コンパクトシティを推進する上での出店の弊害はということで、市長の今のお考えをお聞かせいただきたいと思います。また、新まちづくり3法と道条例との関係、さらには滝川市としての条例の施行をするつもりはあるのだろうかということについてお聞かせいただきたいと思います。また、マスタープラン策定のタイムスケジュールについてお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、公共公益施設の立地誘導についてお伺いいたします。公共公益施設というのはたくさんございますので、当面想定される施設、将来的、長い部分でも結構ですし、想定される施設、効果のある施設という部分ではどのようにお考えか、どんなものがあるのか、そして推進に向けた実際の検討方法はどのように検討して進めていくのだろうかということについてお伺いをしたいと思います。

続きまして、観光の振興についてでございます。名物料理の発信策についてでございます。人間食べるものというのは非常に興味があるものでございまして、観光でも食というのは非常に有効だというふうに思っています。また、B級グルメとかということも随分言われておりまして、お昼御飯を食べるなども非常に気軽に滝川に立ち寄っていただけるような、食の観光というものはそういう意味でも有効なのではないかなというふうに考えております。たしか15年度だったと思いますが、地産地消キャンペーンというものが行われました。そこから一つの流れが始まったのではないかなというふうに考えております。今ジンギスカン丼キャンペーンというのを進められておりますけれども、大変盛り上がりを見せているというふうに聞いておりますし、テレビの取材だとか、実は雑誌にも来月載るのだとかという話もまたさらに聞いておりますし、この盛り上がりで一気に花を咲かせる、水をちゃんとやって花を咲かせる取り組みが求められるのではないかなというふうに考えております。そこで、17年度までの取り組みの評価と、それから18年度の取り組みのポイント、そしてちょっとついている予算が少なくはないかということについてお答えをいただきたいと思います。

◎4、学校教育の充実

- 1、信頼される学校
- 2、確かな学力の向上
- 3、豊かな教育活動の推進
- 4、教職員の意識改革と資質の向上

5、学校施設と教育環境等の整備推進

6、幼稚園教育の推進

続きまして、教育行政執行方針に沿った質問をさせていただきたいと思います。教育行政というのは、また特に学校教育というのは制度上だとか組織上、いろんな意見もありますし、大変難しい問題を抱えているのではないかなというふうに感じております。その中で、具体的に何でも言うのは非常に難しいのかもしれないのですが、教育行政執行方針が、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、絵にかいたもちになりはしないのかということが危惧されるわけでございます。具体性を持った内容と、そしてその戦略、そしてそれを実行する情熱というものが非常に大事で、教育をだんだんよくしていくという意味ではそういう情熱が求められるのではないかなと考えております。そうしたことに基づいて質問させていただきます。

まず、学校教育の充実について、信頼される学校ということでございます。学校運営に対する自己評価と外部評価及び結果公表についてお伺いいたします。このように記載、先日発表いただきました。これは、経済的なものでなくて、効果を追求したものが求められるのではないかなと思うところでございます。その評価の具体的方策は、そして結果好評の具体的な方策は、そしてそれに対する問題点はどういうところにあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

続いて、確かな学力の向上でございます。学力の向上と習熟度別指導についてお聞かせをいただきます。習熟度別指導というのが発表されました。正確な年度はちょっと忘れましたけれども、自分の一般質問でも一度やったことがあります。ところが、実際には実現困難と思っている施策なのではないのだろうかというのが感じるころなのです。ところが、ほかのまちでは結構やっているところもあるのでございます。そして子供たちが成長する上で、個性という意味でも、学力、それから身体能力、例えば芸術性など、子供それぞれの能力があるわけでございます。それぞれの得意分野というのがあって、伸ばしてあげる。平均的な学習指導が必ずしも平等だとは思いません。その中で、手をつないでゴールイン的な、よく言われますけれども、競争排除という雰囲気がまだあると思いますけれども、その弊害についてお聞かせいただきたいと思います。そして、習熟度別指導の現状について、そして今後の具体的取り組みについて、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

次に、豊かな教育活動の推進についてでございます。幅広い教育活動を工夫し、推進する上での施設使用料の影響についてでございます。実は、議員会の視察の中で幕別町にお伺いした際に新しい立派なホールがございまして、そこを視察した際に、いろいろ説明されながら、実は中で催しの練習をやっておりました。幼稚園の発表会の練習でございました。そのときご説明いただきまして、これは無料だから企画されたものなのですよと言われました。ちょっと悔しい思いをいたしました。無料だからというか、要するにお金がかかるといのは会をやっていく上で非常に難しいということもあったりして、お金がかかるという理由から企画もされないということも実はあるのではないかと、アイデアも出てこないということにもなってしまうおそれもあるのではないかと。また、たきかわホールでは、高校の吹奏楽だとか演劇だとかに前向きにやってもらうために実は会場費分の補助をいたしております。そうした活動を促進するために、そうした活動もしております。そうした

活動だとか、そういう例もあるのですけれども、要するに施設利用料というのはクラブ活動なども含めた幅広い教育活動というものにブレーキとして作用するのではないかなというところでございます。施設使用料が教育現場にもたらす問題点はどうか、また補助金などによる補完の現況はどうなっているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

続きまして、教職員の意識改革と資質の向上でございます。これは、先ほどの信頼される学校のところの学校運営に対する自己評価と似ているようなことで、似て違うものだというふうに考えておりますので、質問させていただきますけれども、教職員に対する外部評価の方法と評価を生かす機能とは。これも同じように、弊害的なものでなくて効果を追求した方法が求められるのではないかなというふうに考えております。また、受け手が積極的評価をしてほしいと思ってやらないと何も変わらないのでないかなというふうに考えるものですから、その中で企画委員会というのと学校評価委員会というのが記載されておりましたけれども、その機能とはどのようなものなのか、そして具体的な評価の方法、そして例えば教育基本法とか現行法上の問題点がございます。それから、評価を求める、受けとめる、先ほども似たようなことを言いましたけれども、評価を受けとめる土壌はあるのかと、どのようにするのかということについてお伺いしたいと思います。

続きまして、学校施設と教育環境等の整備推進であります。学校の適正配置についてお伺いします。学校の適正配置は、少子化、それから学校施設の老朽化、それから財政の面からも急ぐべき課題だというふうに感じております。地域的问题とか、それから学校の歴史があるものですから、そうした問題だとか、計画を策定するのは非常に困難なものだと予測されるがゆえに、決断に向けた意見や情報の収集だとか意見交換だとか、そうしたものに非常に時間がかかるのではないかなというふうに感じている点からでございます。その現状の検討経過はどうなっているのか、それから今後の計画策定の手順は、そして計画策定のタイムスケジュールはどのようになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

続きまして、幼稚園教育の推進でございます。おおぞら幼稚園の存廃判断に向けた検討経過と私立幼稚園の振興策についてでございます。タッグ計画にもありますが、期限は21年までというふうになっておりますけれども、おおぞら幼稚園の存廃判断とその検討経過はどのようになっているのか。そして、私立幼稚園というのは民間活力による行政機能の補完ということを先んじてやっている場所だというふうに感じておりました。そういう観点から、私立幼稚園の振興策をどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

◎5、社会教育の充実

1、図書館活動の推進

続きまして、社会教育の充実でございます。図書館活動の推進。図書館施設の移転等について検討を進めるということでございました。その検討経過について、また指定管理者制度の活用というのにも適した施設なのではないかなと自分は感じるものですから、そういう観点から見てどうなのか。それから、移転等に向けたタイムスケジュールについてお聞かせをいただきたいと思います。

◎ 6、芸術文化の振興

1、市民主体の文化活動

続きまして、芸術文化の振興でございます。市民主体の文化活動ということでございます。その中で、文化センターに関する検討結果についてお聞かせをいただきたいと思います。17年度中に検討して、タッグ計画の中で検討結果を出すというふうなことでしたけれども、特別にそれを発表する必要があるのかどうかというのはちょっとですけれども、若干その記述、発表に物足りなさを感じたものですから、その検討結果はどうなっているのでしょうか。そして、利用拡大の具体策、フォーラムみたいなことをやられておりましたけれども、利用拡大の具体策はどうなっているのか。そして、料金改定の検討をしていたはずでございますけれども、料金改定をしなかった、その理由について伺いたしたいと思います。そして、例えばトイレなんかでもバリアフリーになっていないとか、全体的にもバリアフリーの問題なんかもあります。改修に向けた展望について伺いをしたいと思います。

以上、要旨28ということでございますので、できるだけ簡潔的確なご答弁をいただきますようお願い申し上げます、質問とさせていただきます。

○議 長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本間議員の代表質問に以下順次お答えを申し上げます。極めて広範なご質問でございます。しかも、どちらかといえば価値論にかかわるような内容のご質問であります。議会において技術論が議論されるというのは、余り好ましい方向ではないのではないかとこのように私見としては思っておりますだけに、価値論における議論というのは大変重要なことだというふうに思いますが、この価値論を端的にご質問いただいて端的に答えるというのも極めて難しいことであります。できるだけ議論が成り立つようにお答えを申し上げたいというふうに思いますが、しかし場合によっては担当からご答弁を申し上げるということもございますので、あらかじめご了承くださいというふうに思います。

3年間の成果ということでございますが、4年の任期途上でありますだけに、3年の成果を今整理をできるという段階にはございません。しかし、ご質問のありましたように、気構えだけは十分持って、責任放棄することのないように、ちゃんとスケジュールを立てて速やかにやる、さまざまな知恵を入れた工夫をするということを常にご質問のあったように基本の方針に掲げて取り組んできたつもりであります。具体的なご質問でございますが、市役所の機構改革についてでございます。私は、常に市職員は少数精鋭であるべきだということを申し上げて、その実行をしてきたつもりであります。しかも、組織はできるだけ簡素でわかりやすいものがないというふうに思って、機構改革も進めてまいりました。ピーク時533人職員がございましたけれども、あと数年後、活力再生プランが終了するときには350人体制を実現すると。そのためには、私はこの仕事、あなたはこの仕事、一人一人仕事が異なるというようなことではとても達成できませんから、係のすべてを廃止をして、グループ制に移行したところであります。複数の職員が複数の仕事をやると、1足す1が3にも4にもなると、そういうことでなければ少数精鋭の組織運営は成り立たないという基本方針の中で進めてまいりました。部や課の数でいきますと、平成15年は8部32課でありました。平

成18年、今計画しているものを含めると7部24課であります。しかし、課は少なくすればいいというものでも必ずしもないというふうにも思います。時代に適切に対応できる、そういう組織でなくてはいけません。しかし、課は基本ふやさないと、部も基本ふやさないと、そういう中で課内室において時代に合った対応をするための工夫というものをこれまで行ってきたところであります。今後とも時代の流れ、そのための課題解決、住民のニーズへの迅速な対応、そういうものを部や課は基本的にふやさないと、しかしその流れには適切に対応すると、そういう基本方針で臨んでいきたいというふうに思います。三位一体改革、地域経済の停滞と、そういうものにも適切な対応をしていく組織でなくてはいけないというふうに思っているところであります。

活力再生プランについてのご質問でございますが、17年度から平成22年度までの6年間の計画であります。既にさまざまな改革を行ってまいりましたが、新たに時代の流れに対応するために、17年度からスタートいたしました。この計画策定に当たりましては、まちづくり懇談会あるいは市民会議の開催、さまざまな調査、そういうことを含めて市民の皆さん方の意見を相当反映をして策定をさせていただいたものであります。幸い平成17年度は円滑な効果あるスタートが切られたというふうに思っておりますが、道はまだなかなか遠い。したがって、しっかりやらなくてはならないというふうに思います。しっかりやる基本といたしまして、まず内部における改革を断行しなければ、改革というのは一部市民の皆さんに痛み、汗をかいいただくということがあるわけありますから、まず内部が痛みや汗をかくということを基本とした内なる改革ということに先んじて着手したつもりであります。そしてまた、17年度、市民の皆さん方にもご協力をいただきながら補助金の大幅削減ということについてもご理解をいただいたところであります。計画に従いまして、着実にご理解をいただきながら精力的に進めるというのが私の課題だというふうに思っております。しかし、平成19年度は、地方交付税の大改革が実は想定されるところでありまして、金は来ないと、そういう中でどうするのか、さらに知恵を絞らなくてはならない段階を迎えているということも事実であります。

市町村合併についてでございますけれども、滝川市は当面自立の方針を立てたところであります。しかし、市民の皆さん方に宣明をしてきましたように、いつまでも自立を貫けるものではないということも同時にまた、当面自立の方針を立てつつも、市民の皆さん方にはお話をしてきたところであります。私は、合併新法の中で、一つのまちとして統一のあるいいまちをつくっていけると、そういう自治体との合併の検討は合併新法の中で議論が行われるのが適切ではないかというふうに思っております。今北海道としては、先ほど関係の深い枠組みというものを統計的データだけによって発表いたしました。今後これに対する意見を求めたい。そして、北海道としての構想を固めたいということでもありますから、私はそれも一つの参考にしながら検討していく必要があるというふうに思います。

選択と集中ということについてであります。18年度の市政執行方針は、五つの重点施策を選択したわけあります。先ほどお話を申し上げましたように、時代に合った課題は何かということに適切に判断をしていかななくてはならないと、その結果選択した重点施策であると。政策には総合性が必要だというふうに思います。しかし、相加的であってはならないというふうに思います。それ

では、重点化されないものは不必要なものなのかというと、これは決してそうではありません。実行するものは、やはり実行する。時代の流れで陳腐化していったものについては、やっぱり優先性のあるものに重点的に投下をしていく。その重点とは何かというものを市民の皆さんに予算編成の上でお示しをしたのが重点施策ということであります。超高齢社会あるいは少子化、こういうものは市民の生活そのものに影響を与えると同時に、産業経済のあり方にも影響を与えていく、あるいは市民の安全性、セーフティーネットのあり方というものにも影響を与えていくわけであります。したがって、そういう意味から、超高齢社会、これは決して暗い社会ではない、豊かな知恵を持つ方々が長生きするわけでありますから、そういう豊かな社会をつくるために、高齢社会はある意味では歓迎すべきことであります。そういう中で、どういういいまちをつくっていくのか。そして、子供たちが少なくなってくる、これが果たしていいことかどうかというと、私はいいことではないというふうに思います。子供が少なくなると、やっぱり甘やかされて育つ子供も出てこないわけではない。そういう中で、子供を健康でたくましく、そして創造性豊かに育てるためにはどうしたらいいか。あるいは、地域文化の創造、生涯学習、生涯スポーツ、そういう経験や知識を生かせる地域づくり、生涯現役で社会を推進していくための、いいものにしていくための健康寿命80歳のあり方、産業経済をとってみますと、まちの中にどういうふうになぎわを取り戻して、まちの中にも人が住めるような地域をつくっていくのか、あるいは平成19年度以降大きな改革が想定をされております農業について、これから価格の保障から所得の保障に移っていく、戦後の農業改革の中で最も大きな価格が今進められようとしているわけでありますから、この農業をどういうふうにするのか。永続的な農業として滝川の農業が成り立っていくのかどうか。そういう時代の転換期にあって、この重点施策を掲げさせていただいて、力を入れていこうということを予算上も配慮したということとあります。

コミュニティと協働のまちづくりということについてであります。かつては、高度経済成長の中に税金がたくさん入りました。その税金を使って行政力で地域を進めていこうという時代があったというふうに思います。あるいは、企業は極めて大きな高度経済成長の中で収益が上がっていく、そういう意味ではその収益があった企業力によって設備投資をどんどん行って、経済発展を進めていくという時代もあったというふうに思います。しかし、この二つに従来のような行政力、企業力とは異なる大きなパワーが出てきたと、それはご質問にありましたように地域力だというふうに思います。滝川市で言えば、あるいは市民力ということが言えるかもしれません。ご質問のありましたように、NPOの活躍、あるいはさまざまなボランティア活動、そして市民のさまざまなグループの活躍、こういうものがかつての行政力や企業力にかわって大きな力として台頭してきた。したがって、この方々とパートナーシップを組んで、そしてやらなければ行政は従来と違うものにはならないと、そういう基本の考え方を持っております。それでは、こういうことについて今まで何もやらなかったのかというと、決してそうではありませんで、先ほどご紹介のありましたNPO法人たきかわホールの活躍によってあそこの運営が円滑に行われているわけでありますし、私は行政が直接やったらああはいかなかったというふうに思っております。一方で、公民館等のコミュニティ施設は、地域における運営管理をやっていただきました。その結果、利用の促進が図られる。そし

てまた、運営コストも低減することができる。その低減をすることによって生じた財源で地域の活動をサポートしていけるということも実は出てまいりました。さまざまなそういうことについては、民が公共領域の仕事の一端を担っていくと、こういう能力と気構え、責任感が出てまいりましたときに、私はそういう皆さん方とともに一緒に行政をやっていくということをさらに充実させていきたいものだというふうに思います。

地域コミュニティという表現と、真新しい表現ですけれども、テーマコミュニティという新たな表現を市政執行方針でとらせていただきました。これまでの地域コミュニティというのは、地域においてさまざまな価値観を持つ皆さん方が地域のコミュニティを形成するという意味で取り組んでまいりました。これは今までの流れで、これはこれでしっかりやらなくてはいけないというふうに思います。しかし、今皆さん方は本当に熱意と知恵を持って、さまざまな課題に挑戦をいただいている。それは、図書館におけるボランティア活動でありましたり、あるいは少子高齢化に向けたさまざまな活動でありましたりするわけであります。あるいは、滝川の文化活動はすばらしいというふうに思いますけれども、その芸術文化の個別の分野において、皆さん方は極めて熱心に活躍をしている。これは、ある地域、ある地域に限定をしたコミュニティの形成ということではありません。それぞれの専門知識、そしてそれぞれの目標に向かって、具体的に滝川という枠を超えてもやっていくという新たなコミュニティの形成であると。私もこれはテーマコミュニティとして、そういう皆さん方としっかりやらなくてはいけないというふうに基本的に思って、その動向についてよく協議をしながら、行政が果たすべき役割は何かということをしっかししていきたいというふうに思います。

男性のコミュニティ参加推進策と、私はある意味では地域コミュニティというのは男性の参加というのがなかなか難しいコミュニティであったというふうに思います。ある意味では、男は地域コミュニティにおいて定時制会員である、全日制会員ではないと。したがって、リタイアした皆さん方をお願いせざるを得ないという感覚があったのではないかとこのように思います。しかし、テーマコミュニティにおいてはそうではないというふうに思います。そしてまた、特に団塊の世代の皆さん方がどんどんこれから社会に出てくるわけであります。私は、企業戦士として働いてきた、こういう人生80年、ばりばりの世代でありますから、男性の皆さん方もぜひとも地域コミュニティ、テーマコミュニティで役割を果たしていただくと、そして大いに可能性のある皆さん方だというふうに思っております。逆に地域コミュニティ、テーマコミュニティから企業戦士として働いてきた皆さん方がコミュニティビジネスにも乗り出していただくと、そういう気構えを持って対応してもらいたいものだ。そして、行政に何ができるのかということについても十分検討していく価値あるテーマであるというふうに考えているところであります。

活力再生プランについての具体的なご質問でございますが、スタート年度の17年度においてはおおむね達成できたものだというふうに思います。自画自賛ですけれども、スピード感もそれなりにあったのかなというふうに思います。しかし、他面、スピードを求めるといことには落とし穴がないわけではないというふうにも思います。既得権の改革は、縮小あるいは既得権の廃止ということも伴うわけでありますから、このことと新たな価値観の創造ということについては、スピ

ード感ということをも十分考えながらも慎重に判断をしなくてはならないと、そういう両面を持っているというふうに思います。ただ、19年度以降、先ほど申し上げましたように三位一体改革は残念ながら地方には極めて厳しい改革であります。そのことが自立せよということと裏腹だというふうに思うわけでありますけれども、場合によりましてはご質問のありましたように活力再生プランの中間的な見直し、点検ということも含めて、時流に合わせた形で活力再生を進めていく必要があるというふうに思います。問題点はきっとさまざまあるだろうというふうに思いますけれども、問題点をいち早く解決するための最善の努力というものを払っていききたいというふうに思います。

市立病院建てかえに向けたスケジュールについてでありますけれども、私は市立病院は基本的に建てかえるということを前提として基本構想の策定に着手したわけであります。この基本構想を策定するために、市民の皆さんにお集まりをいただいて、あるいは市民の皆さん方にアンケートをさせていただいて、いろいろ構想を詰めてきたわけであります。3月中に構想については素案をまとめたいというふうに思います。その素案をもとに仕事を進めていきたいというふうに思いますが、18年度中には基本計画、基本設計に手をつけたいと。基本構想を固めて、基本計画、基本設計に手を染めたいというふうに思っております。ただ、このあたりは、市政執行方針では、予算措置を伴って明確には申し上げておりません。したがって、このことについては、しかるべき時期に補正予算を含めて議会の皆さん方のご意見、ご判断を賜りたいというふうに思います。18年度中に基本計画、基本設計というのが完了いたしますと、次は実際建物の設計図をかく実施設計の段階に入ります。実施設計というのがいわばハードな事業の着工ということになります。実施設計自体は図面をつくること、設計書をかくことでありますけれども、それができ上がれば、次のステップにおいて市立病院の改築工事そのものに着手をすると、こういう手順で進めていきたいというふうに思います。したがって、実施設計は基本的に19年度、もしくはできるならば18年度に決定ができればなというふうな考え方をしておりますけれども、そういうスピードでいきたいというふうに思います。

滝川市立病院は、ご質問のありましたように広域的な医療を担っている病院であります。主な診療圏は、滝川市、新十津川、雨竜町。滝川市立病院の患者さんの9割は、この3市町であります。一部中空知の地域の皆さん方、さらに浜益地区というのもご質問のように滝川市立病院をご利用いただいております。こういう地域の基幹病院として、砂川市立病院と連携をとりながら基礎的な医療の機能を果たすという病院にしないといけないと。さらに、滝川消防事務組合というのは、救急医療については恐らく地域医療としては全道ではもちろん、全国でもかなり進んだ救急医療を行っている地域であります。したがって、救急医療体制はしっかり病院との連携の中でできるものにしないといけないというふうに思いますのと同時に、先ほど超高齢社会というふうに申し上げましたが、やはり成人病対策ということについても、平素の保健活動と一体となりながら、予防医療、在宅支援ということを含めた市立病院の役割もあるというふうにも思っております。あるいは、滝川市の特色といたしまして、民間の病院、診療所が極めて多いという特色を持っております。そういう病診連携、病院と診療所の連携のことを病診連携と言っておりますが、そういう病診連携をしっかりとやるという公立病院の役割とただいま申し上げましたような役割をしっかりと果た

せる地域医療、広域医療を担う病院としての位置づけを明確にして、そういうことを構想で定めて、次のステップに進みたいというふうに思います。

高齢者福祉の充実についてでございますが、質問の順序を変えてご答弁を申し上げますが、私は滝川市が持っている社会福祉施設、特に高齢者のための福祉施設は今年度指定管理者制度に1年間、今の社会福祉事業団に委託をする形で移行するわけでありますけれども、基本的に指定管理者制度の中で競争原理が働くようにしなくてはならないと。これは、指定管理者制度に移行していく施設全般について言えることだと。基本的に例外はあるべきではないというふうに実は思っております。しかし、直ちにそれができるのかどうかというのは、例えば社会福祉事業団のように社会福祉施設を運営するために事業団をつくったという設置当初の目的がありますから、そういうことについては配慮しなくてはならないというふうに思っております。したがって、社会福祉事業団は自立をしてもらうということを基本にしなくてはならない。これは、社会福祉事業団がどう選択をし、そして市がここに施設運営を委託しているわけでありますから、委託の立場から市はどうか考えるのか。両方の立場が必要だというふうに思っておりますけれども、社会福祉事業団は今自立のための努力をしていますけれども、経営改善含めて内部でしっかり検討が行われておりますけれども、自立をしていくということであれば社会福祉事業団という制度の中で自立していくことは、これは極めて難しいというふうに思います。そうなれば、一般社会福祉法人化の道を選ぶというのが重要な一つの選択肢であると。そうすれば、自前の施設を持たなくてはならないということになってまいります。それだけでなく、また競争で戦い、負けたら仕事なくなると、そういうことであっては問題があると。そうならないためには、自前の施設を持っていたかなくてはならないということも考えなくてはならない。これは、すべてではないです。すべてとは言いませんけれども、そういうことの仕事も持たなくてはならないと。そうするためにはどうしたらいいのか。私は、今特別養護老人ホームが極めて老朽化をし、そしてまた最近個室、ユニットケアというのが流れなわけでありますから、プライバシーが十分満足できないという問題も抱えているわけであります。老朽化の問題も抱えている、そして自立という問題も抱えている。そういう中であって、特養のサテライト化というのは双方にとって検討していく適切な課題であるというふうに思います。したがって、平成18年度の早い時期に双方の結論を出すべきだというふうに思っているところであります。

子育て応援の充実についてであります。少子化が進行している。日本全国で進行しておりますが、特に都会において進行しております。滝川でも進行しています。しかし、都会ほどではありません。それはなぜかという、都会ほど地方は晩婚化が進んでいないし、都会ほど未婚化が進んでいないし、都会ほど保育所とかが少ないわけではないと。それが地方で都会ほど、少子化は急速に進んでおりますけれども、大都会と比べるとまだまだ子供を産む数は若干地方は多いという状況になっている証拠だというふうに思っております。したがって、少子化をとどめるためには、まず晩婚化と未婚化をどうするのかというのが極めて重要な課題だと。そして、二つ目としては、結婚をしたご夫婦が何人子供を産み、育てていただけるのかということで、サポートをする施策が次に充実させる必要があると。私は、少子化対策において、結婚していただくことも極めて重要で、これも何とかしなくてはいかぬというふうに思いますけれども、結婚された皆さん方がより多く子供を産

んでくださる対策というのはどういうことなのかということをしかりやる必要があるのではないかと、そういうふうに思ひまして、子育て応援課というものを組織しながら、さらに体制強化を進めていく、そういう考え方でありまゝす。既に17年3月には次世代育成支援行動計画に基づきまして、具体的な取り組みをやつてまいりました。子育て支援センター、こどもセンターの設置、ここを核にした子供の育成と、そういうのもこの一環として進めてきていることとございまして、経営学的に着実に進めていきたいというふうに思ひまゝす。

子供未来づくり条例の制定についてということとあります。このねらいとするところは、少子化対策の推進にかかわる基本理念を定める。そして、その基本理念に基づいて、どういう主体がどういふことをやらなくてははいけないのか。つまり市、市民、地域あるいは事業者、そういう皆さん方がどういふ責任を持っていたいて、どういふ役割を果たしていただく必要があるのかと、こういうことについて定めていく、いわば基本条例であるというふうな認識で検討を進めたいというふうに思ひまゝす。したがひまして、基本理念がこの条例の中で語られていくと。具体の事業というのは、また具体の条例が個別条例で必要になってくるかも知れませんが、基本条例という認識の中で、市民の皆さん方とともに子育て、子供の未来に可能性のある未来をつくるためにはどうしたらいいかという基本線に立って議論をしていきたいというふうに思ひまゝす。できればその議論がまとまり次第、やっぱり条例化する必要があるというふうに思ひまゝす。

子育て応援の充実ということについて安価で納得のいくものにするべきだと、全く私も同感であります。したがひまして、新施策、例えばこどもセンターにおける多機能保育事業の実施でありますとか、放課後児童の健全育成事業を従来やってきましたけれども、さらにこれを充実するとか、そういうことについても提案をさせていただいているところとあります。私は、行政はできるだけ低コストで、そして市民の皆さん方の汗で解決できるものについては、その分を解決していただいたら行政コストは安くなるわけとありますから、可能な限りそういうことに努力をするべきだと。市役所の職員がいるから、仕事を新しく考えるということも重要なことだというふうに思ひまゝすけれども、先ほど申し上げましたように350人体制というのは、これは大変な体制とありますから、国は5パーセント削減でてんやわんやとあります。ピーク時の533人を350人にするわけとありますから、これは大変なこととあります。しかし、それは滝川市ならできると、市民の皆さんならご理解いただけると。そのためには、やはり安価にしなくてははいけないと、そういう方針とあります。しかし、片一方では、市民の皆さん方にご理解をいただいて活力再生プランを策定したわけとありますから、受益と負担ということについてもしっかりと議論をさせていただいて、適切な負担をいただくと。今までは、国が基本的な考え方とか基準を定めた。しかし、そこまで市民の皆さん方に負担は求めないと、金があるから、市の独自事業で継ぎ足して、国の考え方まで持っていかなかったという時代がずっとありました。戦後ほとんどそういう時代ではなかったのでしょうか。しかし、残念ながら国は地方で責任を持ちなさい、自分のところの金は自分で調達しなさいと。これを基本として自立と、地方の自立ということとを地方分権という形の中で求めてきたわけとあります。ただいまの道州制特区の議論も、まさにその議論とあります。私は、したがって、受益と負担の適正化ということもしっかりと議論をしなくてははいけないというふうに思ひております。

子育て応援の充実についての子育て応援施策の連携策ということであります。先ほど申し上げましたように、子育ての課というのはさまざまところで分散しております。教育委員会であったり、あるいは福祉課であったり、さまざま関係いたします。私は、できるだけ、すべて固めるということは、これはなかなか難しい、時間がかかりますから、できるだけ分散している子育てに関する機能を子育て応援課、ここに行けば大体満足できるし、子育て応援についてはこの課が政策を打つと、調整役もやると、そういう課にして統合を図っていきたいというふうに思いますし、こういう課をつくるからには、やっぱり市民の皆さん方の能力、あるいは市民の皆さん方のボランティア活動、そういう意欲を適切に反映できる市民の組織も必要だというふうに思っております。これを、子育てセンター、こどもセンターができるわけでありますから、こどもセンターの中で、これは大きな組織として組織化しようと思っておりますけれども、この中で満足できるのか、新たに別な組織が必要なのかというのは、まずこどもセンターにおける組織化の中から検討していきたいというふうに思っております。国は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができるという規定もありますから、次世代の育成支援対策の地域協議会ということも念頭に入れながら、小さくやるのか、もっと大きな形でやるのか、そこら辺のことを少し議論したいなというふうに思っております。

農業に関してのご質問であります。今回台湾に行かれた議員さん、それから市関係者及び市民の皆さん方、これは画期的なことだったというふうに思います。従来でありますと、予算を組んで、そしてそれにプラスアルファをして海外調査を行うというのがこれまでの流れでありましたけれども、私は全く新しい流れであったと。しかも、行ってこられる皆さん方が大変力のある皆さん方ですから、その得られた結果も大変先進的な結果であったというふうに思います。私は、こういうことが市民の皆さん方の中でどんどん進んでいくということが必要なことだというふうに思って、大いに敬意を表するところであります。こういうものはおおむねキーパーソンが必要でありまして、キーパーソンがしっかりいるということが今回の成功に結びついているというふうに思います。私は、さまざま提案をしていただきました。滝川産品の輸出の可能性は大いにあると、米だけではなくてほかの農産物に拡大できるのではないかな。あるいは、台湾向けの観光ルートの検討ができるのではないかな、台湾からの観光客の受け入れ、視察の受け入れ、こういうものもきっかけにして新たな発展の可能性があるのでないかな。そういう提案について真摯に受けとめて、これは行政だけでできることではありませんから、極めて立派な皆さん方が行かれているということであり、しかも中を継いでいただいた皆さん方もいるわけでありまして、そういう皆さん方とともに協働の中に一歩前進を図りたいものだというふうに思っております。

それから、何かセクションを設けて進めてはと、私も行く行くはそういうふうに考えるべきだというふうに思っております。ただ、今の段階では関係する各課がさまざままたがっておりまして、このまたがっている課、これの総合力で進めていきたいというふうに思っておりますので、農政課、商工労働課、あるいは外国との交流促進を担っている秘書課、そういう横断的な対応をしっかりとやると。その後、求められれば新たな組織ということも検討対象の一つであるというふうに思っております。

農業の担い手の減少に伴って、法人化の促進等具体策はどうかというご質問でございますが、ご

質問にありましたように国の施策はこれから担い手中心ということになってまいります。したがって、集落営農あるいは法人化と、こういうものが極めて重要であるということで、昨年の7月に市役所の中に法人化支援窓口を設立をし、相談を待っているだけでなく、打って出て、そして農業者の間に出かけていって相談に乗ると、こういうことを平成17年度から行っているところがあります。また、一方では、法人化のための研修会をやったり先進地の視察ということを開催をしたり、そういう努力もやっております。皆さん一国一城のあるじでありますだけに、なかなか大変なことではありますけれども、法人化設立に向けて数件の個別相談に今乗っているところがあります。さまざまな法律が絡んできますので、専門家のご協力をいただきながら、この数件について指導助言をいたしているところでもあります。18年度においては、JAたきかわ、普及センター、その関係機関ともさらに相談をしながら、集落営農、法人化の育成促進について滝川市担い手育成総合支援協議会というのを設立をして、国の支援事業なんかを導入しながら、さらに力を入れていきたいというふうに思います。やはり力を入れる以上は、毎年何件かの設立というものを目指してやると、数値目標を持つと。これも相手のいることでありますから、なかなか一筋縄ではいかないわけでありまして、しかし数値目標を持ちながらやるということについて進めていきたいというふうに思います。

農業の振興についての中で、農業大学校のことについてであります。これは、道は滝川に設置するからということで約束をいただいている。その背景にあるのは、やはり道立花・野菜技術センターがここにあると、ここをさらに有効に利用しなくてはならないということが実は背景にあるわけでありまして、残念ながら昨年11月に北海道が赤字再建団体になるとかならぬとかということが急浮上いたしました。新たな行財政改革が提案されました。18年度において学生募集ぐらになるかなというふうに期待をしていたところでもありますけれども、残念ながらそうはならなくなりました。しかし、道議あるいは経済団体の皆さん方のお力もいただきながら、農協、商工会議所等の経済団体も含めて、これはむしろ今の時期だから早く決断してくれと、北海道の農業は大変だと、農業が地域経済を引っ張っていく役割もまた大きいと。これは滝川市だけの問題でなくて、北海道全体の問題として早くやるべきだということを要望をしております。その結果は、18年度学生募集というふうには至りませんが、若干なりとも調査費の計上をしていただいているところがあります。したがって、この調査結果を早く実現に移すということについて今後ともしっかり要求、要望してまいりたいというふうに思っております。

畜産試験場の有効活用でありますけれども、道としてもいろいろ検討が行われました。定まったものは、実はありません。地元でも検討してくれということで、検討いたしました。したがって、平成14年3月に検討の中間報告、こんなものをおやりになってはどうかということも提案をしておりますけれども、これも今道として受けて立てるという状況にはないというのは率直に申し上げなくてはいけないというふうに思います。今のいわば遊んでいる土地、未利用地が550ヘクタールばかりあるわけでありまして、当面試験研究のために有効活用したいという考え方もあるようであります。民間での買収ということも希望があるようにも伺っておりますけれども、花・野菜技術センターとしては試験研究のためにちょっと検討したいということもあるようで

ありますので、その結果を注視してみたいというふうに思います。しかし、あれだけの広大な土地でありますから、ある意味では遠い将来のことも考えながら、滝川市内にある土地で逃げていかないう土地でありますから、早急な判断ということではなくて、もう少し長い将来に向けた検討も一方では必要だというふうに思います。

行刑施設の誘致の対象の一つとしてあそこで提案をさせていただいた経過がありますけれども、行刑施設はとりあえず法務省においては一たん打ち切りというふうになりました。ただ、継続して、この間手を挙げてきました。北海道で一番先に再度手を挙げたところは滝川だということでありまして、旧畜産試験場跡地の中で花・野菜技術センター、北海道としても将来とも未利用地の場所というので適切なところは、やはり行刑施設の誘致対象として今後とも要望していきたいというふうに思います。

工業の振興についてでありますけれども、産業サポート助成事業、17年度は11件の要望がありまして、産業振興協議会を立ち上げて、市及び関係機関団体の皆さん方4者によりまして選定を行って、総額で17年度については534万円余りの助成を行う予定であります。成果といたしましては、すきっ腹に飯食ったようにぱっとあらわれるものではありませんけれども、新たな雇用というものも数名発生しておりますし、イベント、コンベンションの事業においては結構新たなイベント、五感、ジンギスカン王国というのはその一つでもありますけれども、直接的な経済効果として数千万円に及ぶものがあるというふうに思っております。スタートを切ったばかりでありますから、今後ともこういう事業に市民の皆さん方が積極的に手を挙げていただくと。そういうところから物事がスタートをするというふうに思いますので、新たに起業したい、新分野に進出をしたい、新産業、新商品の開発をやりたい、あるいは新たなイベントを起こしたい、そういう希望についてはぜひ積極的に手を挙げていただきたい。そして、1年に1回手を挙げていただいたら、あと次の年までないと、チャンスはないというのでは、これまたある意味では寂しいわけありますから、平成18年度においては前期、後期2回ぐらいに分けて募集をして、そしてまた判断をさせていただくと、そういうことにも対応したいというふうに思います。

コンパクトシティについてであります。中心市街地活性化基本計画は、なかなか進まないということではありますが、計画はやっぱりじっくりやる必要があるというふうに思います。今まちづくり3法が見直されて、そして新たな法律になるわけありますから、こういう法律ができ上がっていったときに、余りぐずぐずせずに乗れるような、そういう準備をしっかりとしておく必要があるというふうにも思っております。そういう中で、新年度は中心市街地活性化基本計画の見直しは行っておりませんが、さまざまな新規施策を既にとらせていただきました。この一つは、街なか居住促進に関する支援策、これは基本的には中心市街地活性化基本計画を見直してやるのが当たり前でないのかというご意見もきっと一部にはあるというふうに思いますが、今置かれている法律の改正という状況を見ると、それを見てからまたスタートしますよというのでは時代のスピードについていけないという判断でありまして、中心居住の促進施策、あるいは中心市街地の活性化にかかわるようなソフト事業の展開をするための活性化基金事業の取り組みと、こういうことなどを実は新年度の予算として提案をさせていただいたわけあります。こういう具体の取り組みが次

なる中心市街地活性化基本計画への改定の具体的な中身をさらに具体的にするものだというふうに思っておりまして、計画の点検、そして走れるべきものは走ると、そしてその後残された課題、そういうものをしっかり議論して、中心市街地活性化基本計画を新たな法律のもとでできるだけ早く確定をさせたいものだというふうに思っております。

それから、都市計画マスタープランとの関係であります。コンパクトシティというのは何かというと、小さければいいというものでもないだろうと。内部で議論しておりますのは、おおむねこういうことがあります。無秩序にある意味では市街地が今まで拡大してきたと、それでは無秩序に拡大してきた部分の抑制というのはする必要がないのかというと、あるのではないかと。あるいは、インフラ整備をやってきたと、下水道をつくり、上水道あるいは道路をつくり、公園を整備し、こういう公共事業をやってきたと。やってきた公共事業がより効率的に生かされる、そういうまちというのはどんなまちであるのかと、あるいは中心市街地はどういうところを中心市街地として、ここを活性化するためにはどんな機能を集中すべきなのかとか、あるいは交通の便、運輸体系というのはどういうのが一番適切であるのかとか、あるいは都市部と農村との関係というのはどういうのが一番いい関係で、自然を都市の中にどう生かしていくべきなのかどうかとか、こういうことをしっかりと改めて考えるというのがコンパクトシティだというふうに思っております。小さければいいというものでもない。したがって、中心市街地の方ではコンパクトシティの発想に立って活性化基本計画の見直しは行いますけれども、都市全体について今のことを再点検するというのは時間のかかることだというふうに思っております。したがって、都市マスタープランの見直しが必要だと、そのためには作業が必要だと。それで、今回そのための作業の調査費ということについて18年度予算計上させていただきました。私は、マスタープランの見直しというのは平成22年度ぐらいの課題ではないかと。したがって、コンパクトシティということについては、都市全体についてはそういうことで議論をしながら、しかしそれを待って中心市街地活性化基本計画をやるというのでは時代おくれになりますから、全体的にはそういうことを考えつつ、中心市街地にはコンパクトシティの発想も取り入れて議論していくというふうに考えているところであります。公共施設については、先ほど申し上げましたように住宅の中心部居住の促進、その中で公営住宅をどうしていくのかということについて検討してまいりたいというふうに思いますし、老人福祉施設、とりわけ特別養護老人ホームの街なか立地のあり方と、こういうものを基本に現在のところは検討していきたいというふうに思いますが、しかし老朽化施設もだんだんたくさんになってまいりましたから、老朽化した公共施設の建てかえはどうするのかということについても全体的に広く網をかけて、中心部の公共機能をどうするのかということでも検討していく考え方であります。

観光の振興、ジンギスカン井、これは民間主導で最初やったわけです。きっかけになったのはジンギスカンの北海道遺産指定というのがやはり一つのきっかけであったかなと、あるいは地産地消運動というのも大きなきっかけになったのかなというふうに思っておりますけれども、食というものを滝川の魅力として訴えていく、それには具体的に何をどうするのかという各論が必要でありますから、主に市民の皆さん方が力を合わせてやったジンギスカンのまち滝川、その中でもジンギスカン井、これは単発で終わらせないで、北海道名物、日本名物に何とかしていきたいものだと、こ

ういう成功事例に次ぐ事例をどんどんつくっていききたいものだというふうに考えているところであり、衣食住というのは極めて力を合わせてやらなくてはならない対策の一つであり、今食に国民、道民、市民の関心が深まっている状況であり、これを生かしたいというふうに思います。

そしてまた、この間トンボの会がホクレン夢大賞というのを受賞いたしました。これは、本当に素晴らしいことだというふうに思います。こういう特色のある産品が生まれれば、みんなよくやったと褒めてくれる。よくやったと褒めてくれる産品は、ぜひ市民の皆さん方にどんどん買っていて、PRしていただきたい。そこから物事は始まるというふうに思っております。米を初め滝川産品、加工品を含めて、そういういいサイクルができ上がっていく、いいものができる、それを市民の皆さんに味わっていただき、使っていて、これはいいものだという選別されたいいものは市民の皆さん方に積極的にPRしていただく、そして市場を拡大していくと、こういういいサイクルを関係機関の皆さん方とともに、行政の一翼を担ってしっかりやりたいというふうに考えているところでもあります。そのために金が少ないということでもありますけれども、少ない金を有効に使うということとあわせて、こういうことに関してミニプロジェクトとか、トータルに使える金は持っていますから、トータルに使える金を有効に使って、できるだけ可能性のあるものに重点配分していくと、こういうことを含めて、表に出ている金だけではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

冗々にわたりましたけれども、私からは以上を答弁とさせていただきます。

○議 長 市長、ポスフル出店の動向について。

○市 長 ポスフル出店の動向について答弁漏れということでもありますので、今國學院大学との間で引き続き交渉中であります。私は、地権者は國學院大学でありますから、國學院大学の決断ということを受けて、大店立地法に基づく手続がとられるときにどう判断をするかということになるだろうというふうに思います。したがって、私は國學院大学とポスフルとの折衝の経過がまだまとまっていないという情報をいただいておりますから、この結果によって判断すべきことだというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議 長 教育長、答弁午前中に終わりますか、かかりますか。

○教 育 長 はい。

○議 長 若干早いのですが、昼食休憩といたします。教育行政への答弁は、午後からといたします。1時から再開いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 それでは、本間議員の方から多岐にわたってのご質問でございますので、お答え申し

上げたいと思います。

まず、最初でございますけれども、信頼される学校と、そういうことで学校運営に関する自己評価と外部評価及びその結果公表と、こういうことでのご質問でございます。まず、学校運営に対する自己点検、自己評価でございますけれども、これにつきましては平成14年3月29日付文部科学省から示された学校の設置基準、これが新しく出てまいりまして、この中で特に評価の問題が取り上げられました。滝川市においては、すべての小中学校において、教職員及び保護者、地域住民等による学校評価、これを今行っているところでございます。管内としては、できるだけ信頼される学校にするためにということで、いち早くこういったことを取り上げさせていただきました。また、児童生徒による評価、例えばきょうの教育活動がわかったのか、楽しかったのか、できたのか、あるいは先生方の授業はどうであったのかなどなど、児童生徒による評価についても今工夫して実施しているところでございます。内容につきましては、学校の教育計画を初め、教育活動の状況、児童生徒の学校の様子、それから教員の指導のあり方、こういったことに関してアンケート形式で評価を行っております。ただ、アンケートは限定された内容でございますので、自由記述と、こういったことで、感じたことをそのままいろいろ書いてくださいと、そんなことで自由記述の欄も設けて実施しております。この結果についてですけれども、これを学校で分析し、市内の小中学校においてはすべての小中学校で学校だよりとして内部評価も外部評価も提示して、地域にも配布して、見ていただいているところでございます。あるいは、学校評議員会議にも協議資料として提示しておりますし、あるいはホームページにも紹介して、そしてこれについての関心あるいはご検討をいただいていると、これが現状でございます。学校評価につきましては、いろいろやっておりますけれども、絶えず見直していくと、そういうことも必要でないかと思っておりますので、各学校では学校評議員その他のご意見をいただきながら、内容とか方法についてもその都度吟味をしていると、そういうことでございます。また、先般中央教育審議会から学校評価のガイドラインと、こういったものも示されまして、そして絶えず各学校で行っている評価については工夫、改善していくと、そういうご指摘もございますので、滝川市といたしましても今後十分吟味、検討していきたいと、このように考えております。

二つ目は、確かな学力についてでございます。確かな学力の中に、特に習熟度別指導、これについてのご質問でございます。初めに、競争の排除、こういったことでどう考えているのだと、こういったことでございますけれども、競争の排除ということで、これまで教育の動向の中で一部誤った平等主義といいますか、ちょっととらえ方が違うのではないかと、そういう主張も全国的にあるのは私も承知しております。しかし、学校におきましては、何といたしましても基礎的内容、基本的内容をしっかり一人一人に定着させると、そういったことが大切でございますから、そういったことを念頭に置きながら、学習意欲を高めたり、あるいは学習の仕方、習慣、これを高めたりしながら、しかも今ご指摘のお互いに競い合いながら、切磋琢磨しながら学力向上を図っているところでございます。ところで、習熟度別でございますけれども、習熟度別といいますと学級を二つに分けたり三つに分けたりして、上位の子供たち10人、中位の子供たち10人、下位の子供たち10人と、そういう仕方もちろん習熟度別にはあります。しかし、グループ分けをして行う習熟度別だ

けでなくて、一斉授業、毎日授業を行っていますけれども、この中でしっかりと習熟度別指導をしていくというのが必要だと思っております。各学校でも複数の教員が一つの教室に入りまして、一人は教えていると、一人は能力差に応じて個人指導で回っていると、こういったことも習熟度別の一つの方法でございますし、例えば小学校で体育の授業を行っておりますけれども、一番わかりやすいのは跳び箱なんかです。5段をずっと跳べる子供もおりますし、3段しか跳べない、2段しか跳べないという子供もおりますから、それについては三つ、四つのグループに分けて指導しているのが現実でございます。例えば算数、数学におきまして、一斉授業で基礎基本を行いまして、練習問題を解くときに、皆さんワークブックというものを持っています。Aは基礎的問題で、Bは中程度、Cは非常に高度な問題というふうに分かれてワークブックはできておりますけれども、教師は、あなたはAをしてみてもうどうだと、あなたはCに挑戦してみたらどうだと、こういったことを通して常に習熟度別に配慮した指導を行っている、このように考えていただきたいと思います。先ほども言いましたように、今市内では9人の先生方がチームティーチングとして入っておりますので、その中で今言いましたような習熟度の差に応じて指導しているということと同時に、各学校に行ったらいただければグループ別に学習をしています。それも能力差あるいは習熟度別に応じた指導と、そのようにご理解いただきたいと思います。いずれにしても、わかる授業、できる授業、これが最大のねらいでございますから、今後ともこれらを十分達成できるように工夫、改善を図っていきたく思っております。また、今休み時間、放課後、こういったものを通じて一人一人に教育相談とか補足的な指導をしていただいておりますし、家庭学習もOECDの調査でもわかるように日本の場合は非常に少なくなっておりますから、滝川においては家庭学習も適切に課題を出して今やっております、こんなことを通じて学力の向上あるいは個に応じた指導の徹底を図っているところでございます。

次に、豊かな教育活動の推進ということでございますけれども、これにつきましては特に施設の活用、これについてのご指摘でございました。ご案内のように日常学校では、体育活動、クラブ活動、学校行事などのスポーツ活動、これは教育計画、教育課程と言っておりますけれども、それに位置づけまして、これについては各学校の体育館、各学校のグラウンド等を使用して行っております。そのほかに、例えば活動の成果の発表の場となるものとして吹奏楽の発表会などもございます。これなどは、種目を限定いたしまして、市の施設を使って滝川市教育委員会主催として二、三やっているのも現実にはございます。あるいは、そのほかに放課後活動として部活動がございすけれども、これについては市内の小中学校の施設だけでは間に合いませんので、この場合は一般的な体育施設を使って、さらに技量を高めている。この際には、入館料として一定の負担をいただいているのも事実でございます。次、補助金でございますけれども、補助金の現状ということでございますが、これもご案内のように児童生徒、滝川市内は文化や体育活動が非常に盛んでございますから、これを補完する意味で滝川市教育振興会、これをつくっております。この教育振興会につきましては、教職員の研修活動も入っております。本教育振興会におきましては、小学校陸上競技大会、児童生徒作品展、音楽発表会、中学校英語コンテストなどなどを行っておりますけれども、これについては会場が有料と、そういったことがありますので、いろんな施設を使って行っておりますので、

有料となります。そこで、これは見合った分を補助金として教育振興会に出していると、そういうのが実態でございます。今後につきましても、教育活動を十分できるように施設の活用などについてもさらに配意をしていきたいと、このように考えております。

次に、教職員の意識改革ということのご質問でございますが、これにつきましては先ほどの外部評価、内部評価の対象として教職員の指導の状況についても評価の対象としていただいていると。これはどのような組織で行っているかということでございますが、各学校では、名称はさまざまでございますが、企画委員会、運営委員会等々の名称で特別委員会を組織してやっていると、これが多くの学校でございます。もちろん教頭がやっている場合もありますけれども、多くはこういった組織をつくって、教職員が自分の問題として取り上げていると、こういうことでございます。今後とも学校評価が適切に行われるように、しかも自分たちの改善の課題としてとり行うように、この組織をさらに生かすようにしていきたいと、このように考えております。普通組織で行っている内容は、教師の指導はどうであったのか、指導によって子供はどのように変わったのか、あるいはその他の条件整備として何が必要なのか、こんなことを常に話題にして検討しているところでございますし、評価項目もこういったものが入っております。それから、保護者が自由に記述していただく問題につきましては、かなり厳しい意見がたくさんございます。これでいいのだろうか、授業がわかるのだろうかなどなど厳しい意見もございますし、あるいはお褒めの言葉をいただいているのも実態でございます。これにつきましては、プライバシーその他を勘案しまして、それ以外は全部地域、保護者に提示していると、そういう実態でございますので、自己の資料としてはかなり厳しく受けとめて活用していると、そういう実態かと思えます。ただ、中には自己評価の内容と外部評価の内容につきまして評価の内容にずれがございます。そのずれにつきましては、十分学校で検討していただくことにしております。例えば自己評価は高いけれども、外部評価は低いということもございますし、その反対もございます。これについては、なぜそうなったのかということをも十分検討していただいて、それを今後に生かしていく、そういうことでございます。外部評価、内部評価につきましても、今後とも評価項目、評価時期、評価者、あるいは方法等について十分検討を重ねながら改善を図っていききたいと、このように考えております。

次に、学校施設と教育環境の整備推進ということでございますけれども、まず学校の適正配置ということでございます。これにつきましては、活力再生プランの中期アクションに位置づけまして、平成18年度までに総合的に検討し、19年度以降に再編計画を策定すると、このようになっております。これに基づきまして今やっておりますけれども、その検討経過として申し上げますが、現在は他市が適正配置を進めている状況、あるいはその背景、あるいは児童生徒の数の推計、学校の適正規模、あるいは学校の改築、改修、耐震診断、耐力度調査、あるいは改築等に要する補助メニューなど、さまざまな段階から今調査しておりまして、本年度これの整理を今していると、そういう状況でございます。計画作成のタイムスケジュールということでございますけれども、現在それを検討しているところでございますが、施設の改築、改修あるいは耐震診断、これにつきましてはご存じのように多額な費用もかかりますことから、財政シミュレーションとかそういったことを検討し、関係セクションと連携しながら、協議しながら今後具体的に取り組んでいかなければいけな

いと、このように考えております。さらに、計画を策定する過程におきましては、学識経験者あるいはPTAなども含めて、懇談会を開くなどして市民の皆様方のご意見を広く聞くと、こんなことも今考えているところでございます。こんなことを通しまして、19年度以降の計画策定、これに向けて慎重に審議してまいりたいと、このように考えております。

次に、幼稚園教育についてでございますけれども、まず公立幼稚園でございますけれども、公立幼稚園は私立幼稚園を補完すると、こういう立場で長年努めてきましたが、その役割は果たしてきたと、このように考えております。しかし、少子化の影響など定員割れが続く中で、総合的な判断として、みずほ幼稚園はご案内のように18年度末の廃園と、あるいはおおぞら幼稚園につきましては園児数の動向を見ながら、その必要を検討していくと、このようにこれまで申し上げてまいりました。しかし、昨年11月におけるおおぞら幼稚園の平成18年度4歳児の応募状況は、これもご案内のように定員35名のところ17名と大幅に定員を割っている状況にございます。このような状況から、今後募集人員を大きく高めることが難しいだろうと、そういったことから、おおぞら幼稚園の存廃について早期に検討を進めなければいけないと、このように考えております。次に、私立幼稚園に対する応援ということでございますけれども、先般滝川第三小学校において市内の私立幼稚園、公立幼稚園の先生方と小学校の先生方の交流会を持たせていただきました。そして、公私ものの幼稚園の先生方に小学校1年生の授業を見ていただきました。これを通して、先生方の感想としては、互いの教育活動を深める、学び合うということでは大変よかったというご意見をちょうだいしております。こんなこともこれから続けていって、応援していきたいと思っておりますし、これもご案内のように昨年たきかわこどもフェスタ、これは、子供たち、幼児が500人程度集まりまして、遊びとか体験とか交流を通して、これまた大きな好評を得たところでございます。今年度もこういったことをさらに実施しながら、いろんな面で応援をしていきたいと、このように考えております。またさらに、どんなことが応援できるのか、何ができるのかというようなことも今後とも検討していきたいと、このように考えております。

次に、図書館の移転計画についてでございますけれども、これにつきましては、これまで図書館のあるべき姿、あるいは目指すべき図書館像、移転してからの図書館の構想等について昨年の12月まで検討いたしまして、一定のまとめはしたところでございます。タッグ計画では、庁舎を含めて既存施設の活用を視野に入れながら計画策定に取り組むと、このようにされております。そこで、図書館移転の第1候補として考えられます市庁舎の活用、これへの移転でございますけれども、このことについてはこのことが本当に可能かどうか、現在関係課によるワーキンググループを立ち上げて、今さまざまな観点から検討しているところでございます。次に、指定管理者制度でございますけれども、図書館についてこの指定管理者制度を活用していこうと、そういう動きがあることは私も承知しております。滝川市におきましては、図書館の運営、管理状況全般について調査、点検を行いまして、指定管理者制度の活用が可能であるかどうか、その方法や方策はどのようにすればいいのか、あるいは他市の状況も具体的にさらに調べまして、今後見きわめていくことが必要であると、このように考えております。移転等に向けたタイムスケジュールでございますけれども、第1候補である市庁舎、これの活用、これをワーキンググループで今検討中でございますから、これ

が年内をめどに結論を出すと、そういうことでございますので、これなどもいろいろ出た結果を検討しまして、第2候補、第3候補というようなことも含めて今後検討していく必要があると、このように考えております。できれば既存施設を大いに活用することができないか、こういったことを今中心として検討しているのが現状でございます。いずれにいたしましても、移転後の図書館につきましては、市民の皆様にとって使いやすいなど、あるいは魅力があるなど、サービスもいいなど、こういったことが言われるように、この移転計画の中に具体策を盛り込んでいかなければいけないと、このように考えて、今検討しているところでございます。

次に、市民主体の文化活動と、そういうことでございますけれども、まず文化センターについて、民間委託、ソフト事業の充実と、こんなことで検討を今進めております。市民協働を基本に、平成19年度からの指定管理者制度の導入に向けた整備を今検討し、さらに協議を進めてまいりたいと、このように考えております。利用拡大の具体策と、そういったことで今る検討しておりますけれども、皆さんのご意見を、各団体の方に来ていただいて、どのようにしたら使用しやすいかと、そんなことも今盛んにやっているところでございますけれども、その中で使用料金がわかりづらいと、こういったご指摘もございますので、今ジャンル別によるセット料金と、これなども検討して定めていきたいと、そして使いやすいように広報をもってお知らせし、それを一つのばねとして、さらにたくさん来ていただくようなことも考えていきたいと、このように考えております。今申し上げましたように、文化団体からもいろんな意見をちょうだいしておりますけれども、今後とも各団体の代表者、責任者と会って、そして使いやすいようにするためにはどんなものかということさらしにいただいこうと、こんなことを今担当として検討しているところでございます。文化センターの料金でございますけれども、平成15年度から3割減額制度、これを廃止いたしまして、17年度から公平な負担をしていただいていると、これにつきましてはご案内のとおりでございます。次に、会場分割による室使用料の設定と、そういうことでございます。これにつきましては、今申し上げました利用者団体との意見交換、あるいはシンポジウム、これなどを開催して、さまざまな意見をいただきながら検討してまいりました。その意見の中で、使用料金は安くなることはよいが、上段で仕切ることにより照明や音響等への影響があるのではないかと、あるいは鑑賞する場合に自由に座席を選ぶことができなくなって不便であるとか、ホールの特徴ある一体的な空間としての機能を損なわないかなどなどいろんな意見が出ているのも実態でございます。さらに加えて、分割による使用料の設定、これは十分検討いたしました、対16年度収入実績に基づいて大きな減収にもなると、こんなことも考えて分析しているところでございますので、今後とりあえずと言ったら失礼でございますけれども、ジャンル別料金設定をして、そして説明して、利用拡大を図っていききたいと、このように考えているところでございます。また、文化センターでさまざまな施設の改善、これも今まで何回も指摘されているところでございますけれども、これにつきましては利用しやすいように、あるいは芸術、舞台芸術、これが鑑賞しやすいように、市民が創造する場としてこれいいのかどうか、こういったことも今後ともさまざまな観点から検討していかなければいけないと考えております。

最後でございますけれども、本間議員の方から一番最初にありました。教育執行方針を見て、絵

にかいたもちでないかと、そんなことをご指摘されましたけれども、私も絵にかいたもちというのは一番嫌いな言葉でございます。今回設定するに当たりまして、各学校、各部課からいろいろ意見を聴取いたしました。１年間を経過して、新年度何を打って出るのか、何を継続していくのか、こういったことを各課あるいは各学校から聴取いたしました。それをもとにして教育委員会と検討いたしましたして、１２月に教育行政執行方針を基底として１０枚程度のプリントで各関係課に配りました、これでいいかどうか。絵にかいたもちにしたくないという思いが強いものですから、それを再度検討していただきまして、今回の教育行政執行方針にしたものでございます。そういったご指摘にならないように十分進行管理をしていきたい、このように考えておりますし、また本間議員さんの方で具体策としてこれが足りないぞ、情熱が足りないのではないかと、結構でございますから、あらゆる面からご指摘いただきたい。私たちは真摯に受けとめて、具体策を市民の皆様のために、学校の皆様のために一生懸命提起していきたい、このように考えております。

以上を申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。本間議員、再質問ございますか。本間議員。

○本間議員 再質問はしないつもりで臨んでいたのですがけれども、若干、きちっとした答弁を市長、教育長からいただいているのですがけれども、ごく一部再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、１点目は、国外との経済交流というところでして、経済交流を促進するセクションの設置はという問いに対しまして、各部横断的なところがあるので、総合力で対応したいというふうなご答弁をいただいたのですがけれども、こうしたことは継続して、そのパワーを失わないように続けていくということが大事だとしたときに、責任を持つのはだれなのかということをはっきりと進んでいかなければ先に行かないのかなというふうには思っております。そんな中で、例えば市役所のセクションだけではなくて、民間との関係も含めた中でぜひ設置をしていきたいというふうに思うものですから、市としての対応について再度お答えいただければありがたいというふうに思っております。

それから、コンパクトシティのところですが、まず、１点ご答弁をいただけていない感じがしたものですから、二つ目のところでコンパクトシティに向け都市計画マスタープランの見直しを進める上でのところですが。そのコンパクトシティを推進する上でポスフルの出店の弊害はということで、市長の今お考えになる弊害とはどのようなことなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それと、その下の新まちづくり３法及び道条例との関係はというところで、実は通告には書かれていなかったのですがけれども、市条例の施行はということで話をさせていただきました。道条例が施行される場合、それにリンクする市はどういう対応をするのかということもありますので、もし可能であればご答弁いただければありがたいというふうに思います。

それから、次は教育長でございます。教育行政執行方針でございます。まず、信頼される学校のところ、評価と結果公表に関する二つの質問を用意させていただいたのですがけれども、どちらにも言えることなのなのですがけれども、例えば評価を受けとめる土壌は整っているのかなのかというこ

とがまず一つ、下の教職員の意識改革の方では教育長の考える土壌が整っているかどうかということについてお答えいただきたいのと、それから信頼される学校については問題点というのはどんなところにあるのかということなのです。きっとあると思うのです。だから、そういうところがポイントだと思うので、できればご答弁いただければと思います。

それと、その二つ下の豊かな教育活動の推進の中の、施設使用料が教育現場にもたらす問題はどんなところにあるのかということについてもお答えをいただけたらというふうに思います。

それと、学校施設と教育環境等の整備推進のところですけども、19年度から適正配置について計画を立てるということですけども、これは大体いつまでをめどに立てられるのだろうということです。18年度に調査して、19年度から計画策定に入りますということなのですけども、多分タッグ計画の期間内なのかなというふうに思いますが、それをお答えいただきたい。

それから、全部になってきましたが、幼稚園教育の推進の中で私立幼稚園の応援ということでお答えをいただいているのですけれども、具体的にもお答えいただいているのですけれども、ただ先にはいろんなことが多分、私立幼稚園側からも希望もあると思いますし、そうした協議体のような、協議をすることはお考えがあるのかどうか、それについてお答えいただきたい。

それと、図書館活動の推進のところ、市庁舎が今一番検討を進めているという話で、ワーキンググループをつくって進められている。その構成メンバー、ちょっと聞き取れなかったものですから、構成メンバーはどういうメンバーでやられているのかということ。

それから、最後、市民主体の文化活動の中で文化センターです。タッグ計画では17年度に検討して、終了するという計画だったと思うのですけれども、それについての結果は、それは結果が出なかったの、まだ検討するのか、十分でなかったの、やっぱり検討するのかということについて、それはいつまでなのだというということについてお答えいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議 長 本間議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 本間議員の再質問に以下ご答弁を申し上げます。

国外との経済交流の促進ということについてでございますが、官民協働の組織ができ上がれば、その担当窓口は横断的だから、みんなにかかわるということではなくて、その担当窓口は特定したいというふうに思います。そういう形で官民協働で進めていくべき課題ではないかというふうに思います。

コンパクトシティに関してでございます。ポスフル出店の弊害はと、仮にポスフルが出店したら、既存商業への影響は皆無ということにはいかないと。それは、既存商業大型店、既存中小小売商業含めて影響は少なからずあると、その統計的な可能性についてもデータは提出しているわけでありまして。ただ、私は、かつてとは違うと、かなりすみ分けが進んできていると。すみ分けが進まないということになりますと、それでは既存中小小売商業は何も努力してこなかったのではないかということにもなるわけでありまして、それなりの努力の結果、大きな問題は生じていますけれども、かなりすみ分けは進んだ。私は、第1には郊外型大型店同士の競争というのが激化すると、2番目に、そのはざまの中で既存中小小売商業にも影響が出てくると、そういうかつてとは違う状

況があるというふうに思っております。しからば、滝川で反対して、近隣のまちに出ていったらどうなるのかと。それでは影響は出ないのかという、決してそうでもないというふうに思います。したがって、私は國學院大学の交渉経過を踏まえて、その段階で適切な判断をするべきではないのかというふうに考えているところであります。

道条例ということですが、北海道は今のところ条例を制定をするということには至っていない模様であります。大型店による主体的な地域貢献に関するガイドラインの制定と、条例ではなくてガイドラインの制定を18年度のできるだけ早い時期にしたいということのようであります。私は、これまでのご質問にもお答え申し上げてまいりましたが、まちづくり総体の基本条例はつくる必要があるというふうに思っております。その考え方は、変わりありません。大型小売商業を立地規制するというためにさまざまな制限を加えるという条例の制定ということにはならないだろうというふうに思います。今まちづくり3法の改正が進んでおりますから、これに基づいて都市計画法の改正なんかが進んでいったときには、それでは白地地域は一体どうしていくのかとか、こういう土地利用をどうしていくのかということで対応する部分はあるというふうに思います。それも先ほど申し上げました都市計画マスタープランの中で位置づけて誘導していくべき課題なのか、そういうこともあるであります。それと、もう少し迅速に何でも立地できるようなところの規制をそれよりも早く単独に解決しなくてはならない問題なのか。そういうのは都市計画法の改正の状況を見ながら判断していくべき課題だというふうに思っております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 再質問ということで大きく7点のご質問がございますので、お答え申し上げたいと思います。

まず、信頼される学校、そういうことで評価結果を生かす土壤があるのかどうか、こういうことでございます。私は、あると、このように考えております。例えば学校評議員の皆さんがいっぱいいます。これは、各学校、すべての学校で実施しておりますけれども、年3回程度実施しております。このときに、学校評価を各学校で分析していただいています。この点は褒められているけれども、この点はどうなのだろうかと、こういうことで評価、厳しくご意見もいただいています。そのときに、校長、教頭はもちろん入っておりますけれども、必要に応じて代表教員を入れたり、あるいは関係教職を入れたりしております。そして、その結果の状況についても全職員に周知することになっていきます。それをどのように周知、改善したかということとをさらに学校評議員の皆様方に報告することになっておりますので、こういったことを通して進めておりますし、あるいは教職員の皆さんもこれについては真摯に受けとめて対応していかなければいけないということでございますので、これについては土壤はあると、このように考えております。

二つ目、信頼される学校とは何なのだと、こういうことですね、二つ目に申し上げたのは、よろしいでしょうか。

○本間議員 評価に関する、この質問に対する問題点です。どのように考えられているのか、一番最初の信頼される学校のところですか。

○教 育 長 評価でございますけれども、例えば信頼される学校とはどういうことかということだ

と思いますけれども、結論から言いますと、一人一人の児童生徒が確実に高まること。学力も高まるし、人間としての人格形成もできるし、あるいは心身、特に体も含めてたくましいと、こういったことがお父さん、お母さんの前で1年後、6年後、あるいは中学校、3年後にこのように育ちましたよと、このように賢くなりましたよということを具体的に提示することが信頼される学校の一番の眼目であろうと、このように考えています。そこで、教育の場合、今議会にも提案申し上げまして、標準学力テストを実施して、各学校でテストを実施しておりますけれども、それは数字で示すこともできます。例えば算数、数学では、知識、理解、関心、態度、技能といったことでどの程度高まったということを分析して、お父さん、お母さんに提示します。うちの学校はこのように高まりました。しかし、この点が問題ですということを具体的に提示する場合は、提示していかなければいけないと思っております。ただし、教育の場合は、数値であらわすことができる面と1カ月や2カ月で数値であらわすことができない、例えば道徳性診断テストなどがあります。この子供が本当に道徳的に人間として立派になったのかどうか、これは道徳性診断テストなどなどありますけれども、これで十分にお父さん、お母さんに説明できるかというふうになると、なかなか難しい状況にあります。そのために、あなたのお子さん、うちの学校の子供たちはこういう状況ですよ、非行事故はありますよ、ありませんよと、あるいは部活動でこのようなたくましい状況もしておりますよ、隠れた善行としてこのようなよいところもありますよ、そういう状況をもって報告する場合もございます。あるいは、お父さん、お母さんからいろんな意見を聞く場合もあります。こういったことで信頼される学校に対応していているというのが現状でございますし、今後ともこれは厳しく提示していかなければいけないと、このように思っております。

三つ目、使用料の問題、子供たちがお金かかるのではないかと、そういうことでございますけれども、基本的に教育計画、教育課程に位置づけたものは、これは無料と、このように考えておりますけれども、中には自己負担していただいているものもあります。例えば学校で地図を勉強する場合に、学校では大きな地図を用意しておりますけれども、これはもちろん公費で負担させていただいております。ただし、子供たちは、ブックケースをつくるとか、そういう技術家庭のいろいろな問題がありますよね、ブックケースをつくった場合については、それはつくったら自分のものになります。こういったものについては、自己負担をしていただいているというのが実態です。クラブ活動については無料でやっておりますけれども、土曜日でも日曜日でも朝から晩までという場合については、今の状況ではすべてを無料にすることもできない状況にありますので、応分の負担をしていただいているという現状だと、このように申し上げておきたいと思います。

次、学校の適正配置計画でございますけれども、スケジュールを組んで実施しておりますけれども、18年度中に適正配置計画を作成していきたい、このように考えています。市民懇談会を8月か9月に立ち上げて、これを実施していきたい。そして、計画を18年度に作成していきたい。それをもとにして、具体的な計画、これを19年の3月までにつくっていききたいと。ただ、問題は、財政的な問題とかいろんな問題がありますので、それを今悩みながら実施しておりますので、19年度までにできるかどうかという不安もありますけれども、19年度に何とか適正配置計画の具体策をつくりたいと。ただし、あと予算とかいろんな問題で検討されなければいけませんので、19

年度終わったら直ちに学校をつくる状況、スタートするという状況では決してございませんので、それについてはいろんな面から検討していかなければいけないので、これについてはご理解をちょうだいしたいと思っております。

それから、私立幼稚園を応援するための協議会、これをつくる予定があるのかどうかということでございますけれども、現在のところこれは考えておりません。

次に、図書館移転のワーキングメンバーはどういうメンバーかということでございますけれども、これは私どもの市役所内部の部署から出ております。総務課、財政課、情報化推進室、建築住宅課、元気タウン推進室、企画課、それから私どもの社会教育課、図書館と、こういうグループから出て、今検討している最中でございます。

それから、文化センターでございますけれども、指定管理者制度はいつからなのだという事なのですが、本間議員ご指摘のように……

○本間議員 違います。最初は17年度までだということだったのだけれども、検討中と言われたので、それはどうしてなのかという議論なのです。

○教 育 長 これは、本間議員ご指摘のとおりです。実は18年4月から実施したいなと、こういうことでいろいろ検討してきたのですが、なかなか難しいものがいろいろありまして、成案にすることができなかったという状況もございますので、今年度18年度、できれば早い中間の時期、7月か8月ぐらいまでに原々案をつくっていききたいと、こんな状況で進んでおります。いろんな問題があつて若干おくられているということでご理解いただいて、私たちも一生懸命取り組みたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 以上をもって本間議員の質問を終了いたします。

山木議員の発言を許します。山木議員。

○山木議員 それでは、市民クラブを代表いたしまして、ご質問をいたしたいと思えます。

午前中から本間議員の大変膨大にわたるご質問がございました。すべて包括されたのかなというような感じもするわけでありまして、私は少し具体的に掘り下げさせていただきまして、ご提案を若干申し上げながら質問を行いたいと思えます。12点ほど、要点を絞ってのご質問でございますので、ご答弁のほどをよろしくお願いをいたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、子育て子育て支援について

2、市民と協働のまちづくりについて

まず、1番目でございますが、市長の基本姿勢の中での子育て子育て支援についてでございます。市長は、重点施策の第1に子育て、子育て支援の充実を挙げております。安心して産み育てることができる応援をすると、仕事を持ち、親が安心して働くことができる、そういった環境づくりを行うと言っております。私も全く同感であると思えます。しかしながら、ご承知のように保育所料金の改定にはタッグ計画に示されている中で保護者の皆さんと十分話し合いを行っていくのだとござ

います。しかしながら、根強い反対意見が出されてきておるのが現状でございます。保育所に通園していない幼児は50パーセントぐらいいると、負担の公平を保つ意味からもやむを得ないのだと、そういったお話も出ておりますが、少数意見であっても十分な話し合いが必要であり、私はまだ尽くされていないのではないかと。その中で料金の値上げはそぐわないと思うが、お考え方をお伺いいたすものでございます。

次に、市民と協働のまちづくりについてでございます。市民参加によるまちづくりのさらなる推進をし、事例などを挙げて協働の輪を広げてはどうか。人が輝き、自分たちでできることから始めるまちづくり、市長いわく地域力でございます。地域にある力を、知恵を結集する重要なことであります。地域住民皆さんでなし遂げる事業は、また格別の喜びがあると思うのであります。従来型の行政主導、頼るのではなく、自分たちの力で、汗を流し、手づくりの行事を行っていくことによって地域コミュニティのきずながより強くなってくるのではないのでしょうか。市内さまざまな住民パワー、たくさんございます。発揮した事例が数多くあると伺っております。一例を挙げますと、中でも自分たちのまちにパークゴルフ場が欲しい、そんな住民の声から、ならば自分たちの方でつくろう、このような話から、ご承知のように旧江部乙北辰中学校の跡地を市より無償で借り受け、江部乙ライオンズクラブが中心となって、町内会、商工会、剣友会などさまざまな住民が参加して、2年の歳月をかけて18ホールのパークゴルフ場を完成させた。市民の皆さんに無償で提供するものを今年の6月上旬オープンと聞いております。パークゴルフ人口は年々ふえつつあります。体力づくり、特に健康寿命80歳、まちづくりにも寄与できるものと思うのでございます。ノーマライゼーション活動やさまざまなボランティア活動、地域力を結集しての先行事例など、これらについて広報等の通り一辺倒の紹介で十分な市民理解を得ることは難しいのではないかと思いますのであります。市役所1階、ひだまり広場等の一角にこれらの事例紹介の常設コーナーを設けてはいかがかと思うのであります。地域力結集の意義について市民の意欲を喚起し、安心で安全なまちづくりの原動力となるのではないかと考えるが、お伺いをいたしたいのでございます。

◎2、農業振興

- 1、国営北空知土地改良事業について
- 2、認定農業者の役割について
- 3、地場農産物のPRと滝川産米の展望について
- 4、滝川農産物の海外輸出と販路拡大について
- 5、農業法人化の推進について
- 6、新規就農、Uターン者への支援について

次に、農業振興でございます。農業振興の中に、午前中の本間議員のご質問の中にもございましたが、少し角度を変えて私の方からご提案をいたしたいと思っております。まずは、1番目の国営北空知土地改良事業についてでございます。事業内容の分担金についてでございますが、これは国営北空知事業の自治体負担金、予算計上に当たっては農家負担の軽減を図るという意味では深いご理解をいただいたことであり、高く評価いたしたいと存ずるのでございます。昭和52年より農業用排

水設備の老朽化、河川流路の変動による農業用用水の不足や代かき期間の短縮、深水冠水への対応のための用水確保など、施設や用排水路整備をし、土地生産性、水管理の合理化、農業経営の安定に向けて、地域農業の振興を目的としたものでありました。工事期間は、当初昭和52年から63年、しかし現行では昭和52年から17年度となっております。昨年で完了し、今年18年度より償還となったのであります。事業地域は、滝川市、深川、旭川、妹背牛、3市1町でございます。受益面積1万1,876ヘクタールと莫大なものでございます。滝川分といたしましては、これは水田でありますから、3,357ヘクタールとなっておりますが、これらの事業内容についてお伺いをするものでございます。

次に、2番目の認定農業者の役割についてということでございます。少し掘り下げてご質問をいたしたいと思えます。今なぜ認定農業者が担い手として位置づけされてきたかということ若干さかのぼってみますと、米政策改革大綱、平成14年の12月から平成22年ごろを目標に行っていました。消費者、市場重視の考えに立って、需給に即応できる米づくりのために需給調整、流通、関連施設等の改革に取り組んできたところでございますが、需要と供給のバランスの崩れによって価格は下落し続けてまいりました。このようなことから、生産構造の変革を見て、担い手をより明確化するために、地域水田農業ビジョンが制定され、従来の価格保障より所得保障へと移行されていくのであります。あくまでも認定農業者が対象であります。滝川市においては、農地、田畑合わせますと4,126ヘクタールの約80パーセントはこの認定農業者で占めております。1戸当たりの平均面積が6.4ヘクタール、これは空知管内平均9.9ヘクタールから差し引きますとマイナス3.5ヘクタールと、平均面積が非常にコンパクトになってございます。これにはいろいろと事情があるわけでありまして、状況はそういうことであります。農家戸数、また2005年度統計では576戸中5ヘクタール以下が292戸、約50パーセントに当たります。現在、前段もお話が出ておりましたが、滝川の認定農業者目標人数を250ぐらいにしていきたいという目標を掲げておりますが、滝川の特徴をとらまえて、今後担い手に農地の集積をどのように図るか。これから認定農業者の役割をどのようにはっきりさせるかが大きな課題であると思うのでございます。多様化する中で、位置づけが急務となるのであります。特に認定農業者になられなかった、外れざるを得ない平均面積以下、あるいは所得が400万以下という方への対応がこれからの大きな課題となっていくものと思うのであります。こういった今まで地域を引っ張り、ファイア精神でやってきた熟年農業者をどのように導いていくのか、方策を誤ると農村地域コミュニティが崩壊するのではないかと考えられますが、いかがかお伺いをいたしたいと思うのでございます。

次に、3番目でございますが、地場農産物のPRと滝川産米の展望についてでございます。今までのもののPRは、広告、新聞、公共等いろいろさまざま機関があつたわけでありまして、かつての宣伝はこういったものが主流でありましたが、しかしながら地元には掘り起こせばいろいろとすばらしい実績でやってきた組織がたくさんあるわけでございます。中でも当時JA江部乙と札幌の消費者グループとが顔の見える支援型の米の提供を行ったのが始まりで、道内では初めての取り組みでした。これは、トンボの会の前身でありますけれども、まだ食管法があり、道内より、これを行うことによって、ちょうど20年前でありますけれども、批判の電話がJAに殺到したことがござ

いました。しかしながら、それが火つけ役となり、道内に大きく広まったのであります。その後は、江部乙の若手農業者が中心となって、市長からもご紹介ありましたトンボの会も結成10年目となり、さらに消費者の皆さんと交流を深め、減農薬米、高度クリーン米に向かって成果を上げてきたのでございます。JAたきかわにも米生産部会がございます。今全農家が減農薬推進に一丸となっております。そういった方向にも一役買ったのではないかと思いますのでございます。その努力が評価され、きのう、市長の方に報告をされたようでありますが、第12回のホクレン夢大賞を受けたのであります。なかなかもらえる賞ではございません。私も規程を見せていただきましたけれども、相当厳しい内容でございしますが、見事第12回のホクレン夢大賞をトンボの会は受賞されました。これは、滝川産米の宣伝材料に大いになるのではないのかと思うのであります。市のこれからの農産物をPRするパンフレットにも大きく寄与するものと思うのであります。また、今後の滝川の農産物の大きな顔になるだろうと思うのであります。市内においても、地元の消費者の皆さんもご賞味いただければご納得いただけるのでないかというふうに考えてございます。先ほど申し上げた夢大賞の中身でございしますが、これは農業、農村の担い手に夢と希望を与える活動家や研究に対して贈られ、北海道農業や農村に活性化をもたらすことを目的とするものであります。平成8年にトンボの会は前身であります農協の生活クラブ生協の業務提携、これの中身は今も一緒でありますけれども、安全で安心な米をつくるべく、あぜ道にはハーブなどを植えまして、通常20回の農薬成分回数を10回以下に抑えた、そういった米づくりを導入し、さらには現在5回以下という府県の減農薬栽培の追従を許さない技術をも導入し、生産される30パーセントを占めるまでになったのであります。これは、滝川産米として位置づけとしては大きなイメージアップになると思います。これからさらにイメージアップを図りながら、減農薬、高度クリーン米を目指すことが滝川産米の生き残るかぎとなると思うが、いかがかお伺いをいたしたいと思うのでございます。

続きまして、滝川農産物の海外輸出と販路拡大についてでございます。前段視察団の本間副団長の方からいろいろと詳しくお話がございました。私も一緒に同行させていただきまして、大変勉強になったなということを思いまして、折に触れ、皆さん方もそうでしょうが、いろんなところでお話をさせていただいております。外に向かって希望と夢を、経済効果を図るということは大事でないかというふうに思うのであります。当然台湾との経済交流が主流になってくるわけでありましてけれども、その中で台湾スーパー、裕毛屋さんの店頭でトンボの会の米が、試験的でありますけれども販売され、ごく少量でありましたが、並んでおりました。リンゴ、ジャム、ジュース、ハチみつなど、品目を挙げるとかなりございます。スーパーの裕毛屋の総支配人の話では、北海道の産物はクリーンなイメージが強いので、少々高くても品質がふぞろいでも人気がありますよと言っておりました。滝川からの訪問によって、この意気込みは十分伝わったのではないかと、理解されたのではないかとと思うのであります。長井総支配人のお話でございしますが、総支配人というのかどうかちょっと私わかりませんが、総経理というのですが、恐らく総支配人のことではないかと思いますが、そういった代表の方から、実際は生産者の方が来られて、これは私のところで作ったものですよということをやればより効果的なのですがねというふうなお話もしておりましたが、販売戦略の一つとして今後そういったことも考えていかなければならないのではないかなと思います。お伺

いいたいのでございます。

続きましては、5番目の農業法人化の推進についてでございます。前段ご質問がございまして、答弁もございましたが、農業法人化の推進、現状況の中ではかなり難しい状況にはございますが、これは将来を見据えたときには必ず成功させなければいかぬという法人化の推進であろうかと私も考えてございます。今は、個人経営の認定農業者が中核を担っておるのが現状でございます。滝川農業の中では個人法人は3件ほどであり、法人化は個々の農業の合併であります。市町村合併も当然であります、農業者の合併であると思います。なかなか一律には、かなり抵抗があるものと思われれますが、メリット、デメリットを提唱しながら、どうするのだということが今後の課題の一つと思われれます。広域化を図りながらいくわけでありましたが、地域の機械の共同など、資材の共同購入など、経営に占めるコストが個人で行うよりは共同体制をとった方が下がることは一目瞭然であります、特に作業の共同によるコスト削減は既に農業者も認識しておるところではあります、なかなか厳しいものがございます。また、後継者のいない認定農業者は65歳の年齢に達すると資格がなくなり、認定農業者になってくれる後継者なり担い手がいないとしますと資格を失ってしまう、そういう可能性が高いのであります。資格を失ってしまうというおそれのある経営者がかなりの率にいるものと思われれます。事態は大変厳しいものがあると言わざるを得ないのであります。私は、だからこそ急がなければならないと思うのであります。まず、法人化の推進に当たっては、第1歩はモデル的営農法人の設立であります。今聞くとことによりますと、1、2件やりたいのだというお話があるようでありましてけれども、きめ細かいノウハウをとらまえて、しっかりサポートできる体制づくりが必要であります。スタートでつまずくとなかなか厳しいものがあるものと思われれますので、この辺のところをとらまえてしっかりやっていただきたいと思うのであります、お伺いをいたしたいと存じます。

次に、新規就農、Uターン者への支援についてでございます。これは、私ごとになるわけでありましてけれども、4年前にこういう事例がございました。55歳の方で、どうしても土地を買って滝川で農業をやりたい。これが自分のサラリーマン生活の長年の夢なのですと、どうしたらいいのか教えてほしい、そういった相談が私のところに来ました。この方は滝川の方ですが、現在もやっております。現在は法規制があり、農業者になるには土地を求めたり借りたりするのが2ヘクタール以上なければ農地を持つことができません。その方は、自分で知り合いのところで0.6ヘクタール農地を売ってくれるのを見つけましたと、残りを何とかしたいのだがという話でございました。残り1.4ヘクタールですから、これをたまたま賃貸し、本人と奥さんと2人、農業者の資格を持つことができ、農業委員会の選挙資格もつきました。念願がかないましたと大変喜んでおりました。今いろいろと作物をつくりながら、農業者として楽しくやっております。私は一つの見本になるかなと思いますが、このころまだ残念ながら窓口がございませんでした。どうしてないのですかと私も聞かれて、大変困惑いたしました。そんなことを今さらながら思い出しておりますが、しかしまだ私の知り合いの中で、皆さんもいらっしゃるのではないかと思います、道内、道外で2人、来年、再来年、退職したら滝川で農業やりたい、土地を探してくれと言っておりまして、私は余り私の近くに来ないでくれと言ったのですけれども、そんな話も来ております。大変ありがたい話では

ないかと思います。先般のフォーラムの定住の関係ではございませんが、ここに農業というものをくっつけていけば、かなりまた夢が広がっていくのではないかなというふうに考えてございます。しかしながら、土地、住居、資材、農産物の販売など、いろいろ細かいサポートが要るものと思われます。細かい話になりますが、無理のない、その人に合ったサポートを、これからはそうした方々を安心して迎え入れるようなサポートシステムが、今できると思いますが、これからの課題でないかというふうに、緊急課題だというふうに思っております。

また、Uターン者のサポートについてであります。これは普及センター、JA、地域の青年グループが協力しながら一生懸命やっております。私が申し上げたいのは、過去にも何人もおりました。おやじが年だし、後継者は出ておったが、帰ってきて農業をやりたい。しかしながら、その体制が整備されていなかった、一人ぼっちになってしまったと。そんなことから、逆にUターンしてまた帰ってしまったという方も何人かおるわけであります。せっかく若い方々が滝川でやりたいということでもありますから、その願いは一人たりとも逃してはならないのでないかと思うのであります。やる気とおもしろさが出てくるような、そういった施策が大事であろうと思うのであります。定着させるためにもいろんな関係機関一丸となつての側面からのアドバイス体制が必要でないかと思いますが、お伺いしたいのでございます。

◎ 3、広域行政の推進

1、新法による合併構想について

続きましては、3の広域行政の推進であります。新法による合併構想が出ております。その中で道が示しておりますシミュレーションは、産業構造の違った近隣の第1次産業を基盤とするまちとなっているわけであります。滝川市の現状とは相当ギャップがあるのかなと思われるのであります。今後市長もいろんな形の中で研究をしていくのだというお話がございましたが、今後これらも含めてお互いの勉強会を行っていく必要があると思うが、いかがかお伺いをいたしたいのでございます。

◎ 4、高齢者福祉

1、地域包括支援センターの運営について

次に、4の高齢者福祉でございます。地域包括支援センターの運営でございますが、平成18年度、ことしの4月より介護保険制度の一部改定によって、介護サービスの対象となる可能性のある人が元気で住みなれた地域での生活を継続できるように、地域包括支援センターを新設し、介護予防サービスを行うこととなりました。大変いいことだと思います。地域支援事業や新予防給付へのケアマネジメントは多くの作業と思います。多岐にわたる相談は専門性を持つ業務であると思われますが、支援センターの十分に円滑な体制が望まれますが、いかがかお伺いをいたしたいと思うのでございます。

◎ 5、効率的な財政運営

1、健全財政の確立について

続きましては、効率的な財政運営についてでございます。健全財政の確立でございますが、国の三位一体改革の一方的な推進は、地方財政を極度に圧迫しております。滝川もまず内なる改革を始め、補助金、交付金の削減、職員の定数減及び給与のカット等、極めて厳しいとどまるところを知らない緊縮を断行せざるを得ない状況にあったのであります。タッグ計画は、自立再生をかけた滝川市の決意表明でもあると思われます。固定資産税率の改定を行い、税金の確保に努められたわけではありますが、近年の土地価格の下落は確実にはね返り、固定資産税額は前年比3億7,960万円の減となっているわけでありまして。景気回復の先行きが見られない今、市税収入予定額0.8パーセント、3,400万の増となっておりますが、例年収納率の向上については努力目標を挙げて頑張ってきたと思うわけでありまして、平成16年度の決算で見てまいりますと、市税、国保合わせて未納額11億5,100万、不納欠損2億7,000万となっているわけでありまして。過日新聞報道によりますと、17年度については収納率も順調に向上し、国保については92パーセント確保したと。ペナルティーの解除が可能ではと、こういったことが聞こえてくるほどによい状況であるということでございます。市長を初めとする担当部署の各位の努力を高く評価するものであります。よい結果が出たことは、極めて喜ばしいことではあります。今後においてもその支援を緩めることなく、さらに態度を引き締めて進められるようお願いするものであります。平成17年度の現状について伺いをいたすものでございます。

◎6、教育行政

1、小学校の英語指導について

続きましては、6番目、教育行政でございます。小学校の英語指導、さらに増員検討ということについてまとめてご質問いたしたいと存じます。滝川市には他の自治体に先駆けてAETが小学校1名、中学校1名、高校1名と3名の配置となっております。どのような指導が行われているのか、また国際理解教育を深める観点からしても非常に大切であると思います。昨年も国際交流協会を通じて、ブータン、マラウイの人たちと小学校、中学校の生徒たちの交流もありましたが、英語理解力だけでなく、その国を知ることによって自分たちを振り返ることができるという子供たちへの効果も大きいものと思われます。増員を検討するということではあります。年度中でも可能なのかどうか、内容も含めて伺いをいたしたいのでございます。

以上でございます。

○議長 山木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 市民クラブを代表しての多岐にわたる山木議員の質問に以下順次ご答弁を申し上げます。場合によりましては所管からの答弁ということもあると思いますので、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

市長の基本姿勢、子育て、子育て支援ということでございます。私は子育て、子育て支援に対する対策はしっかりやるべきだというふうに思います。そのための18年度のあり方というものは提案させていただいているとおりであります。一方で、負担の適正化というものも同時に進めなくて

はいけないと。この二つの価値観を両方とも達成する必要があるというふうに思っております。保育所保育料の改定についてのご質問でございますけれども、平成17年10月に、これは16年末からさまざまご提案をし、協議を重ねさせていただいたわけでありまして、17年10月に各保育所の保護者会の代表の方々とお会いをいたしまして、保護者の方々への説明会の進め方を協議をさせていただき、その結果11月に保育所の保護者の皆さん方に事前に説明資料を配布して、保護者の皆さんからご意見、ご質問を受けた上で12月、説明会を開催し、ご意見にも回答させていただく形で話し合いを進めたわけでありまして、ご案内のように、保育所保育料につきましては、滝川市活力再生プランにおいて市民の皆様が受益に応じた適切な負担をしていただくという趣旨からご理解をいただいて、プランに盛り込んだという経緯があるわけでありまして。私としては、一定の基準に基づいて、所得の高い方には高い負担をしていただく、低い方には低い負担をしていただく、それが負担の公平ではないのかと。それは、滝川市が勝手に考えるわけではなくて、国が考えている一定の基準に基づくべきではないのかというふうに考えているところであります。率直に申し上げまして、1人の反対も反対でありますし、1,000人の反対も反対であります。私としては、負担の公平という基本姿勢に立って、しかも負担の公平性というのは応益性と応能性と同時に配慮されたものであると、いわば応能応益制によって基準が定まっていると、そういう一定の基準に基づいて、民主主義の原則に基づいて、少数意見には十分配慮をしつつも決断が必要だというふうに考えているところであります。現在保育所の運営に要する経費では、本来市が負担すべき額に加えて、平成16年度決算では8,000万円を超える市独自の負担が発生いたしております。いわゆる超過負担というやつであります。これまで国は一定の基準を定めた。そこまでは皆さん方としてもなかなか大変なのということで、市民の税金を特に保育料の高い部分に継ぎ足して、その保育料を低くしてきたという独自施策を行ってきたわけでありまして。しかし、現在の状況は、いつまでもそれを許す状況にはないと、そういうことが活力再生プランの市民意見として反映されたプランの中に生かされているわけでありまして、私としてもその実行ということにも力を入れなくてははいけないということを考えたところであります。16年度以降、さまざま厳しいご意見をいただきました。したがって、当初の計画を変更いたしまして、4年間の経過措置を設けて、保育所の保育料を改定させていただきたいというふうに激変緩和措置をとっての提案をさせていただいているところでございまして、この点は何とかご理解を賜りたいというふうに考えているところであります。

次に、市民と協働のまちづくりについてでございますが、ご質問にありました旧北辰中学校跡地のパークゴルフ場、これはすばらしいことだというふうに思います。行政としては、未利用地の無償貸与と一部簡易トイレについて設置をさせていただき応援をさせていただきました。しかし、パークゴルフ場の整備自体は、すべて自主整備であります。そして、自主管理もしてくださいと。私は、これこそ地域力による官民パートナーシップの本当にモデル的な事例だというふうに思います。16年度だった記憶があるのですが、江部乙墓地の駐車場につきましてもあれを拡張するために私たちも協力するということが実は工事の共同実施、地域の皆さん方は機械力の提供と労力の提供というのをやっていただきました。これもまたこれからの官民協働のモデル的な事例ではない

かというふうにも思います。私は、こういう地域力を生かして、そして行政とともに地域整備を進めていくということがこれからの極めて重要なかぎとなる施策になっていくのではないかというふうに思っております。そこでポイントとなっていくのは、一方的に行政に要請していくわけではないと、自分たちもやるから、どうにかならないかという問題解決の高いコミュニティには高い参加意識を持った住民の皆さん方がいらっしゃる。そして、アイデアを出す人材がいる。そして、そのアイデアを生かす実行力を持つ人材がそのコミュニティに存在すると。それではなくては地域力を結集できないというふうに思います。これからそういうことがまちづくりの大きな原動力になるというふうに思いますので、ともどもにそういう事業ができるような環境醸成が必要だというふうに思います。そういう意味では、先ほどご提案のありました地域力の紹介コーナーのようなものを設置してはどうかという提案がございましたので、これは積極的に検討させていただきます。昨年末にまちづくり懇談会をやったまとめといたしましてまちづくり市民会議を行いましたけれども、こういう場面でも地域の皆さん方がいかに自主的に工夫をして、いい地域づくりを自主的にやっていらっしゃるのかということの幾つかの紹介もさせていただいたわけでありまして。こういうふうに地域力を紹介する機会というのはこれからもご提案も含めて十分検討させていただきたいというふうに思います。

次に、国営北空知土地改良事業についてでございます。ご質問のありましたように、国営北空知土地改良事業は、地域農業振興の目的で昭和52年に着工いたしました。延々と工事が続きまして、平成17年に完了した農業用の用排水事業でございます。この事業は、当初行政が行うべき排水整備、そして農業者のための、農業のための用水施設整備の事業ということでありまして、国の負担、北海道の負担、地元の負担、この地元の負担には土地改良区と滝川市の負担、そういう割合も実は決められていたわけでありまして。しかし、平成3年に土地改良法が改正になりまして、それに基づく通達が出されました。従来こういう排水整備については、当然行政が行う部分はやるわけでありましてけれども、農業の用水施設整備については単に農業のための用水施設整備なのかというところではないかということで、土地改良法が改正されたわけでありまして。それは、農業のための用水ということにとどまらないで、洪水防止であるとか水源の涵養だとか、国土や生態系の保全など農業以外の公共的側面を持っているのではないかと。これを農業者だけに支払わせるというのはいかがなものかと、従来の負担区分を変えようというふうに法律改正に伴って通達が出されたところがあります。その農業外の効果というものを数値化して、市町村の負担割合を高めるべきだと、こういうふうになったわけでありまして。行政としても、今までルールが決まっているのに、ほかの効果があるから、行政負担を高める、率直に言って寝耳に水の話でありまして、困ったものだなというふうには思っていたところではあります。平成17年度、事業完了が間近になりまして、いよいよ出世払いで金を払わなくてはならないという事態が生じたので、またそういう事態が目前に来たために、空知土地改良区と関係機関からもこういう制度に乗るべしと、乗って、国の有利な財源支援も受けるべしという提案がありましたので、私どもとしては国営北空知土地改良事業にかかわります深川市、旭川市、妹背牛町等3市1町と協議をして、今回の予算提案ということになったわけでありまして。考えてみますと、52年の段階で米価がどれくらいしていたのかと、最高1万8、

000円までいったと。今は、再生産価格に至らないと。しかも、お金を負担していく農業者の皆さん方はどんどん少なくなってきたと。こういう予期しない状況を考えると、平成3年に改正された法律に基づくガイドラインに行政として乗って、そして国の支援を受けることも必要な施策ではないのかという判断をして、今回の予算提案に至ったところでもあります。ひとつよろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

次、認定農業者の役割についてであります。ご質問のように米施策については大きく変化を余儀なくされたところでもあります。したがって、担い手の基礎となっていく認定農業者の認定基準につきましては、これまで1形態当たりおおむね500万円という所得目標でまいりましたけれども、17年度、今年度内におおむね400万円に引き下げて、認定の窓口を広げてはどうかという検討を行っているところでもあります。したがって、これを変更するために滝川市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更協議を現在北海道と行っているところでもあります。もしこれがそういうことになりますと、現在認定農業者数は198名でありますけれども、240名程度ぐらいまでには認定ができるのではないかなというふうに想定をいたしまして、JAたきかわと連携をし、あるいは個別面談を行っているところでありまして、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と確保、育成に関係機関と一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思います。また、新たな認定農業者候補としての新規就農者、農業後継者につきましても、関係機関初め、研修機関、北海道の担い手育成センター等と連携をとって受け入れ支援体制を確立してまいりたいというふうに考えているところでもあります。認定農業者は、みずからの農業経営の改善はもとより、地域農業の担い手として農地集積の受け皿や農業生産の相当部分を担うことを初め、地域農業を牽引していくための幅広い役割が期待されているところでありまして、これからの農業政策を担う上で経営基盤の確立をしていただくという意味でも非常に重要であるというふうに考えているところでございます。今後JAと連携をいたしまして、市経済部内に農業振興室を設置いたしまして、普及技術の専任職員を北海道に要請をしているところでありまして、新たな営農指導の強化を図っていくと、そして農業振興、営農指導、担い手支援体制の拠点であります農業振興センターの整備ということに将来的に結びつくように検討を進めていきたいというふうに思います。また、滝川市農業振興ビジョンの見直しも必要であるというふうに思っておりまして、18年度中の早い時期にこれは見直しを行いたいというふうに思っております。

地場農産物のPRと滝川産米の展望についてということのご質問でございます。これまでも滝川市米消費拡大推進協議会を設置をいたしまして、課題でありました市内流通、あるいは市外への販売拡大ということについて協議、検討を行ってまいりました。いろんなご提案をいただきまして、JAたきかわの高品質米を中心に、イベント販売でのPR、さらに、大分ご利用いただいておりますけれども、香典返しとしての利用、これはPR対策としてはいい対策だったなというふうに思っているのですけれども、あるいは道東での販売促進なんかを行っております。過日、道東で販売促進をしてきた方から報告を受けました。さらさら397を持っていったそうであります。そこで、電気炊飯器で炊いて、そして味見をしていただきながら販売したと。隣には内地米のブランド米が置いてあったそうでありますけれども、最初のうちはどうもそっち側に行くと。ぜひ北海道産、滝川

のきらら397を食べてみてください。そうしたら、ある方はこう言ったそうです、この米に砂糖入れているのではないかと。ことしの17年産米のきらら397は、極めて甘みが強い。ですから、砂糖を入れているのではないかと行って聞かないというわけです。そんなことは絶対にないと、これはきらら397の滝川産米だと、JAたきかわ産米だということでPRしたら、やっぱりきらら397を買っていつてくれるというのです。私は、市外の販売対策もそうやって実際行って、生産者や農協や、行政も一役買って、積極的に打って出るべきだと、そうすれば売れるという自信をその報告を聞きながら持ちました。先ほどご質問がありましたように、トンボの会は設立以来10年たちました。そして、生活クラブ生協との取引も20年、節目の時期に先ほどの受賞ということでもあります。通常の農薬成分回数の半分にした米、そして実験的に4分の1にした米を今つくっているわけであります。そういうこだわりを持った米を生産していく皆さん方、そういうのをしっかりPRしていけば地元の米も売れるというふうに思います。そしてまた、トンボの会は先を走るリーダーでありますけれども、こういうわけありの米、こだわりの米、米だけにとどまらずに、こだわりを持つ農産物、そういうものがやっぱり消費者にしっかり受けるのだということに確信を持ちながら、行政としてもしっかり関係機関とともに販売対策に力を入れていきたいというふうに思っております。

海外輸出と販路拡大ということでもあります。ただいまの答弁と重複をいたしますけれども、これは道内、国内にとどまらない。いいものは国外でも売れるのだという体制づくりもこれから必要になってくるというふうに思います。アジアにおいては、経済発展に伴いまして富裕層が相当出てきている。その方々は、宝石のような日本の農産物を好んで買ってくださいるわけです。そういう皆さん方に日本の立派な農産物を売る機会はしっかりとつくる必要があるというふうに思いますし、先ほどのご質問にもお答え申し上げましたように、輸出を進めていくということとあわせて、ご質問のありました同時にしっかりと生産者が情報提供するということも重要な対策だというふうに思いますから、先ほどのご質問にもお答え申し上げましたように、ぜひともこれは、どういう組織かは別にいたしまして、組織化していただいて、私どもの窓口もしっかりさせて、それでともどもにそういう政策が実行の実を上げるようにしたいものだというふうに思います。

農業法人化の推進についてでございます。これも先ほどの本間議員のご質問にもお答えしたとおりでございますけれども、将来効果的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれる担い手の皆さん、そういうふうな皆さん方にはハードルを低くして頑張っていただく、さらには集落営農法人化、そういうことによって担っていただくと、こういうことを基本といたしまして、昨年7月に法人化支援窓口を設立をいたしました。現在相談を受けているものもございますので、ぜひとも集落営農法人の設立に向けて支援をしていきたいものだというふうに思います。月に1回は農業者、JAたきかわ、普及センター、市とで集落営農法人設立に向けて勉強したりしておりまして、今後とも可能性のある法人化、集落営農の形態というものをしっかりやっていきたいものだというふうに思います。

それから、農業に入りやすい形にするためには、農地の規模についてももう少し規制緩和するべきではないのかというご質問でございます。滝川市は、ご質問のありましたように2ヘクタールであ

ります。中には農村再生特区で特区指定を受けて、下限面積を低減させているというところもあるというふうにお伺いをしているところでもあります。滝川市といたしましては、先ほど申し上げましたように関係機関で新規就農支援チームを設置をして対応を進めているところでございますが、今後新規就農者が花、トマトだとか施設園芸中心の営農類型を目指していくということも十分考えられるわけであります。さらに、19年度から経営所得安定対策等の米政策大綱の影響を受けまして遊休農地の発生が懸念されるということから、この2ヘクタールという土地の制限も緩和した方がいいのではないかというご質問のような意見も現実にあるわけであります。一方、国は担い手の基準に沿うように農地集約するべきだと、そういうご意見も同時にあるわけであります。したがって、私は、農地法の下限面積の要件緩和ということについては、今後農業委員会において十分ご議論いただきたいものだと、そして農業委員会からの協議の段階で、そのご意見も承りながら適切な判断をしていく必要があるのではないかと。その結果によって、要件の緩和は市長が単独でできるわけではありませんが、農業委員会が市町村長と協議をして、北海道へ申出書を出して、知事が定めるということでもありますので、そういうことも念頭に置きながら、農業委員会における協議を進めていただきたいものだというふうに思っております。

農家戸数については、何かご質問ございましたか、ございませんでしたか。

次に、新規就農、Uターン者への支援ということについてでございますが、これも先ほどの答弁と重複いたしますが、法人化支援窓口と同時に新規就農支援窓口を設置して、対応いたしております。17年度におきましては、北海道担い手育成センターの協力をいただきながら、北海道農業人フェアなどに参加をして、新規就農者の確保に努めてまいりました。新年度は、さらなる関係機関との連携を図り、新規就農者の確保に積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。その支援体制といたしまして、JAたきかわ、普及センター、指導農業士、山木議員も指導農業士でありますし、生産部会などの関係機関と新規就農支援チームを設立して、新規就農者などに対する就農の支援等を行っているところであります。資金面につきましても、新規就農者などに対する支援制度として新年度予算に計上させていただいたところでもあります。滝川市は、花・野菜技術センターがありますし、ここら辺のご指導をいただくという意味では非常に有利な条件があります。私は、新規就農を目指す、そういう皆さん方には農業経営者の後継者がいらっしゃれば何の心配もないわけでありますけれども、必ずしもそうではありませんから、適地の特定、選定でありますとか、あるいは今後初期投資のリスクをどう低減させていくのか、あるいはそれが施設園芸であれば初期投資のリスク高いわけですから、こういう一定の研修期間における貸与なんかも含めながら、これは積極的に対応していくべきだと、今後そういうことについて検討を重ねていきたいというふうに思います。

新法による合併構想についてであります。北海道は合併新法に基づく北海道知事としての構想を策定するために、データの提供がありました。それがクラスター分析の結果ということでありますが、住民活動はどうなっているか、あるいは行政活動のエリアはどうか、産業経済のつながりはどうか、地勢的な特性はどうか、こういう31の指標を用いて市町村のつながりの深さというものを分析した結果が過日報道のありましたクラスター分析による結果であります。あれは、今申し上げ

ましたように単に統計的に、数字ではじいた統計分析したらああなるということでありまして、これから市町村にあの印象を求めると、何か意見があったら意見を言ってほしいということが求められてまいります。それに基づいて、北海道はこの5月以降に基本構想を固めたいというふうに言っております。私どもとしては、意見を言うときに、4月までの段階でどういう意見を言うのかと、それから北海道が進める構想に基づいてどう進めていくのかということが北海道提案に対する対応ということでもありますけれども、本間議員のご質問にもお答え申し上げましたように、私は合併新法の期間内に何らかの対応は必要だというふうに考えているところでありまして、そういう中での前進ある動きが必要ではないかというふうに思います。しかし、当面自立ということを市民の皆さん方に約束をして、平成17年度からの活力再生プランを提案しているわけでありまして、まず当面はこれ、そして5年以内の合併新法における対応も怠りなく行う、そういう姿勢が必要だというふうに思います。

地域包括支援センターについてでございます。要支援1、要支援2の軽度の要介護者を対象として要介護状態の軽減、悪化防止のための新予防給付、あるいは要支援や要介護になるおそれのある高齢者を対象とした地域支援事業を行う中核機関としてご案内のように地域包括支援センターが設置されるわけであります。滝川市は、直営でこの地域包括支援センターを4月1日から設置をいたします。そこには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種に加えまして作業療法士を配置をする考え方であります。このセンターでは、現在の介護認定者の約6割と見込まれます要支援1と要支援2の軽度者の介護予防プランを作成するほか、本人あるいは事業所双方へのプランの評価、最近国は片仮名を使うのが好きになりまして、介護予防のアセスメントという言葉を使っておりますけれども、本人あるいは事業所双方へのプランの評価というのを行いまして、効果のある支援を行ってまいりたいというふうに思います。今後対象者の増加が予想されますことから、その増加に対応すべく、計画的な職員配置を行いまして、適正なケアプランの作成ができるような体制づくりに努めてまいりたいというふうに思います。

健全財政の確立についてということでございますが、現在収納率は前年に比べて現年度分も滞納繰り越し分もともに上回っている状態であります。5月が出納閉鎖でありますので、これまでの間さらに努力をして、より高い収納率の確保を目指したいというふうに思っております。平成17年度予算は相当高い目標値を設定したものですから、これには到達は難しいなというふうに思っておりますが、平成16年度決算は現年度分で96.7パーセントでした。決算見込み、97パーセント台の後半、1.0パーセントより高いものを16年度決算より目指したいというふうに思っておりますのと、滞納繰り越し分、16年度は5.0パーセントでありましたが、これも8パーセント弱の水準を目指して、8月末までに努力をしたいというふうに思っております。収納率向上対策本部をつくった結果、あるいは滞納処分の強化、さらには極めて厳しい対応であるかもしれませんが、もし理由なく滞納される方については行政サービスの制限も行わせていただくと。こういうことの取り組みの成果であるというふうにも思っているところであります。

以上、ご答弁を申し上げまして、山木議員の質問に対する答弁といたします。

(何事か言う声あり)

○市 長 先ほど経済部内に農業振興室を設置しという表現を使ったようでありますが、今のところ営農振興室というふうに考えておりますので、答弁を修正させていただきます。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、山木議員から英語教育についてご質問でございます。特にその中でも小学校の英語活動と、これについてのご質問でございますので、お答え申し上げたいと、このように思います。

まず、国際化ですけれども、これからますます国際化が広がっていくと、そういう状況でございます。国際化に向けて国際理解教育をどう進めていくかと、そういうことで学校教育としては幾つかの大きなねらいを持ってやっておりますけれども、その中の一つとして、話せる英語、使える英語と、これをできるだけ高めて広めていこうと、こういう考え方でございます。そのために、滝川では理事者あるいは議会の皆様方大変なご理解を得まして、小学校に1名、中学校に1名、西高等学校に1名と、それから間接的に国際交流協会に1名と、そういうことで4名置いていただいているということは話せる英語、使える英語の環境の上では大変ありがたいことだと、このように思っております。今後とも話せる英語、使える英語の基礎を大いに拡大していきたいと、このように考えております。その中でも特に英語は生活習慣でございますから、早い時期から導入した方がいいと、これが多くの考え方でございますし、それから生活の中に英語をと、こういうことでございますから、できるだけ英語を使える時間を拡大していきたいと、このように考えております。特に中学校は、1人おりますけれども、中学校4校なものですから、回っても時間は制限されておりますけれども、制限された中で英語の教員が指導して、そのサブとして、生の英語といいますか、実際使える英語を具体的に指導していただいていると。西高等学校につきましては、21学級ありますけれども、週に1回程度は生の英語をご指導いただくと、そんなことで努力をしております。小学校につきましては、ご案内のように平成15年度、北海道で初めてということで、関係者のご理解をいただきながら導入いたしました。これにつきましては、大いに活用させていただいていると、こういうところでございます。7校ありますけれども、7校で3年生以上の総合的な学習の時間に計画的に活用していると。ここに各小学校の時間配分もございますけれども、揭示はございますけれども、計画の中で多い学校、少ない学校ありますけれども、7校満遍なく回って指導していただいていると、こういうことでございます。多くの方に先般見ていただきました滝川第三小学校、これは15年度で導入したものですから、その成果を発表していただきたいということで取り組んでいただきました。各小学校から関係者が集まって、授業を見せていただきました。これにつきましては、英語指導助手を中心として、英語の言葉を繰り返す、あるいは2人1組になって単語で簡単な会話をするなどしまして、多くの人に好評をいただいたと、こういうことでございます。ぜひこういうことをさらに拡大していきたいと、そういうことと、早い時期から導入したいということで、もう1名小学校で増員を今検討し、要請をしようと、そういうことでございます。この1名の増員につきましては、7月中には決定するだろうと、そのように考えておりますので、来ましたら皆様方にご紹介申し上げますし、7月、8月から2人体制で小学校を回りたいと、このように考え

ております。できるだけ生の英語を話せるような、そういう環境をこれからも整えていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。山木議員、再質問ございますか。何件ほどありますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 山木議員。

○山木議員 それでは、再質問をさせていただきます。二つほどございます。

一つ目は、農業振興の2のところの認定農業者の役割の関連であります。今滝川市と赤平市、そして芦別市と3市にまたがってJAたきかわがでございます。そういうようなことから、行政は別々でありますから、認定者を認定する場合は行政がその行政、行政の実情に合わせてやってございます。認定農業者協議会という協議会もつくってございます。滝川は私会長なのですけれども、滝川は滝川、赤平は赤平、自分で自分のことを言っているみたいですが、芦別は芦別と、こうあるわけですが、JA一つですと、連携といいますか、同じエリアの中でばらばらになっています。できればこういったことは横の連携、行政の連携を、窓口になっておりますから、とっていただいて、そこで一緒になってやっていくと、協議会を一つにするとか、横の連携をきちっととりながらやっていった方がより効率的でないかなというふうに考えてございますが、ご質問をさせていただきます。

それと、先ほど申し上げた農村活性化特区の話でございますが、農業者になるためには、新規就農などで入ってきますが、制限がございまして、農地法で府県は50アールなのです。北海道は2ヘクタールということになります。その範疇を柔軟化してはどうかと先ほど申し上げたのですが、その中でいろいろ制限あるので、このままではどうなのだというようなお話ではなかったかと思いますが、北海道でもこの特区を使ってやっておるところがございまして。それはどこかといいますと、特定事業ということでやっておりまして、これが取得後の農地の下限面積要件緩和というのがあるのです。千歳と赤井川、たかが2件なのですが、そういった方の希望を募っていくとなりますと、ある程度その辺のところも許す限り、事情が許せば対応を図っていくことによってそういった希望をかなえていけるのではないかなというふうに考えてございます。この辺について2点お伺いいたします。

以上です。

○議 長 山木議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 山木議員の再質問にご答弁を申し上げますが、認定農業者の関係であります。現在道と協議をしておりますので、ほかのまちがどうなっているのかというのは私自身は情報としては知り得ておりません。JAたきかわとして統一ができるのかどうかという判断も、今私自身は判断できるだけの情報がありませんので、そういう課題があるという課題の認識はさせていただきたいというふうに思います。今後の検討課題にさせていただきます。

それから、農村再生特区の関係であります。私はこれを緩和する方向で検討しますという趣旨のことをご答弁を申し上げました。それは、重複になりますけれども、今後新規就農者が花、トマ

トとかの施設園芸中心の営農類型でやっていきたいという場合も当然出てくると。そのときに2ヘクタールの土地を持たなかったらだめだというのは、やはりハードルが高過ぎるのではないかと。したがって、私としては、農業委員会について十分ご論議いただく、そして農業委員会と市が協議をする、その結果に基づいて道に申出書を提出をして、知事がそういう方向で認めていただくとか、そういうことが必要なのではないかと。もし全体的にそうならない場合どうするのかというと、先ほどご質問のありましたように千歳市なんかに取り組んでいる特区における対応と、さまざまなことを考えて、しっかりとした所得が上げられる農業であれば何も2ヘクタールにこだわる必要は私はないのではないかとというのは意見は同じでありますので、少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 以上をもって山木議員の質問を終了いたします。

この辺で若干休憩としたいと思います。再開は3時25分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時27分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、日本共産党市議団を代表しまして、代表質問を行いたいと思います。たくさん内容ですので、早速中身に入ってまいりたいと思います。

◎1、はじめに

1、格差社会をどのように認識し、市政を進めるか

2、かつてない負担増に対する低所得者対策について

まず、1件目、初めにということですが、格差社会をどのように認識し、市政を進めるかという点です。執行方針は、取り巻く情勢として、少子高齢化、人口減少、団塊の世代の大量定年、地方分権、地域間競争、地方交付税削減などを挙げるにとどまり、現代日本の深刻な問題である格差社会、市民の生活水準に触れていません。小泉首相は、格差は悪いことではないと述べ、低賃金、就学援助、生活保護、低年金などの弱者が急増している現実政治家として痛みを感じる様子もありません。格差が急増した原因は、新自由主義、構造改革の美名のもとに必要な規制や保障を緩和、廃止してきたこの10年間の自民党政治にあるのではないのでしょうか。滝川でも農業や中心商店街が衰退し、地方交付税が大幅に削減され、福祉、医療の負担が増大したことでどれだけ市民生活が悪化したかはわかり知れません。国政がつくり出す格差社会に苦しむ市民を支えることを執行方針の中心に据えることについて市長のお考えを伺います。

次に、かつてない負担増に対する低所得者対策について伺います。介護保険制度の5年ぶりの改革、障害者自立支援法施行、税制改正などは、市民にとってすべてが大負担増です。介護保険では、保険料値上げに加え保険料段階が上がり、900人が平均して1万6,000円の増、施設利用者

は平均で24万程度、在宅でも10万円以上の負担増の方もいらっしゃいます。さらに、障害者自立支援法では通所利用者で年間15万円程度の新たな負担増で、受け取るから払うに変わっています。旭川では80人の通所施設で15人が退所を余儀なくされる、こんな報道もされております。人工透析の方は3万円から6万円の負担増、さらに税制改正で老年者控除廃止で3,000人が1万4,000円の負担増を初め、確定申告で償還から追徴に変わる人が続出など、福祉、教育、暮らしなどへの影響は多大です。国保料も2,300世帯が平均2万8,000円の増、こういう中で国は経過措置を設けておりますが、2年限定です。国民年金だけの収入など低所得者対策を市として検討すべきではないでしょうか。この点で滝川市は全国に先駆け、介護保険料の独自減免を行っております。市長のお考えを伺います。

◎2、基本姿勢

1、「一人からみんなで進めるまちづくり」について

2件目、基本姿勢ですが、一人からみんなで進めるまちづくりについて伺います。執行方針では、一人からみんなで進めるまちづくりを目標として、あるいは選択と集中、地域力などと述べています。しかし、これらの方針に反して、市長就任後3年間の市政の特徴の一つは、世論を尊重しない進め方ではないでしょうか。駅周辺整備計画は、最後の最後に四面楚歌の状況で凍結に追い込まれたのはその典型であると考えます。子育て負担増やポスフル出店問題では、世論との乖離は明らかであります。世論と市長の方針が乖離する場合に必要なことは、納得が得られるまで粘り強く話し合うことであり、納得が得られなければ強行すべきではありません。市長のお考えを伺います。

◎3、重点施策の第一「子育て・子育て支援の充実」について

1、「子育て・子育て支援の充実」の名に恥じないよう子育て負担増の撤回を

3件目、重点施策の第1、子育て、子育て支援の充実について伺います。まず、子育て、子育て支援の充実の名に恥じないよう、子育て負担増の撤回を求めます。まず、執行方針にありますようにこどもセンターの完成や学童保育の夏冬休み、春休み、臨時休校日の午前中の児童受け入れなど、支援体制が向上することは滝川市次世代育成支援行動計画の具体化であり、評価します。しかし、一方で保育料金や私立幼稚園就園奨励費補助金など、全道一高い子育て費用負担を市民に求めています。これでは総合評価は低い点数をつけざるを得ません。この点で、先ほどの本間議員への答弁では、受益者負担の原則で適正な負担をしてもらおうと答弁されました。また、山木議員の質問に対しては、山木議員は話し合いは尽くされていない、料金値上げはそぐわないのではないかと質問しましたが、これに対し市長は、滝川市が勝手に決めた基準ではない、超過負担に対して独自の負担をしていると国の上限基準への引き上げを正当化しました。しかし、この基準は、恐らく全国で10万人以上の都市ではこの国の上限基準をとっている都市はありません。また、道内では34市のうち三笠、美唄のみがこの上限基準をとっています。こういう中で、全道一、全国一となる国の上限基準への引き上げについては、ほかの都市も財政が厳しいという点では同じです。しかし、滝川市には100億円以上の一般財源があります。ほとんどの自治体がこの一般財源でもって超過負

担を補充しているのではないのでしょうか。こういうほかの自治体の努力について、市長はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。そしてさらに、山木議員への答弁では、1人の反対も1,000人の反対も同じではないか、少数意見に配慮しながら決断をすると述べられました。しかし、少数意見というのが保育料金値上げ反対の皆さんに対する考え方だとすれば、それは大きな間違いではないのでしょうか。昨年保育料金については約8,000の署名、そして就園奨励費補助金については1万を超える署名が集まっています。ことしは、ただその署名を集めていないだけです。連絡協議会が発足され、各種団体も陳情する、何度も市長にお会いをして懇談をする。そういう中で、多くの市民が、多数意見が子育て負担増に反対しているというのが事実ではないのでしょうか。先ほどの少数意見というお考えについて、訂正を求めたいと思います。

◎4、重点施策の第二「健康寿命80歳のまちづくりの推進」について

- 1、福祉総合相談窓口は、たらい回しの根絶とワンストップサービス確立の手始めになるように

4件目、重点施策の第2、健康寿命80歳のまちづくりの推進について伺います。福祉総合相談窓口は、たらい回しの根絶とワンストップサービス確立の手始めになるように求めます。執行方針では、福祉総合相談窓口設置を来年度の重点項目としています。この問題は、市民からの改善要望も多いのです。ワンストップ総合窓口化が単なる窓口の総合ではなく、名実ともにワンストップ、つまり1回で終わる、たらい回しにならない、こういうふうにならなければなりません。具体的にどのように改善されるのか、たらい回しを根絶する工夫や市民の相談を的確に解決する工夫について市長のお考えを伺います。

◎5、重点施策の第三「中心市街地活性化と街なか居住の推進」について

- 1、地元スーパー閉店危機への認識と法改正前のポスフル出店阻止への市長の役割
- 2、街なか居住助成制度、活性化基金創設、公共公益施設の立地推進について

次に、5件目、重点施策の第3、中心市街地活性化と街なか居住の推進について伺います。まず、地元スーパー閉店危機への認識と法改正前のポスフル出店阻止への市長の役割について伺います。執行方針では、中心市街地活性化のためには商店街の役割を1番目に挙げています。中心市街地初め市内の各地域のスーパー、商店は、市民生活の土台であり、これ以上の減少を防ぐことは市政の最大の責務です。これ以上の大型店の出店で地元スーパーの多数が閉店に追い込まれる可能性が指摘されていますが、市長のお考えを伺います。この点では、本間議員への答弁で、それなりの影響が出る、データとしては10パーセント程度というふうな答弁がされておりますが、その程度の影響で済まされるというふうにはとても考えることができません。深刻な影響が出るとは思います、市長のお考えを伺います。

次に、執行方針では新規事業の導入を強調しています。継続事業を含めると中心市街地活性化には約7,000万円もの市の単独財源を使う以上、効果を上げなければなりません。しかし、市が國學院短期大学に寄附した用地にポスフルが出店すれば、その効果は期待することができません。

今衆議院で議論されているまちづくり3法の改正案は、1万平方メートル以上の商業施設が立地できる場所が制限される、こういうものです。今この改正が確実な状況の中で2万平方メートルを計画しているポスフルにとっては、駆け込み出店しかないことを多くの市民が知っています。タイミングが重要です。市長がもしこの出店に反対意見を述べる考えがあるのであれば、一刻も早く表明すべきです。この点では、先ほどの本間議員への答弁で大学とポスフルが交渉中だと、國學院の決断が出たら大店立地法に基づく手続の中で判断したいと、このように答弁されました。ここで聞きをしますが、この手続の内容は大店立地法に限定される判断をしようとするのか、それともそれ以外の判断も含めてその段階で示すお考えがあるのか、どのような判断をその段階で行うのか、具体的にお聞きをします。

さらに、もし國學院が貸与するということを決断する場合、これまでバイパス沿いの約2ヘクタールの農業振興地域についてもポスフルは利用したいという計画を出しています。しかし、農振を除外する場合は市長の権限が強く、これができるのですが、最低で45日でできる、結構早くできるのです。しかし、このことを進める場合に、農業委員会の意見や議会の意見、また都市計画審議会含めて市民の意見を聞いて、まちづくりの観点で、滝川農業の観点でこの農振除外が適正なのかということを判断していく必要があると思いますが、市長のお考えを伺います。

さらに、この問題では答弁が先ほどされましたので、通告から発展をすることになりますが、先ほど市長は滝川市にできなくても周辺にできるというような話をされました。しかし、今大店立地法からまちづくり3法改正に向けて、非常に自治体の動きが変化していることをよく理解をしていただきたいのですが、長野、佐世保、帯広、これらは農振の除外や都市計画の手続における市長権限を行使して、いずれもイオン系を中心に大型店の進出をとめています。こういうことで、これらの直近の各自治体の対応についてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

次に、街なか居住助成制度について、特に活性化基金について伺いたいと思います。空き店舗への新規または移転出店を計画する事業者にとっては、家賃補助を望む声が多いようです。そこで、活性化基金事業3,000万円ですが、この対象になるのかということが重要です。そこで、商業者の店舗入居にも十分な助成制度を設けることは当然必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、執行方針で触れられておりませんが、街なか居住の課題である道営住宅建設計画の進捗状況をどのように把握されているのか伺います。

◎6、重点施策の第四「担い手の育成など元気な農業の振興」について

1、戦後農政総決算と言われる「品目横断的経営安定対策」への対応について

6件目ですが、重点施策の第4、担い手の育成など元気な農業の振興について伺います。まず、執行方針では、19年度から導入される品目横断的経営安定対策への対応を強調しています。助成対象農家が北海道の場合6.4ヘクタール以上の認定農業者などに限られると、その影響ははかり知れません。この影響を的確に把握することが必要だと思います。助成対象外に追い込まれる形態数、農地面積等比率、米、麦、大豆の生産量減少の見込み、農地の荒廃や地域力の低下をどのように把握されているのか伺います。先ほど山木議員の質問に対するご答弁では、山木議員は認定農業

者確保は急務だと、持続可能な経営基盤の確立が求められるという質問に対して、基準の引き下げで198名から240名に認定農業者を拡大していくというお考えは述べられましたが、通告している内容でお答えをいただきたいと思います。

次に、政府が経営所得安定政策大綱で目指しているものは、競争力向上の名のもとに小規模経営を排除して、全国の助成対象農家を15年間で10分の1に減らし、米を含めた農産物貿易の全面自由化です。食糧自給率を高め、地域経済と環境を守る立場で大綱の撤回、変更を求めるべきではないでしょうか、市長のお考えを伺います

3点目、農政の転換を求めつつ、新制度の枠内で助成を受けられる農家戸数を確保し、生産量の維持を図るため全力を尽くす必要があります。当初予算にとどまらず、支援の強化を実施すべきですが、市長のお考えを伺います。

次に、執行方針では6.4ヘクタール以上の認定農業者や20ヘクタール以上の特定農業団体など、助成対象基準を満たせずに対象外に追い込まれる農業者への支援策については述べていません。対象外の農業者が抱えている問題をどのように把握して、支援策についてどのような検討を行ったのか伺います。

◎7、重点施策の第五「安心安全で快適なまちづくりの推進」について

- 1、国民保護法に基づく計画づくりについて
- 2、屋根雪落雪事故を防ぐ対策強化を
- 3、工事路線の選定基準と市民への事前報告について
- 4、私道対策について

7件目です。重点施策の第5、安心安全で快適なまちづくりの推進についてということで、まず国民保護法に基づく計画づくりについて伺います。執行方針では、武力攻撃事態等において市民を保護するための国民保護計画を定めますとしています。そもそも武力攻撃事態法は、世界じゅうの場所を問わず、日本への攻撃があり得る戦争が起きることを政府が予測すれば、国民を戦争遂行に動員できること、そして自衛、テロ対策の名のもとに日常的に国民を訓練動員し、戦時意識を向上させるなど、問題が多過ぎる法律です。しかし、国は、計画策定に期限を定めておらず、条例案の提出そのものが時期尚早でした。今後仮に本部設置や計画づくりの条例が制定された場合でも計画策定過程での住民参加、情報公開、児童生徒や教育機関を組み入れないことなどに留意し、理解が得られなければ決定しないなどの基本姿勢が必要ではないでしょうか。

次に、屋根の落雪事故を防ぐ対策強化についてですが、執行方針では大雪や地震など災害時の被害を最小限とするため、日常の予防活動など地域と連携するなどとしています。記録的豪雪でなくとも、市内では落雪による事故が毎年発生していますが、自立や自己責任を問うだけで済む問題ではありません。ここで日常的な落雪事故防止に対する行政の果たすべき役割について市長のお考えを伺います。特に非公共建築物の落雪の危険性を市が知ったり通知を受けた場合の対応、あるいは市民に対する指導、勧告について伺います。次に、公営住宅の場合についてですが、3月初め、赤平市の2階建て市営住宅で玄関から出ようとした入居者が落雪で重傷を負いました。滝川市の場合

3階建て以上は市の責任、1階から2階建ては入居者責任とされています。そこで、仮に事故が発生した場合、賠償責任の所在について伺います。また、これまで市営、道営入居者の落雪事故や負傷についての賠償例について伺います。さらに、落雪事故防止対策に一般会計からの繰り出しも含め抜本的な予算確保について市長のお考えを伺います。

次に、工事路線の選定基準と市民への事前報告について伺います。執行方針では、整備道路は選定基準により選定としています。11月に行われたまちづくり市民会議で道路整備の順番と整備方法について、1、工事路線の選定基準は11項目について点数化して、総合評価している、2、来年度分から予算が確定した時点で整備計画を町内会連合会連絡協議会の理事会で報告し、どの路線にどれだけ支出するのか広報で知らせる、この2点を発表しました。来年度に向けて、これらの進捗状況について伺います。

次に、私道対策について伺います。執行方針では、除雪に関する市民会議を開催し、地域の実情に合った除雪方法などを地域の皆さんとともに検討するとともに、小型除雪機貸与事業のモデル事業を拡大するとしています。市内には約800カ所とも言われる私道がありますが、公道としての役割を担っています。しかし、まとめ役や作業奉仕者の方々が高齢化し、除排雪が危機的な状況になっています。そこで、小型除雪機貸与モデル事業などの対象地域にするなどを一例として挙げますが、これからの私道のあり方についても検討を始めることについて市長のお考えを伺います。

◎8、保健・医療の充実について

1、市立病院建替え基本計画策定委員の選定について

8件目、保健、医療の充実についてですが、執行方針では基本構想に基づいて基本計画、基本設計に着手し、早期改築を目指すとしています。先ほどの本間議員への答弁で、18年度は実施設計までというふうに聞こえたのですが、執行方針は基本設計になっていますので、これは進めるということなのか、確認をしたいと思います。しかし、そういう中で、安定した経営が可能か、また砂川市立病院とのスムーズな連携など、課題は残されています。今必要なのは、計画策定体制の強化ではないでしょうか。基本計画策定委員会のメンバーは、現行の市民委員会や調査委員会の枠を広げ、熱意と学識のある人を市の内外から、新十津川町や雨竜町も含めて推薦、公募により集めるべきではないでしょうか、市長のお考えを伺います。

次に、執行方針では質の高い医療のために病棟再編、医療機器の整備、IT化推進としています。しかし、昨年度、市立病院は9,100万円の赤字に転落しております。産婦人科、ここにはなくなっただけと書いてありますが、産婦人科の医師常勤体制がなくなったことが最大の理由だと思います。その後好転しているというふうに聞いておりますが、今年度決算見込みと今後数年は黒字確保が可能かについて伺います。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

どうぞ、清水議員。

◎ 9、国際交流について

1、バスケットボール殿堂館移動展について

○清水議員 9件目、国際交流についてですが、バスケットボール殿堂館の移動展について伺います。執行方針では友好姉妹都市交流として、バスケットボール発祥の地にある殿堂館の世界初の移動展について述べています。緊急性、必要性、費用対効果が問われています。同時イベントを含めて、市外からの参加者見込みについて伺います。

◎ 10、広域行政について

1、新法による押し付けをさせないよう道に対し意見を

10件目、広域行政についてですが、新法による押し付けをさせないよう道に対して合併についての意見を述べることを求めます。今の北海道の方針では、3万人以上という国も定めていない基準での組み合わせでの構想が示される可能性が強いと思います。3月中に道から意見を求められますが、その際、1、広域連携など合併以外の選択肢を尊重すること、2、4万6,000人の滝川市の自主性を尊重し、組み合わせ対象から外すこと、3、新法による勧告は行わないことなど、道に厳しく求めるべきではないでしょうか、市長のお考えを伺います。この点で先ほど本間議員や山木議員へのご答弁で道の構想については一つの参考にしたい、あるいは合併新法の期間中に考えたいというようなご答弁がございましたが、通告の内容で伺いたいと思います。

◎ 11、行財政運営について

1、市長公宅・黒塗り公用車・市民会館は、売却・貸与など財政対策の実施を

2、住民基本台帳カードについて

3、介護保険要介護認定者への障害者控除認定書の交付について

11件目、行財政運営についてですが、市長公宅、黒塗り公用車、市民会館は売却、貸与など財政対策の実施を求めます。執行方針では、効率的な行政運営、財政運営を強調しています。一方、自治体が破綻してはサービスが維持できないなどと述べながら、市民に対しては固定資産税、軽自動車税を全道一高くし、保育料金や私立幼稚園補助金の低さでも全道一にしようとしています。このような緊迫した状況で、週一、二回しか使われていない市民会館、年間、ここ300万と書いてありますが、140万に訂正してください。140万もの維持管理費と月1回しか公用で使われない市長公宅、敷地面積279坪、床面積62坪、建設費4,800万、失礼いたします、築12年を15年に変えていただきたいと思います。自治体での廃止が続く黒塗り公用車を維持し続けることについて、市民の納得は得られません。日本共産党市議団は、繰り返し売却か貸与などの行財政改革を行う提案をしておりますが、今こそ決断すべきではないでしょうか。チョッちゃんコレクションは中心部の施設に移転した方が市民にとってより身近になるでしょう。さらに、市長公宅の費用対効果検討のための予想売却価格についても伺います。

次に、住基カードについて伺います。執行方針では、行政の情報化について、IT技術の積極活

用で業務の効率化、迅速化、質の向上を目指すとしていることは重要であり、徹底的に進めるべきです。しかし、住基カードの多目的利用を検討すると述べていますが、緊急性も必要性も優先度も低く、問題と考えます。現在住基カードの利用者は251人と有権者の1パーセントにも満たしていません。利用者の利用率の低さでは2,000円札にも匹敵し、もはや典型的な国の失策と言えるのではないのでしょうか。こういう住基台帳カードのためにこれ以上税金と職員の労力を使うべきではないと思いますが、市長のお考えを伺います。

次に、介護保険要介護認定者への障害者控除認定書の交付を求めます。執行方針では、固定資産税の税率改定により、適正で均衡ある課税に努めますとしています。地方税法施行令7条または7条15の11は、市長が認定する障害者または特別障害者に対する障害者控除対象者認定書の交付について定めています。この規定を十勝支庁の全市町村が実施しています。日本共産党市議団がこれまで求めてきましたが、滝川市では実現に至っていません。税制改悪で負担増やサービス利用制限を受ける介護保険要介護認定者が増大している今、滝川市民も40万円、また27万円の税控除が受けられるよう、実施に向け検討することを求めます。

◎12、教育行政執行方針について

- 1、確かな学力の向上
- 2、尊い命を守り育てる教育への支援を
- 3、市立おおぞら幼稚園の存廃の検討は時期尚早
- 4、図書館の移転計画について
- 5、文化センターなど料金の見直しについて

12件目、教育行政執行方針についてです。まず、確かな学力の向上について伺います。執行方針では、標準学力検査を全学年に拡大、一人一人に応じたきめ細かな指導、日常的な補充はもとより、長期休業中の学習相談など確かな学力向上への取り組みの強化を挙げています。しかし、確かな学力の実現には忙しい教職員のさらなる業務強化や就業時間増が必要になることを危惧するものです。中央教育審議会の議論は、30人学級の実現にもう一步のところで足踏みし、後退すら心配されています。今全国から声を上げることが必要です。地方の教育現場を預かる教育長として、30人学級の必要性を表明すべきではないのでしょうか。

次に、とうとい命を守り育てる教育への支援強化を求めます。昨年江部乙小学校で起きた事件のような悲しい犠牲は二度と繰り返してはなりません。執行方針では、心のサインに気づき、組織的に対応する学校づくりを強調しています。不登校、いじめ、人間関係などに悩む児童への指導を個々の教師に負わせるのではなく、執行方針で言うように報告、連絡、相談、確認を徹底する、これを市内全校できちっと実行することが求められます。この際、教育委員会として定期的に各校の状況を把握し、不十分な点があれば支援を強化することが必要ではないのでしょうか、教育長のお考えを伺います。

次に、市立おおぞら幼稚園の存廃の検討は時期尚早ではないかと考えます。執行方針では、定員割れが続く中で、おおぞら幼稚園については存廃について検討としています。来年度のおおぞら幼

稚園の入園申し込みは、予想を大きく下回り、昨年みずほとおおぞらを合わせると54人でしたが、今回17人と3分の1以下に減りました。理由としては、教育委員会が昨年出した市立幼稚園廃止方針、市民委員会の反対でおおぞらについては存続となりましたが、それがさまざまな憶測を生みながら広がったことにあるのではないのでしょうか。おおぞら幼稚園、公立幼稚園は、市民税課税世帯、特に収入270万円以上の方にとっては明らかな経済メリットがあり、さらに宗教上の問題からも入園希望者が多く、さらに伸び伸び育てる教育方針など、バスによる送迎がなくても市内全域からこの教育内容を求めて集まっている、こういう特徴のあるおおぞら幼稚園です。本来なら希望者はもっともっと多かったはずですが、そこで、来年度以降の検討に当たっては、1、特殊要因がある来年度の入園数は参考にしないこと、2、憶測を呼ぶような方針の出し方をやめ保護者にマイナスイメージを与えないことなどに留意すべきではないでしょうか。

4件目、図書館の移転計画について伺います。これについては、本間議員の同様の質問に対するご答弁で、第1に市役所を検討しているという答弁がありました。日本共産党市議団は、市役所への移転を既に提案をしております。利便性やエレベーター、明るい環境、中心市街地の集客効果などから最善の選択と早期実現が望まれます。そこで、1点目としては、早期実現という点で、スケジュール等を先ほど若干示されましたが、タッグ計画期間内の移転もあり得るのかについてお伺いをしたいと思います。2点目は、通告どおり費用について、1億円か3億円か5億円以上かという大ざっぱな数字で結構ですので、教育長のお考えを伺います。

最後に、文化センターなどの料金の見直しについてですが、執行方針では文化センター利用拡大のためさまざまな角度から検討を重ねるとしています。これについてもさまざまな本間議員へのご答弁ありました。日本共産党市議団としては、大ホールを前から半分に仕切る、そういう貸し方、これを申請するということを、これまで提案をされてきた田中敏男議員のそういう提案を支持することをここで表明をしたいと思います。この点については、教育長のご答弁の中では団体との協議を続けていると、分ける場合の使用料についても検討しているが、その場合16年度より減収になるというご答弁がありました。なぜ減収になるのかお伺いしたいと思います。さらに、先ほどのご答弁ではジャンル別の設定というのを答弁されておりますが、ジャンル別設定で利用者にとって安い料金で利用できるようになるのかについても伺います。

以上、代表質問といたします。

○議長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 日本共産党を代表しての清水議員の11件にわたる広範なご質問に以下順次お答えを申し上げますが、場合によっては所管からの答弁もございますので、あらかじめご了解を賜りたいというふうに存じます。

格差社会をどのように認識をしているのかということでもあります。最近格差社会ということがマスコミで少し話題にのるようになってまいりました。ことしの1月にある新聞社が行いましたアンケートをご紹介します。生活水準について、自分は中の中以上であるというふうに答えた方が65パーセントであります。自分は中の下以上だというふうに答えた方は92パーセント、92パーセントの方が中流意識をお持ちだということでもあります。これから心豊かであれば

多少経済的ゆとりがなくても構わないと思うかという質問に対して、59パーセントの人は心が豊かであれば多少経済的なゆとりがなくてもいいというふうに、6割近くの方が答えていらっしゃいます。生活を豊かにするために充実すればよい面は何かという質問に対しては、健康であればいいと、あるいは家族関係が豊かであればいいと、心が豊かであればいいと、こういうことを大きく評価する方々は3人に2人ぐらいいらっしゃいます。一方、生活を豊かにするために、充実するには世帯の収入が欲しいという方は4人に1人であります。私は、かつて総中流意識ということが話題になったりいたしました。しかし、北海道でこういう調査をやればどうということになるのか、またちょっと違った結果が出てくるかもしれませんが、日本は国際社会の中において豊かな国になったかなりつつあると、それを維持しているということは紛れもない国民の評価に結びついているのではないかなという感じがいたします。しかし、現在北海道は、景気は全国の状況と比べて比較にならない、経済回復の実感というのはない状況であります。したがって、格差を生むということは決して好ましいことではないけれども、その格差に関する認識はかつてとは違う状況があるというふうにも思っております。経済格差、所得格差、雇用の格差、地域格差、さまざま心配なことは自分の将来に明るい希望が持てるのかどうかということが問題であると。そういう意味では、希望格差という言葉も出てきているわけでありますけれども、自分の希望に対して夢が持てるのかどうか、可能性があるのかどうかと、そういうことがむしろ金よりも大きな格差の問題だということも言われてきているわけであります。

あわせて、失敗しても再チャレンジできる社会でなくてはいけなと。失敗したら、もう金輪際再チャレンジするチャンスはなくなるという社会であってはいけないのではないか。あるいは、若い人たちが希望を持てる社会でなくてはいけな。私は、格差というのはそういうもののない社会の実現であるというふうに思っております。あわせて、これまでどちらかといえば日本の社会は結果の平等ということを重視してまいりました。しかし、国際社会の中において、結果の平等を先進国がこれまでどおり達成できるのかどうか、これは、私は極めて厳しい課題であると。国際標準に基づいていったら、機会の平等、同じチャンスを与えると、同じチャンスは平等に与えるけれども、その結果は平等でないこともあり得ると。しからば、平等でなくなったときに、それを埋め合わせるさまざまなチャンスがあるのかどうか、そこら辺がこれからの課題になってくるのではないかと。いうふうに思います。いずれにいたしましても、自治体といたしましては何らかの国の基準を定めて、そしてこれを基本に物事を考えていく。今までは、市民の税金をつぎ足して穴埋めするという施策も単独施策としてやってきたわけでありますけれども、今なかなかそれができる状況にはないということもまたご理解をいただかなくてはいけないというふうに思います。私は、格差社会を甘んじて是認するならば、自立をどう支援するかということがやっぱり大きな課題になってくるだろうというふうに思います。自立には二つあるというふうに思っております。自分のことは自分でするというのが自立の一つであります。それから、二つ目は、自分の意思で自分の生活のコントロールをできると、そのためにサポートが必要だ、例えば介護が必要だ。これは、自分の意思で自分の生活をコントロールできるけれども、その過程の中でケア等のサポートが必要であると。そのことによって自立ができるのだと。こういう二つの面で自立ということに関するさまざまな検討は求め

られていくというふうには考えております。

それから、負担増に対する考え方ということですが、現在の介護保険制度改正はそれぞれ持続可能な制度とすること、サービス受給による利用料の応分の負担、現役世代との不公平感の是正、解消、そういうものを目的としているものであります。国におきましても、経過措置を設けたり、支給の上限措置を設定するなど、低所得者対策には配慮している。この配慮が十分かどうかという議論はあるというふうに思いますけれども、少なくとも国の段階でできることには配慮が行われている。しからば、足りない部分はもっと滝川市が税金をつぎ込んで、滝川市独自の対策を打つべきだという議論も当然おありだろうというふうには思いますが、先ほど申し上げましたように国の施策を超えて滝川市独自の介護保険における対策というものは現在考えられる状況にはないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

一人からみんなで進めるまちづくりについてであります。世論を尊重しない進め方ということでもありますけれども、私はこれまでかつてないほど行政の決定過程に市民参画の機会をいただきながらさまざまな決定をさせていただいてきたというふうに思います。その結果、さまざまなプランを提案をさせていただきながら、議会のご理解をいただいて着々実行に努めてきているところであります。この姿勢は、今後とも崩さないでしっかりと市民参画社会の実現ということの達成をしていきたいというふうに思います。

子育て、子育て応援の名に恥じないように子育て負担増の撤回をせよということであります。先ほど来お二方のご質問にもご答弁をしたとおりであります。保育所保育料の改定につきましては、次の世代に負の遺産を送り込まないということが本市で活力再生プランができ上がっているわけがあります。これまで市独自の軽減措置を講じてきたわけでもありますけれども、国の保育料徴収金の基準額の基本的な考え方に合わせさせていただいて、受益に応じた、そして所得に応じた保育料へ改定させていただきたいというふうに思っております。料金徴収について、この料金を上げますということだけで提案をした場合に、それは皆さん反対をされるのではないかと。逆に下げますと言ったら、皆さん賛成をされるのではないかと思います。しかし、物事は、自治体運営総体にかかわることでもあります。したがって、この部分は国の基準、考え方に合わせさせていただきたいと、そしてそこに近づけるために激変緩和措置をとって近づけさせていただきたいと、その理由は滝川市全体がこういう状況に置かれていて、この部分はこうやっていきます。だから、保育料についてもこういう措置をお願いをしたいと活力再生プランの中で位置づけられたものであります。そういう個々の単独だけとって賛成か反対かといったら、基本的には恐らく値上げはみんな反対だということになるのではないのでしょうか。私は、市民の皆さんに市政の行政サービス全般についてお諮りを申し上げて、そして全体的なご判断をいただいた。しかし、だからといって、それでは決定どおりにやりますと言ったら、現実には行政サービスを受けて影響を大きく受ける方もいらっしゃるわけがありますから、影響を与える皆さん方にお集まりをいただいて、事情の説明をさせていただいて、こういうことをご理解を賜りたいというふうに思います。

福祉総合相談窓口についてであります。身体障害者福祉、知的障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び精神障害者福祉など、関係する相談業務は各課で対応しておりますけれども、福祉に関する

複数の相談をしたい、あるいはどこで相談したり尋ねたりしたらいいかわからないと、こういった初回の相談をまずお受けをする、あるいは適切な担当課をご紹介をする。相談者に最も適したサービスに関する情報が提供できるような体制を整えたいというふうに考えているところであります。この窓口機能は、問い合わせ、相談、申請用紙の交付、申請書の受理、決定、さまざまな機能が求められておりますけれども、より多くのサービスが受け付けから決定までできるようにしたい。市民の皆さんにとって身近でわかりやすい相談窓口にしたいというふうに考えているところであります。ただ、それだけにとどまらないで、体の不自由な方にはあっちに行ってもらいたい、こっちに行ってもらいたいということではなくて、移動せずに済むように、当面は福祉のワンストップ化でいきますけれども、体の不自由な皆さん方には職員がその窓口に行って、移動して対応すると、そういうようなことも考えてまいりたいというふうに思います。より便利なものにしたいと。これは、スタートしたからずっとそれでいくのだということではなくて、より市民の皆さん方にとってわかりやすい、使いやすい窓口に常に改善を心がけたいというふうに思っております。

中心市街地活性化に関してでありますけれども、私は中小小売商業の強みを生かしていくこと、これがより重要なことだというふうに思っております。これまでの議会答弁でも申し上げましたように、強いものを弱くして、弱いものが強くなるということにはならない。したがって、違う土俵をつくって強みを生かしていくと、そういう対策が必要なのではないかと。したがって、新年度予算においてそのための新しい提案をさせていただいたわけでありまして。ぜひともこれはそういう方向に向かって、滝川の従来の中小小売商業はそういう力をまだ十分に持っている、その可能性を行政は十分引き出す施策を打たなくてはならないというふうに思いますのと同時に、この行政施策が呼び水となって、中小小売商業の皆さん方が新たな活動展開をするということを十分期待をしているものであります。現在の対応は、現在の法律の枠組みの中でやる必要があるというふうに思います。将来法律の改正が想定されるから、現在の法律の枠組みではやらないということの判断をしたら、これはある意味では憲法違反の疑いもかかるわけでありまして。私は、現在の法律の枠組みの中で対応していく、そういうことが法のもとの平等を確保することにもなるというふうに思っております。

ポスプールの出店阻止につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように交渉中という情報をいただいております。交渉中なのに、それに影響を与えるべく反対だ、賛成だと行政の首長が言える立場にはありません。地権者は、國學院大学であります。農振地域の除外の話は、行政としては何にも承っておりません。そういう意向があるのかどうか、何も聞いていない状況の中で、これもまああそこだと首長が判断すべきことは適切ではないというふうに思います。その時点における最善最良の判断を行っていくというのが首長の責任だというふうに思います。

次に、街なか居住助成制度についてのご質問でございます。街なか居住は、民活により住宅建設を促進するという施策を新年度打ち上げさせていただきました。入る方々に家賃を補助するという制度ではありません。街なかに住宅をつくっていただく、なかなか進まないの、街なかに住宅を民活でつくっていただく、そのために助成をする。そうすれば、街なかに皆さん方は住んでくださるのではないかと。ということであります。一方、今までとってきた空き店舗対策はちょっと違ってお

ります。商売の経験の十分におありでない方が空き店舗だからといって、いきなり来て商売をやるというのは大変なのではないかと、したがって家賃の補助も一部させていただいて、ある程度固まって、そして商売の起業をしていただく、そういう段階ではサポートさせていただこうというのが今のチャレンジショップの制度であります。しかし、そのチャレンジショップから出ていったときには、何の行政支援もなく独立独歩でやっていただく、こういう今の枠組みになっているわけです。私は、これにこだわるつもりはありません。活性化基金事業、これはしかるべき運営組織をつくっていただいて、自主判断をしていただく、もしたがをはめるとすると、税金の使い道として適切でないもの、そういう想定されるものには最低制限が必要だというふうに思いますけれども、基本は口を出さないと、金は出すけれども、口は出さないという、これを運営していく組織の最大限の弾力性を持つべきではないかというふうに思っております。したがって、活性化基金の家賃補助というのか、お店が空き店舗に出店する場合の家賃補助をどうするかと、そういうのは十分議論をしていただきたいものだというふうに思っておりますが、今までやってきたことは先ほど申し上げたことだと。ご提案はそれとは違う提案をなさっているわけでありまして、そこら辺は十分運営組織において議論していただきたいというふうに思います。

次に、道営住宅建設計画のことです。道営住宅建設計画につきましては、滝川駅周辺の土地区画整理事業の計画策定の中で100戸程度のものをあそこに建設してはどうかという提案になっております。しかし、これも先ほどご質問がありましたように平成17年1月、この事業着手を延期やむなしという判断をしたところであります。私は、三位一体改革とか、この不況と、それから交付税等、あるいは補助金の大幅削減ということがなければ優先課題として駅周辺整備事業は手がけるべきだというふうに思っておりますけれども、予期もしない地方財政を取り巻く状況が出てきたものでありますから、当分の間の延期の判断をしたところであります。道営住宅につきましても、これは引き続き、この計画が実行できる段階になったときに、どういう形かは別にいたしまして道に要請していくべき重要な課題だというふうに思っております。

品目横断的経営安定対策についてであります。すべての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じられてきた対策が見直されることになりました。そして、意欲と能力のある担い手に対象を限定をして、その経営安定を図るという対策で、土地利用型の畑作4品目と米が対象作物となっているものであります。対象者は、北海道では原則10ヘクタール以上の経営面積である認定農業者などですけれども、知事特認といたしまして滝川市では6.4ヘクタール以上に緩和されるというのはご質問のとおりであります。本市で対象となる経営件数、農地面積、作付動向につきましては、今後の経営規模の拡大や集落営農、法人化の取り組みの進展度合い、輪作体系、あるいは生産調整の面積増加などから確たる数値を見通すということは現状では困難であります。現在JAたきかわと連携をして、農業者の個別面談を実施しているところであります。今後の意欲ある農業者の担い手への誘導と確保についての取り組みを着々進めているところであります。

次に、大綱の撤回、変更ということでもありますけれども、これはWTOにおける国際規律の強化に対応すると、そのための安定的な支援策としてどういうことが必要かということで担い手経営安定新法がこれまでの流れに加えて2月の24日に閣議決定されて、今国会に提出されたわけであり

ます。恒常的な支援が実施されるということでもありますから、この制度を有効に活用して、一人でも多くの意欲と能力ある担い手を確保、育成することがその地域の振興につながるというふうに考えております。今の段階で大綱撤回だ、あるいは大綱の変更を求めると、話としてはわかりますけれども、現実には農業者がそこで農業を営み、そして国は枠組みを決めて予算を持って、それに対する意向をどうするのかということ動き出しているわけでもあります。そういう中で、滝川市は最善の方策をとっていくと、それが今市長に求められている一番大きな課題ではないのかなというふうに考えるところであります。

道の施策への上乗せ初め、他自治体の施策も参考に、当初予算にとどまらない支援の強化をすべきだということでもあります。今回新年度予算におきまして担い手総合支援事業、あるいは担い手農地集積支援特別融資、あるいは農業コミュニティビジネスの推進事業、新たな政策を提案させていただきました。これに欠けるところがあると、そして緊急にやらなくてはならないという新たな課題が生じた場合には、迅速に検討し、対応していく努力が必要だというふうに考えております。

対象外の農業者が抱えている問題をどうするのかということですが、JAと連携をして、対象作物作付予定で対策の要件を満たしていない農業者について個別面談を行っているところであります。その中で、経営の意向の把握をしているというのが現状であります。営農に意欲のある農業者につきましては、規模拡大、あるいは施設園芸作物導入の支援策ということについて希望であればこれは実施をしていく、あるいは集落営農法人化への支援として個別の経営改善指導、法人設立研修会などを計画的に実施をして、個別経営では対象とならない農業者への担い手の誘導にも力を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。そのための対策についてはこれまでもやってまいりましたけれども、ことしは極めて重要な年であるということを認識しておりますから、さらにこれの対策の強化を図りたいというふうに思っております。

国民保護法に関するご質問であります。これはぜひご理解をいただきたいのは、日本は法治国家であります。法のもとに果たさなければならない役割は果たさなくては行けないと。期限が決まっていなから、自治体における計画の策定というのはもう少し後に延ばしたらいいのではないかとということでもありますけれども、私はさまざまなことを考えると、そんな悠長なことではないのではないかとこのように思います。国が枠組みを決めて、早く都道府県において基本構想を固めると、そして市町村にも18年度をめどに国民保護計画を作成するようにという考え方が示されているわけありますので、私としては北海道では既に平成17年度、1月に国民保護計画を策定しておりますから、こういう保護計画との連動ということも十分考えて対応していくためには、平成18年度の検討が必要であると。そういうことを背景に置いて、滝川市国民保護協議会条例について提案をさせていただいているものであります。

屋根雪の落雪事故を防ぐ対策強化ということについてのご質問でございます。ご心配の趣旨はよくわかります。今何をやっているかと申しますと、毎冬1月あるいは2月、その年によって変わりますけれども、関係課、関係課と申しますのは建築住宅課、土木課、学校教育課、滝川消防署でありますけれども、市内の主要道路、それから児童通学路のパトロールを実施いたしまして、歩道などに屋根雪が落雪してくる危険性のある家屋については雪おろしなどの安全対策をとるように指導

いたしております。さらに、広報なんかには毎年落氷雪の注意喚起、そしてエフエムG's k yではできるだけ数多く市民に注意喚起を呼びかけております。あわせて、市民の皆さん方からさまざまな通報があります。通報がありますと直ちに飛んでいって、現地確認をいたします。やっぱりこれは危ないということになれば、その所有者に会って、雪おろし等の安全対策をとってくれるようお願いをいたします。中には空き家で、どこか遠くに大家さんがいらっしゃるという建物もあります。そういう建物は、こういう状況ですという写真を撮って、そして市外の家主さんに送って、ぜひ屋根雪を早くおろしてほしいというお願いをいたしております。建物の所有者、管理者、占有している人が建築物を適法に維持していただかなかつたらならないわけでありますから、そういうことを喚起するというための対策はこれからもしっかりやっていきたいというふうに思います。それでもなかなかやってくれなくて、危ないというときには、我々がおろすわけにいきませんから、行ってセーフティーコーンを設置をしたり、こういうことがいいことかどうかよくわかりませんが、警察署に言って警察から指導してもらうということもやって、実はあの手この手でやっているわけであります。市民の皆さん方からここは危ないぞというのはぜひ迅速に情報提供いただければ、その対応もまた迅速にやりたいというふうに思っております。ちなみに、行政が直接ではなくて市民からの通報によって是正指導した件数は23件、うち16件は対応されました。だけれども、残りと言うこと聞いてくれないのです。これは、ぜひとも市民の皆さんのご理解をいただくと。こういうことで事故が発生した場合には大変な責任を負うことになるわけでありますから、安全性ということについてはぜひご協力をいただきたいものだというふうに思います。

公営住宅の落雪事故防止ということですが、ご質問のありましたように3階以上ということになりますと、入っている人でやってくれというのは、これは極めて困難でありますから、行政として予算を持って雪庇等の除去をしております。公営住宅の全体から申し上げますと、3階以上の公営住宅というのは全体の41パーセントに当たります。このお金は、一般会計からの繰り出しも含めて、今公営住宅会計は単独会計では成り立っておりませんから、一般会計から繰り出しやっていますけれども、一般会計の繰り出しを含めて、予算は3階以上については行政がやっていると。ただし、1、2階については入居者管理ということにさせていただかなくてはいけないというふうに思います。1、2階の低層住宅につきましては、入居者の皆さんがそれぞれ行っていただくということになります。それで危険なところは、ぜひやってくださいと、あるいはそれがなかなか厳しいところではボランティアの皆さん方の協力でやっていたところも現実にあるわけであります。だけれども、実質的には入居者でやっていただくと。さまざまお願いをして注意喚起したにもかかわらず、放置されたがゆえに屋根の雪が落ちてきて、どなたかが被害に遭うという賠償責任はどこにあるのだというと、私はそれはその時々状況によるのだろうというふうに思います。しかし、そうならないようにしっかり注意喚起をしていきたいというふうに思います。平成11年に市営中層住宅、3階以上です、1件ありました。その後施設賠償責任保険に加入しているところですが、平成11年の1件以降はそういう事故はございません。その賠償費は一般会計から繰り出してというご趣旨の質問だったかもしれませんが、落雪事故防止対策費ですね、私はやはり特別会計の中でこれはやるべきだというふうに思います。しかし、特別会計で全

体として成り立たない状況があつて、にっちもさっちもいかないということであれば、特別会計全体の問題としてどうするかということを考える必要があるのではないかというふうに思います。

道路整備の考え方についてであります。道路整備計画の公表につきましては、地域の方が一目でその箇所がわかるように工夫をして、お知らせをする。あるいは、選定基準につきましてもその考え方をなるべくわかりやすくご理解をいただくと、そういうことで、どうやってこれを情報提供するかという準備を今行っているところであります。それから、路線ごとの予算につきましては、工事標識に契約金額を記載をするという形で公表をするべきかなというふうに思っております。工事予定箇所の事前公表との関係もありますから、ですから工事標識に契約金額を記載するというのが一番穏当な公表の仕方かなというふうに思います。町内会連合会の連絡協議会、理事会が4月に行われる予定のようでありますので、ここにおいて、どういう基準に基づいてどこを施工するのかということについては公表する考え方であります。それは、箇所図と選定基準、考え方ということを公表する考え方であります。あわせて、滝川市役所のホームページでも公開してまいります。

私道対策であります。私道の保全についてだれが責任を持つべきかというのは、特にこういう法律に基づいて明記されているというものはないようであります。しかし、ないのであれば、少なくともそれは個人の所有に属している土地でありますから、市役所が責任を持つということではなくて、土地の所有者が基本的に行うべきだと。これが基本になるというふうに思います。小型除雪機の貸与事業で私道もやったらどうかというご提案がありました。18年度も引き続きこの貸与事業は実施をして、有効性の検証ということをやっていきますけれども、市道だけでなく私道、それから通路、こういうものも実施をしている団体の裁量によって使用可能な制度にいたしております。したがって、その地区の判断にゆだねているわけでありまして、こういう中で私道とか通路だとかを皆さんがやるべきだなというふうにご判断される場合には、ご提案になったことが実行されるということになってまいります。いずれにいたしましても、地区の判断にゆだねて対応をするべき課題ということに考えております。

市立病院建てかえの基本計画策定委員の選定ということでございますが、先ほどのようなご質問にお答えした際に、平成18年度実施設計というふうに聞こえたけれどもという確認の質問がありました。私は、平成18年度は基本計画と基本設計を行うというご答弁を申し上げましたが、場合によっては19年度以降の実施設計について、条件が整えば繰り上げることもあり得るというご答弁をさせていただきました。今確定的に申し上げますことは、平成18年度に基本計画と基本設計をやりたいと。その条件が整えば、補正予算で議会のご議論をいただきたいというご答弁を申し上げたところあります。

いろいろ委員の皆さん方についてのご提案をいただいたわけありますけれども、私は専門の立場のご意見は市外を含めて適切な方々にご意見をいただくべきだというふうに思いますけれども、利用者の皆さん方のご意見というのは確かに幅広くほかのまちからもというお考えはわかりますけれども、建てかえにお金を払っていくのは、直接的に税金をつぎ込んでいく部分は滝川市民でありますから、滝川市民の皆さん方のご意見を聞けば利用者としての相当なご意見の把握はできるのではないかと。したがって、ほかの自治体の枠まで超えて公募をしたり委員を委嘱をするという

のは、専門のお立場の場合に限るべきではないかというふうに思っております。公募をするべきかどうかというのは、公募をしつつ、そもそも構想をつくる時のような委員会をつくるかどうかというのも十分これから検討しなくてはいけませんけれども、やるときに公募をするべきかどうかというのもあわせて検討する課題かなというふうに思っております。

平成16年度は、残念ながら赤字決算でありました。16年度の赤字というのは、率直に言って市の財政が厳しいものですから、地方交付税で算入されている部分を全額出していないということも9,100万円に及ぶ赤字を発生した原因でもあるのです。17年度は、幸い今のところ好転はしております。好転はしておりますけれども、やはり若干の赤字が出るのではないかというふうに想定をしております。その赤字幅を少なくしていくこと、18年度に向かって黒字に転換しなければ、新しい病院を設置していく場合の経営計画、北海道、国に協議をしなくてはならない経営計画にも影響を与えるわけでありますから、最善の努力を尽くしたいというふうに思います。だからといって、病院にどんどん来てくださいというわけにもまいりませんし、与えられた条件の中で最大の努力をする、そういう決意であります。

バスケットボール殿堂館日本移動展についてのご質問でございます。この日本移動展は、平成5年にバスケットボール発祥の地であるスプリングフィールド市と姉妹都市提携をして以来、ぜひ実現をしたいという関係者のかねて来の事業でありました。しかし、なかなか実現できるという状況にはございませんでした。平成14年、この殿堂館がリニューアルされるというのを機会に、平成15年が姉妹都市提携の10周年に当たるということから、ぜひとも移動展の実施をしたいということで提案をしてまいりましたが、そのときは実はイラク戦争等に端を発するテロ行為等の不安によりましてなかなか実現ができなかったと、今回国際交流協会の非常に熱心な働きかけということもありまして、これまで関係者が継続して地道な誘致活動が実って、世界で初めてここから移動展が実現できるというふうになったわけであります。姉妹都市交流におきましても、バスケットボールを通した新たな文化、スポーツによる交流の幕あけとなるイベントでありまして、今後一層の両市の友好交流が図られるのではないかと。アメリカにおきましては、バスケットボールを青少年の健全育成、非行防止の有効手段として活用しているようであります。本市におきましても、小学校からバスケットボールが盛んに行われておりますことから、このイベントを通しまして今後も健全な青少年の育成の一手段として大きな効果を期待しているところでもあります。来場見込み、約5,000人を見込んでいるところであります。単に展示ということだけでなく、まちの中でさまざまな楽しみができるように、美術自然史館での展示、あるいはスポーツセンターを主会場としたバスケットボールのクリニックや、できれば交流試合、中心市街地の路上における展示、あるいは青少年等の育成を意図した講演会やワークショップ、多様なことを実は考えているわけでありまして、これも国際交流をまちづくりに生かすという意味で有効な事業であるというふうに感じております。あわせて、ことし8月19日からアジアで初めてバスケットボール世界選手権が日本で開かれるわけであります。7月21日から30日までと、滝川の行事はそういうふうに考えておりますから、札幌が予選会場の一つで行われますけれども、これと時期はどうも一致しないと、その前になるようでありますけれども、私は日本において、しかも札幌でもバスケットボールの世界選

手権がありますから、バスケットボールはことし時のスポーツになるのではないかというふうに思っております。そういう中で滝川で行われるというのも極めていいぐあいというふうに思っておりますので、いろんな皆さん方の協力をいただきながら、滝川のPRのために一生懸命やりたいというふうに思いますので、ご理解をいただいて、ご協力を賜りたいというふうに思います。

合併についてのご質問でございます。広域連携は、引き続き必要だというふうに思います。広域連携の形はさまざまあるだろう。一部事務組合の拡大、あるかもしれません。あるいは、広域連合というやり方があるかもしれません。どういうやり方があるかは別といたしまして、広域連携は引き続き必要だというふうに思います。3万人の基準を達成しているから、滝川市は合併を意図すべきではないと、そういう考え方は持っておりません。私は、当面は自立ということで市民の皆さんにご説明申し上げましたけれども、しかしこのままでは成り立たないと、しかるべき時期にはやはり提案をさせていただかなくてはならぬ状況になるのではないかと。そのときに、滝川市は財政的に大変なまちだと、ちょっと考えさせてもらいたいというふうにほかのまちから言われるようなまちであってはならないと。それが当面自立するための大きな目標であります。私は、大きな枠組みの中でこれからの地方分権の時代を迎える必要がある。そのためには、合併新法における枠内で何らかの動きが必要だという基本方針に変わりはありません。新法による勧告は行わないということを道に厳しく求めるべきだと、私はそういう考え方は持ちません。これは、知事のご判断でおやりになればいいというふうに思います。知事は知事のご判断でおやりになると、私どもは私どもの主体性で議論をしていくと、そういうことが地方分権の時代に対応したふさわしいやり方ではないかというふうに思います。

市長公宅等についてのご質問であります。市民会館につきましては、ご承知のように1階にチョッちゃんアンティークコレクションを配置をいたしております。年間3,000人前後の方々が、市外の方が結構多いです、お見えになっていらっしゃると思います。そして、貸し館スペースについても各種会議、研修、行事などにご利用いただいているわけでありまして。一気にどんとふえたわけではありません。しかし、かつてよりも大分ご利用いただいております。これを廃止するということになると、補助金の返還とか、極めて大きな影響が生じるわけでありまして。そういうことを考えますと、チョッちゃんアンティークコレクションもまちの中に持ってくればいいのかというご提言でもありますけれども、黒柳朝さんにはあそこに展示いたしますということを前提としてステンドグラスまで寄附していただいたわけです。あそこが展示するにふさわしい場所だと私は思っておりますので、利用促進ということを第一に考えていきたいというふうに思います。公宅につきましては、これまでも何度もご質問いただいて、何度もご答弁を申し上げてまいりました。市長公宅につきましては、市長という職務は勤務時間という定めがありません。個人の生活と公的な生活が合わさった立場、市長職を遂行するために公的補完をするということから、公宅が必要であるというご提案を議会にさせていただいて、そして議会の賛同をいただいて建設された建物であります。私は、提案された状況と現在の状況は変わっているのかということ、変わっている状況にはないという判断をいたしております。利用頻度が乏しいと、月1回だと、細かな話でありますけれども、ことしは30回を超えるわけでありまして。月2回以上でありますから、誤解のなきようにご理解を

いただきたいというふうに思います。売却すれば幾らになるのか、売却をする考え方ありませんから、売却にしたら幾らになるかという計算は行っておりません。これもまたご理解をいただきたいというふうに思います。公用車についてであります。これまで黒塗り公用車2台ありました。率直に言って市長と議長と2台あったわけです。この1台を廃止して、市長、議長と共用で使いたしようということにした、共用車両にしたのです。これは一歩前進というふうに理解をしていただきたい。黒塗りもビップを送り迎えするときにはやっぱり必要なことだってあるわけです。それから、運転職員、正規職員1人、嘱託職員1人、2人いたわけです。18年度は、嘱託職員1名でやることにいたしました。そういう意味では、黒塗り公用車を1台削減をし、嘱託職員1名による運用を行っていくと。そういう努力も行っているわけでありますから、私はこの車はできるだけ長もちさせて、そしてさまざまな活用を図っていくべきだと。ただ、これがぼんこつになったときに、それでは黒塗り買うのかというと、私は今の段階ではそういう考え方は持ちません。あるものを長く有効に使うという考え方で対応したいというふうに思います。

住民基本台帳カードについてであります。国は、普及率が乏しい、頭が痛い、率直に言ってそれに乗った滝川市も頭が痛い。しかし、国は、電子政府、電子市役所を実現するための基盤となる媒体であるということで、さらにこれの利活用ということを進めていくという基本方針でありますので、私どもとしてもそういう方針の枠組みの中で、滝川市民の皆さん方にとっていかに便利なものになるのか、便利になるものでコストの合うものであればやっぱり早く進めていくべきではないのかと。特に滝川市は総務省のモデルの事業として調査も行われました。証明書自動交付のために使ったらどうかとか、印鑑登録証として利用したらどうかとか、申請書の自動作成システムとして使ったらどうかとか、そういう可能性を持っておりますだけに、国が促進施策を講じていく、そして滝川市としてもモデルとしての調査を行った、そういうことを前提に置いて、この利用策をむしろ十分検討していくべきだというふうに思います。

11点目の(3)のご質問でございます。これまでもご答弁を申し上げてきたことと変わりはありません。厚生労働省は、要介護認定と障害認定は判断基準が異なることから、同じ要介護度でも障害の程度が違うケースがあると、したがって要介護度などによる一律の控除には問題があると言っているわけであります。私としても、そういう判断は適切な判断であるというふうに思っておりますから、要介護度などによって一律に税の控除を行うということについてはいささか問題があるのではないかとこのように考えているところであります。

以上を申し上げまして、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、清水議員から大きく5点にわたりましてご質問がございましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、確かな学力を高めるために教職員の人的な配置を考えていくべきでないかと、こういうご質問でございます。既に清水議員ご案内のように、18年度に向けて国は教職員の定数改善計画、この策定は行わないと、こういうことで示されておりますし、現在行っております少人数指導等の加配制度、これはきちっと行っていくと、こういうことでござ

いますので、私どもは、この契約にのっとって最大限努力をしていきたいと、このように考えております。加配でございますけれども、今滝川ではチームティーチングとして9名いただいておりますし、それから生徒指導では中学校1名、コミュニティスクールに1名、それから言葉の教室等に3名と、合計14名、加配としていただいておりますけれども、今後最大限国のこういった動きを滝川市で活用して、行き届いた教育を実施していきたいと、このように考えております。また、16年度、少人数学級実践事業ということで、小学校1年生で35人学級を北海道として実施いたしました。平成17年度は、対象を小学校2年まで拡大いたしました。18年度からは、中学校の1年に拡大したいと、こういう考え方でございますので、滝川市はこれに従って大いに拡大の方向で努力をしていきたいと、このように考えております。それから、皆様方既にご案内のとおり、30人以下学級実現等についてということで議会で要望意見書を国等に提出してございます。教育長といたしましても全国の教育長会議と、もちろん市長会もそうでございますけれども、これらの実現について強く要請しているところでございますので、早期に実現されることを大いに期待していると、これが現状でございます。

次、二つ目に、とうとい命を守り育てる教育の支援と、こういうことでございますが、本年度大変申しわけない事故がありましたけれども、これにつきましては清水議員ご指摘のとおり二度と起こしてはいけなと、こういう気持ちで今取り組んでいるところでございます。そのため、教師につきましては学校生活のあらゆる場面で一人一人の児童に声をかけたり、あるいは状況を把握していこうと、そういうことを今各学校でやっていただいております。子供の小さな変化に気づいて素早く対応していこうと、そういう取り組みをすべての学校で行っております。教員一人が問題を抱えるということではなくて、学校の教職員全体で支援しながら、あるいは共通理解、共通行動をとりながら実質的な内容を高めていこうと、そういうことでございます。そこで、報告、連絡、相談、確認、これを徹底いたしまして、ともに手を携えてと。もちろん一人がやるべきことはきちっとやることは必要でございますけれども、チームとしてやる場合も十分その力を発揮していくように今後とも努めていきたい、あるいは今努めているところでございます。

次に、本年度特別支援教育と、そういうことで新しく取り組むこと、まだ通知、通達、あるいは国、道の条例等が見えてきませんけれども、恐らくこれからは明らかになってくるだろうと、そのように思っています。そのために、教育委員会としては市内の教職員を対象にして年4回の講演、講習会を開こうと思っております。これは、特別支援教育を一つの対象としますけれども、このときに子供の確かな理解、生徒指導の内容の充実、これについてもこの講演会、講習会の中に入れていきたいと、このように考えております。さらに、本年度、これは執行方針で申し上げましたけれども、生徒指導担当者会議を定期的に開催すると、このようにしておりますし、この中で問題、課題が出てきた場合については直ちに支援体制、あるいは解明、解決の努力をしていきたいと、このように考えております。また、いつも行っております校長会議、教頭会議あるいは教育委員会の学校訪問等々を通じましても、つぶさに状況の把握をしていきたいと、このように思っております。ただ、心の指導は学校だけではだめでございますから、地域あるいは保護者の力強いご支援をいただきながら一体となって進めていきたいと、このように考えております。この具体策については、今

考えて、これからやっていくと、そういう予定でございます。

図書館の移転でございますけれども、これは本間議員に申し上げたとおりでございます。今ワーキンググループを立ち上げて検討しておりますから、できるものから早くやっていきたい。ただ、何年度からやっていくということについては、今は申し上げられません。それから、費用についても、ワーキンググループ等で検討しておりますけれども、検討の結果、試算されるものであると、このように考えております。

最後でございますけれども、文化センターでございますが、特に質問の大ホールを区切って使った場合、ジャンル別料金、この二つに特化してご質問されましたので、お答え申し上げます。大ホールを例えば、今1, 101人のホールでございますけれども、700人に区切って使わせていただきたい、そういうことで検討いたしましたけれども、700人で使っていただいても料金は1, 100人程度の料金をいただかなければ赤字です。例えばどこかのスイッチをぽっと押しますと300人分の費用がかからないようになるシステムにはなっておりません。そんなことで、なかなか難しい状況があるということでございますので、今後ともこれについてはさらに検討していきたい。さらに、例えば6・4、7・3に区切ります。そうしたら、団体から多く使っていただけますかということも十分協議しました。なかなかそういうふうにならない実態もあるのです。そんなことでございますので、今は難しい状況にあると、このように申し上げました。ただし、これからは時代も変わりますので、柔軟な対応はしていきたいと、このように考えております。ジャンル別でございますけれども、実は電話が来まして、マイク何本使う、お金幾ら、ライト幾ら使う、幾らかかる、非常に煩雑でございますので、これからは演劇と音楽会等、講演会等、このようにジャンルを分けまして、わかりやすい料金設定をしていくという考え方で今ほぼ詰めております。これによりますと、いろいろ意見を聞くと、わかりやすいと同時に、6パーセントから8パーセントは使いやすくなるのかなと、こんな状況で今検討している最中でございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○教 育 長 失礼いたしました。

おおぞら幼稚園でございますけれども、これも本間議員さんに申し上げたとおりでございます。今いろいろ検討しているのですが、35人に対して17人しか来なかったと、これがいろいろ分析しても大幅にふえるということはまず考えられないと。そういったことを前提といたしまして、先ほど申し上げたようなことを考えているところでございます。民間に任せるものは民間にと、そういう考え方でございます。

○議 長 答弁が終わりました。

清水議員、再質問ございますか。清水議員。

○清水議員 今開かれております市議会の重要なポイントとして、私は3点を挙げたいと思うのです。一つは、子育て負担増をどうするのか。これは、昨年議会で否決するかどうかという直前までいって、予算は通すが、通した数分後に補正予算で結局幼稚園の就園奨励費補助金は下げず、保育料金についても当初30パーセントに対して10パーセント、これを5パーセントに抑えるという、

こういう補正予算が市長から出されて、議会の事実上反対の中で通ったということです。状況はほとんど変わっていないという中で、予算特別委員会もこれから行われますが、この市議会の第1のポイントはここにあるというふうに思っています。二つ目は、ポスフルについて、これは直接予算にかかわることではありませんが、市長は先ほどのご答弁では他市の状況等については、私聞きましたが、それについてはコメントをいただけませんでした。ということや市内中小小売業がまだまだ強みを生かしていけば、さらなる大型店が来てもそれとやり合っていける力はまだ十分持っているとか、余りにも認識が違い過ぎるのですが、これについても時間的にはすぐにでも市長が反対を表明しない限りどんどん先に國學院とポスフルの交渉は進んでいくということですから、市長が今さらなる大型店について事実上容認するのか、それともここで市民の生活や市内経済のことを考えて反対を表明するのかということも大きなポイントというふうに思います。それと、3点目は、不要不急の事業や支出、これをどうチェックするかということです。この3点がこの市議会の大きなテーマだと、市議会の3点セットだというふうに思っています。国の方では今5点セットとかいうことで言われていますが、この3点セットに絞って再質問をしたいと思います。

まず、子育て負担増の問題ですが、市長は個々の問題の賛成、反対でなくて市の問題全体の中で考えるべきだという点を強調されましたが、市のことしの一般会計の予算は210億ぐらいだと思うのですが、この予算の中で保育料金、3年間で約3,000万ですね、初年度としては700万ぐらいだと思うのです。こういった値上げをするかどうかということ全体の中でどう優先順位をつけるのだという、そういうことがタッグ計画の議論の中でされてきたのでしょうか。私は、されてきていないというふうに思います。ですから、市民の中には保育料金を維持するという優先順位は予算の使い方としては高いのだと、これが市民の考えだというふうに思います。ですから、全体の中で考えれば考えるほど、保育料金は値上げすべきではないと、700万について言えば、そのうちの310万は大問題になっているモニュメント、これはもう発注したからお金は返ってきませんが、そのほかにもたくさんあるわけです。市長公宅や市民会館や黒塗り高級車については、この市議会の3本柱には私は入れていませんので、これ以上言いませんが、全体の中でということ考えれば考えるほど、この保育料金の問題は重要だというふうに思いますが、お考えを伺います。

次、2点目のポスフル問題です。市長は、國學院とポスフルが交渉しているときに横から自治体が口を挟むべきでないというふうに言っていますが、長野や佐世保は地権者に対してポスフルがそこ貸してくれとか言っているときに、佐世保市長や長野市長は判断しているのです。だから、地権者、國學院にポスフルが要請した段階で、市長のできる範囲内で、もし反対の気持ちがあればいろんな行動がとれるのです。ですから、先ほどポスフルがバイパス沿いの農振かかっている地域について情報ないって市長言われましたが、そんなことはこの議会では通用しないと思うのです。ポスフルがバイパス沿いの農振外してほしいということを言っているというのは、これまでの議会でも何人もの議員が取り上げているではないですか。それを私は直接聞いていないから、そういう話は知らないとか、そんなことはこの議会では通用しません。ですから、例えば今市長が農振外すことはないよと言えば、それだけでもポスフルの判断が大きく変わることであり得るのではないのでしょうか。全部國學院とポスフルの間の交渉がもし進んでしまったら、それこそ大

きい法人と大きい法人の話し合いだから、後戻りできなくなる可能性だってあるのです。ですから、そういうことについて市長の、ほかの市長もやっているわけですから、そういうことについてお考えを伺うことと、もう一つ、先ほど質問した中に将来國學院とポスフルが合意したときに大店立地法の手続の枠内で判断するというふうに答弁されました。ここでもう一度同じこと聞きます。そのときの市長の判断というのは、大店立地法に言われている大店立地法の枠内での判断しかしないのか、それ以外のことについても市長として判断するのかについて伺います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 清水議員の再質問に以下ご答弁を申し上げます。

子育て支援についてであります。私は、行財政改革というのは二つの側面があると。それは、金が足りなくなったから金の部分で問題解決をしなくてはいけないと、そういうものはやっぱり1点あると。しかし、それだけではないというふうに思います。仕事の仕組みを変えていく、やり方を変える、これまでの流れがこれからの時代にしっかりと適応していける仕組みなのかどうか、やり方なのかどうか、そういうことをしっかりと点検をしていく必要があるのではないかと。しかも、それは個々一つだけ取り上げたら、これはなかなか話としてはまとまらない。だから、全体像としてご提案を申し上げて、この全体像はいかがでしょうかということによって皆さん方にお諮りをしながら、市民委員会の最終のご意見もいただきながらまとめたプランであります。そういう中で、幾らしか影響を与えないのであれば、それでは現状維持するべきではないかということにはやはりならないのだろうと思うのです。各団体にしてみれば数万円の補助金でさえ50パーセント削減しているわけであります。そういうバランスの上に成り立っている。市職員についても、平成16年度から北海道は今になって英断を切ったようでありますけれども、16年度から既にほかに先駆けて大幅削減をやっているわけです。しかも、5年間やり続けるというわけであります。そういうバランスの中に負担増ということについても、この負担増も国の一定のレベルの中でそこまで近づけさせてくださいと。しかし、大幅な激変緩和措置を講じさせてくださいということによってやっているわけです。そういうバランスの中に成り立っているプランの実行であるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。しかし、渦中にある皆さん方にとっては、確かに痛みの伴うものがあります。痛みができるだけ緩和されるような措置もとらせていただきましたことをひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

ポスフルのことについてであります。同じご答弁を申し上げます。土地を持っている方がその地権者として交渉をしている段階で、反対だ、賛成だ、そういう表明として私はやるつもりはありません。農振地域の除外というのは、その可能性はないわけではないと。要するにそういう話が来るということについて可能性ないわけではない。それは、当たり前のごとくに可能性あるかもしれぬと。しかし、そのときになってぐずぐずするのも一つの考え方かもしれませんが、そのときの対応の勉強はしています。これは、当たり前であります。行政でありますから、いろんな可能性を考えます。いろんな可能性を考えて、それに対する検討はやります。しかし、今ご質問のありましたようにポスフルからあそこを除外してくれという話は一言もありません。少なくとも私は、

全く聞いておりません。それでは、聞いてみればいいのではないかというご意見もあるかもしれませんが、私は、そのつもりはありません。あそこの農用地を除外するお考えありますか、どうですか、そういうことを自治体の責任においてやる必要があるのでしょうか。さまざまな可能性を考えて、検討はやります。しかし、要請がないものについて、今こういう考え方でありますという表明はできません。農振農用地の除外という話が来た場合には、それは農振農用地の除外ということにルールがあるわけでありますから、この手続を適切にとっていくと、その段階でさまざま判断すべきことだというふうに思っております。國學院短期大学が所有しております土地は、これまでも何度も表明させていただきましたように、財源を提供させていただきました。そして、その財源をもととして、一部國學院大学が造成費を出して、用地買収をして、自分のお金で造成をした土地であります。その根っこにあるのは、当時4年制ということが背景にあります。土地所有者が土地をどういうふうにご利用するかというのは、法律に、現法に基づいて粛々と判断しなくてははいけません。しかし、片一方で財源を提供したということがどうなのかということは、また別の議論としてあるのだろうというふうに思います。そういうことについても市長は別の判断として、財源を提供したということについて市長はどういう判断を加えるのかというのは、これは別の判断としてその段階で行わなくてはならない評価だというふうに思っております。他のまちでさまざまな判断が行われたというのは、今清水議員からお伺いをして、それがどこであったのか、後で勉強いたしますけれども、そのまちにはそのまちの事情があるであろうというふうに思います。私は、私が知り得る情報の中で、その案件がどういう案件であるのかということをしんしゃくしながら、現在の法律の枠組みはどうなっておって、社会的条件はどうかと、そういうことを総合的に自主的に判断すべきだというふうに思っております。これまでに大型店の出店ということについては、市民の皆さん方にもいろいろご意見をいただいております。当然そういう社会的環境がどうかということは、市長に与えられた権限の中で適切に交渉すべきではないのかなというふうに思っております。

（「大店立地法の手続以外の判断をその時点でするお考えがあるのかどうかということを再質問したので」と言う声あり）

○議長 市長。

○市長 大店立地法の手続は、現在の大店立地法に基づいて処理をしなくてははいけません。それ以外の法手続が必要な場合、例えば今ご質問のありました農振地域の除外という話が出てきたと、それは農振地域をどうするかという農振法の手続によってやらなくてははいけない。そういう法律に基づいてやらなくてははいけないところは、法律に基づいてやると。したがって、先ほどご質問のあった趣旨かどうかはわかりませんが、改正法を想定しながら、その改正法を想定した枠内も含めて判断を行うべきでは私はないと、あくまでも現行法の中で判断を行っていくべきではないかというふうに思います。

○議長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 5時26分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成18年第1回滝川市議会定例会（第9日目）

平成18年 3月15日（水）

午前10時01分 開 議

午後 1時36分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する代表質問

日程第 3 平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する質問

日程第 4 議案の訂正について（議案第24号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第76号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	清 水 雅 人 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	窪之内 美知代 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	収 入 役 門	山 伸 夫 君
教 育 長	安 西 輝 恭 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
総 務 部 長	末 松 静 夫 君	市 民 生 活 部 長	大 竹 敏 章 君
保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君

建設水道部参事	木 下 善 雄 君	教 育 部 長	辰 巳 信 男 君
監 査 事 務 局 長	谷田部 篤 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	高 橋 賢 司 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	林 弘 君	事 務 局 次 長	飯 沼 清 孝 君
主 査	中 川 祐 介 君	書 記	高 橋 美智子 君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、20名であります。

遅刻の申し出は、石田議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第2 平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第2、昨日に引き続き平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

なお、この場合3名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位4番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 皆さん、おはようございます。公明党の三上裕久でございます。昨日の3会派の質問と数項目にわたって若干重複いたしますけれども、再度市長の方から答弁をいただきたいと思えます。昨年戦後初めて人口が減少し、当初の予想よりも早く人口減少社会に突入したとの報道がありました。いよいよ国においても地方においても人口減の歯どめとなる対策が求められております。仮に今後滝川の人口がより一層減少したとしても、持続可能な社会システムの再構築、地域全体で子育てを支える仕組みづくり、行政コストは可能な限り小さく、効率的にとの観点から、平成18年度の滝川市市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対し、公明党を代表し、質問いたします。

◎1、基本姿勢

- 1、行財政基盤充実へ向けての基本姿勢
- 2、内なる改革について
- 3、市民の力「地域力」向上に向けた取り組み
- 4、地域経済活性化に向けて
- 5、合併新法内での合併の可能性について

三位一体改革が決着し、4.7兆円規模の補助金改革と3兆円規模の税源移譲が実現したことから、今後地方交付税のさらなる大幅削減が予想されます。市民の皆さんの協力のもと、市職員、理事者の努力により17年より進めてまいりましたタッグ計画が順調に推移しているものの、少子高

齡化社会を迎えた今、行財政基盤の安定、充実こそが急務だと考えますが、1期4年、総仕上げの1年を市長はどのような姿勢で臨まれるのか伺います。

次に、タッグ計画では17年、18年を内なる改革を徹底的に進める2年間と位置づけましたが、最終年に当たる本年、さらに推し進めていただくことを期待し、新年度に向けての市長の決意を伺います。タッグ計画では、事務事業の積極的な見直しも盛り込まれておりますが、いま一度総点検を実施し、職員350人体制へ向けての作業効率の改善、組織機構の効率的な見直しなど、軟着陸できる体制と環境づくりを急ぐべきであります。また、事務事業の見直しの際は、外部の専門家、市職員、他の自治体職員などを交え、今後も継続すべきもの、民間に任せるもの、廃止を検討するものに仕分けする事業仕分けを実施すべきと考えます。大事なものは、外部の人を交えること、公開の場でチェックすることです。市長の見解を伺います。

次に、市民の力、地域力向上に向けた取り組みについては、国道の清掃、花壇づくりなど、市民団体、町内会、老人会、商店街などがアダプトプログラムを積極的に推進しております。しかし、今後超高齢化社会を迎える中で、地域住民が互いに助け合う精神で防犯、防災、除雪、子育て、介護などの分野でさらなる地域力の向上が求められており、自主的活動の機運を盛り上げる仕掛けづくりが必要と考えます。市長は常々協働のまちづくりを訴えておりますが、その具体的方策について伺います。

次に、地域経済活性化へ向けた取り組みでは、企業アンケートを実施して、企業の絞り込みを行いながら企業誘致活動を効率的に進めるとしておりましたが、その後実際に進出した企業はありません。また、行刑施設の誘致活動も期成会設立以後の進捗状況がわかりませんので、改めて伺います。

次に、移住促進に向けた取り組みでは、当初おくれをとったものの、先週土曜日には全道で初めて移住フォーラムを開催し、受け入れ態勢の環境づくりに着手されました。一昨日の新聞紙上で紹介されておりましたが、農家、ホテル関係者が呼びかけ人となって、本州から道東圏への移住希望者を実践的に支援する北の大地塾を開設するという記事です。これは、就農者向けにイチゴ栽培を学ぶ農業コースと自然の中での暮らしを求める人への移住入門コースから構成されております。このように市内企業、団体などが積極的に活動できるような全市的環境づくりを急ぐべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、合併新法内での合併の可能性について、昨日も質問がありましたが、道の合併構想案では平成18年のできるだけ早い時期までに合併構想を策定するとしており、クラスター分析という市町村の結びつきに関する客観的分析によれば、滝川市と新十津川町の結びつきが最も強いとされております。当面自立の道を選択した本市ではありますが、その可能性について改めて伺います。

◎2、重点施策について

- 1、子育て・子育て応援の充実について
- 2、健康寿命80歳のまちづくりの推進について
- 3、中心市街地活性化と街なか居住の推進について

4、担い手の育成など元気な農業の振興について

5、安心安全で快適なまちづくりの推進について

次に、18年度の五つの重点施策のうち主立ったものについて伺います。まずは、子育て、子育て支援の充実についてです。少子化は今の社会保障制度を根底から覆すことから、国において公明党は一貫して子育て支援対策を訴えてまいりました。子育て支援は、総合的な支援を施すことが何よりも重要でございます。産み、育てやすい環境づくりの形成が必要であります。今国会において、公明党の訴えで2006年度予算案において児童手当を小学校3年生修了までから小学校6年生修了までに拡充され、所得制限も大幅に緩和し、この4月より施行される見通しでございます。また、出産一時金も本年10月から、分娩費の全国平均が36万かかっていることから、現在の30万から35万へと拡充されます。私は、子育て支援の充実に向けては三つのポイントがあると考えます。その一つ目が経済的な支援をすること、二つ目には地域社会全体で子育てを支えるシステムをつくり上げること、そして三つ目には仕事と子育ての両立などライフステージに合わせた柔軟な働き方ができるようなシステムをつくり上げることが何よりも重要だと思います。私は、18年度市政執行方針の重点施策の中で子育て支援を真っ先に掲げ、総合的な子育て支援施策となっていることを高く評価いたします。しかしながら、私立幼稚園奨励費補助金の削減や保育料の料金改定問題は、子育て支援に逆行するとの市民の声がいまだにある以上、市長は関係者にさらなる理解を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。私は、多くの市民がこのことだけをもって子育て支援に逆行するとは考えないと確信するわけでございます。

次に、健康寿命80歳のまちづくりの推進についてです。我が国の平均寿命は、男性、女性ともに世界第1位です。このままいけば、10年後には65歳以上の高齢者が3,300万人に達するとされております。このまま何も手を打たなければ介護が必要な高齢者が急増し、国の財政も市の財政も今以上に逼迫します。単なる長寿でなく、元気で長生きのまちづくりを目指し、市の重点施策で掲げた介護予防の充実が急務であることは私も同感であります。そこで、要介護者の増加や悪化を防ぐため、地域力の掘り起こしをぜひ急いでいただきたいと思います。既存の公民館等を介護予防サービスの拠点とし、地域の高齢者に日常的に生活習慣の改善指導や健康づくりの情報提供を行えるボランティアの養成が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、中心市街地活性化と街なか居住の推進についてです。今国会でまちづくり3法の改正が議論されております。この背景には、郊外に大型店の出店が相次いだことで中心市街地の空洞化を招き、商店街が大きな危機に瀕していることによります。改正後には歩いて暮らせるまちづくりを目標に、中心市街地に活気を取り戻し、人口減少社会、高齢化社会に対応した新たなまちづくりが全国各地で推進されることが予想されます。また、法改正が国会で審議される中で、大手スーパーが出店戦略を見直し、中心街にある既存店舗の充実に乗り出すといった変化が今出てきております。そこで、本市において重点施策に掲げ、街なか居住を積極的に推進し、医療、福祉、文化などの公共公益施設の立地誘導によりにぎわいを再生するとし、予算を重点配分しております。このことから、今後ポスフルの國學院短期大学用地への出店はなくなったのではと思うわけでございますが、このような理解でよろしいでしょうか、市長、見解を伺います。

次に、緑寿園の機能充実を図るため、街なかへ一部移設するとしておりますが、このことにより運営効率を下げてしまい、コスト増加を招くのではと心配しておりますが、市長の見解を伺います。

次に、担い手の育成など元気な農業の振興についてです。現在担い手の高齢化が進む一方で、後継者不足問題と相続の発生により、だれが管理していくかが深刻な問題となっております。昨年農地制度の改正が行われ、担い手に対する育成、確保、農地の利用集積などの対策や耕作放棄地の解消などが求められております。そこで、重点施策の中で元気な農業を目指し、担い手の育成と確保を進めるとしてありますが、道内外からの新規就農者に対してどのような支援策があるのか、改めて伺います。

次に、安心、安全で快適なまちづくりの推進についてです。公立学校施設は、児童生徒の学びの場であるということはもちろんでございます。それと同時に、非常災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であります。国は、本年じゅうに学校の耐震診断をすべて実施し、緊急性の高いものから重点的に耐震化の促進に努めてまいると言っております。そこで、本市においても学校施設の耐震診断を計画的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、2001年に大阪池田小学校で起こった惨劇をきっかけに、学校や通学路の安全対策が全国各地で実施されております。しかしながら、子供をねらった卑劣な犯罪が後を絶ちません。本市においてもさまざまな対策が講じられてきており、今後防犯パトロールなどの組織強化も検討されているようですが、学校ごとに地域の大人たちが児童を凶悪犯罪から守る、いわゆるスクールガードの結成を支援し、地域ぐるみで子供を守るという体制づくりを急ぐべきと考えます。見解を伺います。

◎3、主な施策について

1、循環型社会の形成と自然環境の保全について

次に、市政執行方針の主な施策について伺います。まずは、循環型社会の形成と自然環境の保全についてであります。ごみゼロ社会、いわゆる循環型社会の構築に向けて全国的な広がりを見せる中、本市においても町内会単位での集団資源回収は定着し、ごみを単なるごみととらえるのではなく、資源ととらえた地域づくり、コミュニティづくりが形成されつつあります。また、今回新たな取り組みとして廃食油を利用した燃料化の取り組みは、環境都市宣言の本市にとって新たな展望を切り開く試みと私は高く評価いたします。そこで、廃食油の燃料化を将来的にさらに進展させ、さらなる地域コミュニティ形成を目指すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、6月4日に滝川市で開催される北海道植樹祭は、明年苫小牧市で開催される全国植樹祭のプレ開催との位置づけだそうです。滝川の地域力を示す絶好の機会だと考えるわけであり。そこで、全市的取り組みとするため、どのような姿勢で臨まれるのか伺います。

◎4、教育行政について

1、学校教育について

2、社会教育の充実について

次に、教育行政について伺います。とうとい命を守り育てる教育について、過日議会で提案させていただきましたCAP教育プログラムといじめ撲滅教育の推進実態について伺います。最近注目を集めているCAP教育プログラムとは、子供が心配だからといって大人が常にそばについているわけにはいきません。子供たちに何々してはいけませんと危険防止策を教えるだけでなく、子供たちが自分で自分を守るように、みずからが持っている力を引き出すことの大切さを教えるプログラムです。このプログラムは、危険に遭遇したらまず第1に勇気を持って嫌だと言う、第2にその場から逃げる、第3にだれかに相談する、この3点を基本としながら、寸劇や歌、ディスカッションなどを交えて、実際に起こりそうな出来事を紹介し、危険への対処の仕方を学ばせようとするものです。

次に、地域子ども教室推進事業は、文部科学省が16年度から取り組んでいるもので、共働き家庭の子供の居場所づくりとして実施されているものです。本市では、滝川遊学会や放課後児童対策事業がこれに当たるそうですが、これらはある一定の期間あるいは時間、さらには下校後留守家庭となる小学校1年生から3年生までの児童に限定されております。しかし、最近は核家族化が進み、両親がともにフルタイムで働く家庭がふえていることから、小学校の授業終了後から親が帰宅するまでの時間帯が魔の空白時間と呼ばれ、この時間帯を安心して過ごせるような対策が求められております。そこで、東京江戸川区では、地域子ども教室推進事業の一環として、小学校1年生から6年生までの子供たちを対象にすくすくスクールと呼ばれる事業を展開しております。これは、放課後から夕方まで、学校の教室や校庭、体育館などで1年生から6年生までの子供たちが一緒に学んだりさまざまな活動をするというものです。この取り組みの特徴は、地域の大人たち、特に定年退職を迎えた高齢者が積極的に参加しているという点です。私は、地域の高齢者は学びたい気持ちとともに、教えたい、伝えたいという意欲と能力を持っていると考えるわけです。そして、定年によって、これまで会社人間だった多くの団塊世代は地域で活動する機会がふえ、生きがいを感じるという効果をも生み出すだろうとされております。この取り組みに対し、教育長の見解を伺います。

最後に、子供は実は私たち大人が考えている以上にずっと大人だと気づかせてくれる本と出会いました。小学校2年生になる少年が小児がんにかかり、つらい検査と治療のかいなく、それなりの別れを告げ、自分の短い一生を完結させるという話です。その本にはこのように書かれておりました。不治の病を医師から宣告された少年の両親は、心を決めました。病院の狭い部屋で効果のない治療に残された日々を過ごすより、少しでも子供らしい時間を与えてあげたいと願ったのです。家に帰り、家じゅうが少年を中心に生活し始めました。学校が終わると、彼の友達が大勢遊びに立ち寄りました。病院で友達に会えなかった彼は、大喜びでした。夜は、彼を真ん中に家族じゅうが一緒に部屋に寝ました。2週間たった真夜中、両親は彼がそっと起き出したのに気づきました。でも、2人とも眠ったふりをしていました。彼は、まず一番小さい弟のところへ行きました。そして、眠っている弟の頭にそっと両手を置きました。そのままじっとしているのです。しばらくたつと、彼は静かに妹のところに移りました。そして、今度は妹の右手を自分の手で包み、ゆっくりと妹の手をさすり始めました。それから、彼は、母親のわきに座りました。そっとそっと母の胸に右手を

差し入れ、母の乳房の上に手のひらを置いて、小さい声でお母さんと呼びました。少年のお母さんは、涙が出そうになるのをこらえ、じっと体を動かさずにいるのがやっとでした。最後に、彼は父親のそばへ寄りました。父と並んで横になり、父のほおに自分のほおを寄せ、ほおずりをしました。そして、思わず大きな声で、わあ、お父さんのひげ痛いと呼んだのでした。父も母も胸がいっぱいでした。朝まで少年の寝息を聞きながら、身動き一つしませんでした。少年は、その朝8時に息を引き取りました。大人でもなかなかできないことに私は非常に感動しました。私たち大人は、子供だからといって、こんなことはわからないだろう、これくらいいいだろうとか安易な対応をしていないでしょうか。実は、子供の中には立派な大人がいる。その大人に向かって語りかけることが、子供を一個の人格として尊重することが大事だなと気づいたエピソードでした。

以上。

○議長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。公明党を代表しての三上議員のご質問に以下順次お答え申し上げますが、場合によっては所管からの答弁もございますので、あらかじめご了承を賜りたいというふうに思います。

感動的な話の紹介を含めての広範なご質問であります。私も目頭がうるうとなりましたけれども、以下順次お答えを申し上げます。行財政基盤の安定、充実が急務という立場に立ってのご質問であります。私もお指摘のとおりだというふうに思います。戦後似たような状況がありました。戦後復興期の経済政策にご存じのドッジ・ラインが行われました。このドッジ・ラインによりまして、地方財政を縮小しようという国家政策が進みました。一方では地方自治の重要性が叫ばれて、地方の仕事を拡大をいたしました。しかし、税制は、都市偏重型の税制はそのまま維持されました。私は、最近の状況はこのときの状況に近いのではないかという印象を持っております。したがって、国に対しては都市に偏らない税制改正、税源の移譲、そしてまたその税源が地方には不十分な場合における交付税の役割というものをしっかり認識をしてもらいたい。そのことが地方自治の本旨に報いることだというふうに強く要請をしたいというふうに思うところであります。三位一体改革に伴う地方交付税の見直し、経済財政諮問会議における歳入歳出一体改革、そして地方交付税削減議論、財政力の弱い自治体にとっては平成19年度に想定をされます地方交付税の大幅な見直しが今後の自治体運営にとって大きなポイントになるというふうに考えております。昨年からスタートいたしました市民の皆さんとともに策定をした滝川市活力再生プランでは、こうした地方交付税削減予定も織り込んで財政収支見通しを作成をして、その上で必要な行財政改革のプランを策定したところであります。しかし、ただいま申し上げましたように、平成19年度の地方交付税がどういう形になるのかというのは、実は戦々恐々であります。この動向を見据えながら、場合によっては滝川市活力再生プランの見直しも行わなくてはいけない状況があるかもしれません。いずれにいたしましても、ご質問にありましたように財政基盤がしっかりして行政運営が安定するわけですので、そういうことに配慮しつつ、しかし財政偏重ということになりますと縮小均衡に陥る危険性も同時にあるわけでありまして、そういうバランスを考慮しながら行財政運営に励みたいというふうに思っております。

内なる改革についてのご質問でございますが、滝川市活力再生プランでは、まず改革の最優先事項として内なる改革をやりますと、次いで市民の皆さん方に影響を与える外なる改革を行うというプランでございました。この内なる改革は、組織機構強化、人件費の抑制、こういった組織機構改革、あるいは第3セクターや土地開発公社の健全化、赤字を出している、血を流している、この血どめ政策、あるいは市税収納率の向上、市有財産の処分、あるいは公有の広告媒体による有料広告の掲載、そういったことを通じた自主財源の確保、そしてまた徹底した節減ということなどを柱に進めているものであります。まずは、見直すべきは直ちに見直しをすると、市民の皆さんと議論をして、改革すべき部分は直ちに見直しをする、一層スピード感を持って改革が進むように努力をしたいというふうに思っております。あわせて、私ども公務員、地方公務員は、昔は公僕と言われたものであります。今はどうもそういう言葉は使われないようでありますけれども、全体の奉仕者であるというのは法律に明記されていることであります。そして、私どもはそういう全体の奉仕者という職業をみずから選んだ立場であります。そういう認識を十分持って、それを確認しつつ、市民に奉仕をする立場から、みずからを一層戒める。そのためには、戒めつつ内なる改革を率先する。そして、心を込めて業務を進めていく。そういうことによって改革は外なる改革を含めてよい循環を生んでいくのではないかと、お互いにそういう気持ちを持って行政推進に当たりたいというふうに思います。

次に、350人体制ということでございますが、職員350人体制につきましては増加する事務量に対しましていかに効率的に機能し、コストに見合ったサービス水準の業務、執行方法など、組織機構の方向性、考え方を検討するために、タッグ計画の推進本部において部会を設置し、検討を進めているところであります。この検討結果をもとに、平成18年度におきましても課の統廃合、課内室の新設、職員の能力開発、スタッフ制の充実を図るなど、少数精鋭で行政ニーズへの迅速かつ柔軟な対応を可能とする組織づくりを目指して、今後とも一層取り組んでまいりたいというふうに思います。

事業仕分けということについてでございます。かねて議会でご質問いただいたわけでありまして、こういう発想は極めて重要だというふうに思っております。活力再生プランの中にありましても、コスト面はもちろんのこと、住民サービスを考えたときに、その事業が本当に必要か、必要であるとすれば直営がいいのか民間がいいのかと、そういった視点を持ちながら、行政サービスの優先性などを整備しつつ、民間でできるものは民間にお願いするといった一つの物差しを定めたところでございます。こういったことから、今議会において新たに35の施設について指定管理者による施設の運営管理に関する条例案を上程をさせていただいたところであります。また、事務事業評価につきましては、今年度半ばぐらいまでにさらに検討を加えて、調査研究を進めていきたいというふうに思いますが、この結果は19年度事業に生かせるように作業を進めていきたいというふうに思っております。また、外部の人を交えるべきと。活力再生プランの中では、市民の皆さん方あるいは市民委員会のご意見をお伺いをいたしました。そういうことにプラスして事務事業の評価をしていくときに、新たに外部の人材を交えるかどうかというのは検討課題にしたいというふうに思います。これまでも外部の人、市民ということ以外に専門家の皆さんに来ていただいて研修を

やるということはやっているわけでありまして、さらにそれを強化する必要があるかどうかというのは検討させていただきたいというふうに思いますし、事務事業評価の結果は公開することにしたいというふうに思います。

地域力についてのご質問でございますが、昨年11月のまちづくり市民会議において防犯協力会を組織をいたしまして、地域防犯パトロール、あるいは通学児童を守るための交通安全立哨を行っている滝の川地区での取り組み、さらに除雪やお墓の掃除、話し相手、地域の高齢者や病弱者、体の弱い方々、そういう方々などの日常生活を一部有償でサポートするライフサポート運営委員会、そういった活動報告が行われたところでもあります。こういった方々の協力があるからこそ、今日の地域社会が成り立っているのだということを、改めてご質問の地域力の大きさということを痛感したところでもあります。新年度においては、地域の安心、安全のための自主防災組織の育成、子供や高齢者を犯罪から守るための犯罪防止活動の推進、安心して子育てができる環境をつくるためのすきやき隊等の活動、あるいは公園の地域管理、老人クラブや企業などによる植樹の緑化、小型除雪機貸与事業など、地域の協力を得ながら市民生活と密接にかかわる活動を中心に地域力の向上ということを目指していきたいというふうに思っております。そしてまた、昨日地域力の紹介コーナーはどうかというご提案もありましたし、広報を活用しつつ、さまざまな地域活動の紹介、啓発活動ということにも力を入れる必要があるというふうにも思います。場合によっては、将来これらに関する研究会の設置というものも考えられるのではないかなというふうにも今のところ思っております。そうすることが滝川市において地域力向上に先進的に取り組む、そういうことにもつながるというふうに思います。

地域経済活性化について、企業誘致、行刑施設の誘致、極めて厳しいご質問をいただきました。私も、努力したけれども、だめだったという言いわけはしたくありません。しかし、なかなか難しい課題であるということも事実であります。昨年、平成17年度におきましては、企業訪問、道外53件、道内21件を行いました。やみくもに行ったわけではありませんが、企業アンケート調査あるいは同窓生のアンケート調査をもとに、関心を持っていたい、あるいは滝川にぜひこういう企業が来てほしいと、それが滝川全体の経済の浮揚につながると考えられる、そういうところに戦略的に誘致活動を行ったところでもあります。例えば地域資源、地域特性などから絞り込みますと、食品製造業と食品関連産業、あるいは菜の花プロジェクトに代表されるような環境リサイクル産業、コールセンターやソフト開発を初めとするIT関連産業、そういうところを重点業種として今後とも引き続き誘致に取り組んでまいりたいというふうに思います。行政だけの力では足りませんので、市内の経済団体、あるいは市内の企業と連携をする。さらに、東京滝川会などの人的ネットワークも引き続き活用させていただきながら努力をしていきたいというふうに思います。行刑施設の誘致でございますが、去る1月の27日に、法務省としてはこれで一件落着という今のところの考え方ではありますが、行刑施設の収容者の予測、これは法務省の行刑改革会議の部会で出されている資料によりますと、やはり収容者の予測はふえていって、過剰人員が生じるという予測がなされておりますから、私としては新しく手を挙げるという意味で1月27日に法務省に誘致に関する要望を行ってきたところでもあります。今後とも情報収集に力を入れながら、期成会、それ

から市議会とも力を合わせて誘致活動を展開していきたいというふうに思います。

移住促進策の受け入れ態勢ということでございますが、平成17年度に、これは三上議員からも昨年ご質問のあったことでございますけれども、移住、定住促進のためのウェルカムプロジェクトを立ち上げて、ワンストップ窓口の設置、ガイドブックの発行、公式ホームページによる情報発信を行ってきたところであります。現在ホームページのアクセス数、10月末から3月初めまでの状況でありますけれども、1,820件のアクセスがあります。そしてまた、電子メールなどで具体的に移住に対しての相談が15件ございました。3月末には関西方面でありますとか、4月下旬には関東方面から、実際に移住を希望される家族が下見に来られるという情報もあります。既に来られた方もいらっしゃいます。そして、滝川に住みたいということで決めていったと。家買うお金まで持ってきたと、そういう方も実はいらっしゃいます。やはりPRが必要だなというふうに思います。平成18年度には、北海道移住促進協議会という組織がございますので、ここにも参加をしながら、首都圏での移住相談会に参加をする、そういう形でもまた積極的なPRを図っていききたいというふうに思いますし、ことしの9月には短期間の体験ツアーを東京から計画をして、現在関係の機関と調整中であります。旅費をうちが持つてというわけではありませんで、相手が持っていたかなかったらなりませんから、相手がある話でありますけれども、そういう企画も立てて、お越しをいただいて、滝川を見ていただくと、そういう事業も進めていきたいというふうに思います。そしてまた、昨年の三上議員のご質問には、後発であるけれども、先進地域になりたいというご答弁を申し上げました。北海道が先ほどご質問のありましたように主催となりまして、3カ所で移住促進フォーラムがまず第1回目、滝川で開かれました。ほかは、帯広と函館であります。道央、道北地域で滝川だけが選ばれたと。したがって、稚内からもお越しいただいて、このフォーラムが開かれたわけでありますけれども、後発であったけれども、それなりに一生懸命やっているという現在の評価がされたのではないかなと、こういう評価が引き続き継続できるように私どもも努力をしたいというふうに思いますし、ある意味では滝川は滝川の特徴を出さなくてはいけない。こういうまちであるから、こういう夢を実現してほしいという売り方、PRの仕方も必要ではないかと。私は、そういう意味ではスカイスポーツ、そらぷちキッズキャンプ、あるいは國學院短期大学の存在、こういうものは極めて大きな、滝川でそれぞれ皆さん方が目指すものの夢を実現できるまちであるということもまた同時にご理解をいただきながら、積極的に推進する施策の一つであります。

合併についてでございますけれども、北海道が示したクラスター分析による枠組みというのは、統計的に分析をした結果、こうであるというデータを提供していただいたわけであります。したがって、その可能性の一つを提供してくださったものだというふうに思いますけれども、合併はやはりさまざまな要因で検討しなくてはいけないと。それがないとまた進まないということでありますから、それも一つの参考にしながら、今後合併新法の中で対応すべき課題であるというふうに考えております。

子育て、子育て応援の充実についてでございますが、ご質問のございましたように私も子育て、子育て応援の充実について経済的支援、子育てシステム、仕事と子育ての両立という三つの大きな課題があって、この達成が必要だというのは全くご高見と同感であります。しかし、特に経済的支援

について、私は国の果たすべき役割が極めて大きいというふうに思っております。国は、財政難ではあるというふうに思いますが、この点では新たな政策を打っている。私は、国はもっと大胆にこういう面での政策を打ってほしいというふうに思っているところであります。こういう政策そのものと負担ということについては、やはりある程度分けて考えなくてはいけないのではないかとこのように思います。滝川ほど保育所が充実したというまちは、少ないというふうに思います。そういう意味では、子育てシステムは結構充実しているまちなのではないかと。しかも、私立の保育所というのがほかの自治体では結構あるのです。滝川の場合は、ほとんどすべてが公立保育所ということであって、こういうところもまたそう多くはないのではないかとこのようにも思います。こういう特色、特性を持っているということから、私は今後この運営が行政が直営することによって高コストになるという実態もあるわけでありますから、公設であるけれども、民営によってコストを下げていくと、そういうことと絡め合わせながら、経済的支援のあり方ということにも国政と一緒に進めていく必要があるのではないかと。私は、保育料を国の考え方に合わせるまで引き上げさせてくださいというお願いをしております。今までは税金をつぎ込んで、それを低いレベルに抑えていたわけであります。しかも、国の考え方に引き上げるためには、一気に痛みを分かち合ってくださいということにもならないので、激変緩和で期限的な措置も提案をさせていただいたわけであります。私は、どんどん施設運営のコストが下がっていくと、そうするならば収支が償って、もうかるようになると、そんなつもりは全然ありません。子育て、子育ち、三つの視点をバランスよく進めていく、そのためには国政、道政、市政通じたバランスのよい事業投下が必要だと思えます。

健康寿命80歳について、地域力の掘り起こしをということであります。健康寿命というのは何かというと、平均寿命から障害の期間を引いた、それが健康寿命なようであります。現在滝川市では、障害期間というのは介護認定を受けている期間です。介護認定を受けている期間は、男は2.4年です。女性は5.1年あるのです。こういうのを差引くと、男性の現在の健康寿命は滝川市においては75.3歳、女性においては79.0歳なのです。これを男も女も平均して健康寿命80歳にしようとする。女性は結構高まらなかったらならないし、男性も5歳以上高まらなかったらならないのです。これはなかなか厳しい道でありますけれども、それはやっぱり人生の幸せだということふうに思います。したがって、ご質問のございましたように現在地域での健康づくりのお手伝いをさせていただいておりますボランティアの方々、例えばヘルスコンダクターの会、そして食生活改善推進員などがいらっしゃるわけであります。健康づくりのイベント等にもご協力をいただいております。今後は、地域の中で健康情報の提供の役割を担っていただけるような体制づくりについて、こういうご活躍をいただいている皆さん方とともに一生懸命やっていきたいというふうに思っています。今年度、超高齢社会におけるこれからの地域の在宅福祉のあり方を検討する滝川版の高齢者在宅福祉のあり方研究会を発足させたいということを市政執行方針で申し上げたところでございます。こういう中においても、高齢者のボランティア活動をどう進めていったらいいのかと、健康高齢者の比率を高めるための具体的対策はどうしたらいいのかということをしつかりと検討してまいりたいというふうに思っています。

中心市街地活性化と街なか居住についてのご質問でございます。私は、郊外店の動向に左右されることなく、現状において既存中小小売商業にも打つべき手は打っていく必要があるのではないかと。したがって、既存中小小売商業の強みを生かす道を歩んでいくと、そして行政としてその支援をさせていただくということを基本として市政執行方針に書き、予算提案にそういう事業を計上させていただいているところであります。十人十色と今の時代は言われますけれども、むしろ最近、これからの動向は一人十色になると。そういったときに、大型スーパーが画一的に大量に商品を扱っていく時代というのは、私はずっと続くものではないというふうに思います。したがって、既存中小小売商業がここで打って出ていかななくてはならない。中心部がしっかりしたまちになると。そして、滝川というのは進出してきても私たちのビジネスチャンスはないかと、そういうふうに新たに進出してくる企業には思わせなくてはいけないと。そういうことも必要なのではないかと。郊外型大型店と既存中小小売商業というのは、ある意味では戦争です。その戦争を采配していくのは、やっぱり消費者の存在だというふうに思います。最初から白旗を上げて、戦わないということでは消費者の信頼はかち得ないのではないかと、そういう意味で消費者の皆さん方にも働きかけながら、できることはやり抜くという必要性を感じての予算提案であると。別にポスフールの動きがどうのこうのということで提案をさせていただいているわけではないということをご理解を賜りたいというふうに思います。

緑寿園の機能についてのご質問でございます。ご質問にありましたように規模の利益が今は特養とかについてあります。これをばらしたら、効率は悪くなる。それは、ご質問のとおりだというふうに思います。しかし、一方では、それでは今のままで時代の変化に対応していけるのかどうかと。いったら、対応していけないと。例えば個室であると、ユニットケアが求められると、地域においてもっと身近なところで老後を過ごしたい、こういう新しい価値観にそれでは満足できるのかという、満足できないと。これをどうしていくのかという課題も同時にあるわけでありまして。私は、特別養護老人ホームのサテライト型ということにつきましても24時間体制でありますから、施設機能自体を地域に展開を、一部移動して地域で展開をする、そして在宅生活が困難となっている方でも住みなれた地域で生活が継続できるということについて、すべてではないまでも、一部であってもそういう体制づくりをすることがある意味では生き延びていく方策でもあるというふうに思っております。そのためには、地域におけるボランティアの皆さん方の活躍、小規模多機能型のサービス、居宅サービス事業の実施、こういうことも一つのアイデアとして考えながら、運営効率を下げない努力ということが必要だろうというふうに思います。

担い手の育成についてのご質問でございます。新規就農者及び農業後継者の育成確保を目的に農政課内に新規就農支援窓口を設置し、対応しているところでございます。営農実習期間助成金、営農経営自立助成金などの補助金を新年度予算で計上させていただいております。また、北海道担い手育成センターの助成制度も活用しながら、資金面での支援も配慮した新年度施策であります。研修支援策につきましても、花・野菜技術センターを活用しながら、関係機関で構成をしております。新規就農支援チームの方々と協議しながら、体制の充実を図ってまいりたいというふうに思います。そして、17年度における努力と相まって、新規就農、法人化については少しずつ成果があらわれ

つつあります。新規就農者につきましても、この4月に花・野菜技術センターの研修者として、たった1名でありますけれども、入所予定と。滝川に的を絞って研修をするということでもありますから、今後一層成果があらわれるように努力をしたいというふうに思います。

それから、循環型社会の形成に関してのご質問でございます。廃食油による燃料化の取り組みにつきましても、資源リサイクル、地域温暖化防止の観点から平成18年度に学校給食の調理の際に発生する廃食油の一部を公用車1台に試験的に使用するという予算を計上しているわけであります。小中学校で学校給食の調理の際に生じる廃食油というのは、1年間に1万5,000リッターあります。今年度試験的に使用するのは、たった1,200リッターであります。約8パーセントと。したがって、今後試験的にやるわけでもありますけれども、小中学校で使う1万5,000リッターをお金をかけて処理をするということのやり方について、実験成果を踏まえて、さらに検討していきたいというふうに思っております。また、飲食店、スーパーなどからも廃食油が出てくるわけでありまして、こういうものについてどうしていくのかと、さらには家庭でも出てくるわけでありまして、これについてもどうしていくのかということについて少し調査を行いながら物事を組み立てていきたいというふうに思います。そういう意味では、テーマコミュニティの形成ということの大きな一つのテーマであるというふうにも考えているところであります。

北海道植樹祭の全市的取り組みに関するご質問でございます。北海道植樹祭は、北海道が道民との協働の森づくりを進める中心的な行事として北海道が事業を主催をして、毎年開催しているものであります。私は、緑を育てるというこれまでの滝川市における取り組みが評価されての滝川市における開催だというふうに考えまして、市民の皆さん方にご協力をいただきながら進めてきた事業が適切に評価をされているというふうに考えて、同慶にたえないところであります。市内におきましては、既に市民、企業、団体、行政の協働によりましてさまざまな動きが着実な成果を上げてきているというふうに思います。したがって、ご質問のありましたようにこういう機会に滝川市が緑を大切にするまち、環境を大切にするまちであるということを十分PRしたいというふうに思いますし、市民の皆さん方にもそういう北海道植樹祭の場面にも出ていただいて、そして木の1本を植えていただく、自然を大切にするという気持ちを新たにさせていただくと、そういう意味で大変いい機会だというふうに思っております。道内や空知管内からの参加要請も一生懸命しておりますけれども、市内におきましても関係団体、ボランティアの参加を募って、児童生徒、青少年にも働きかけながら、家族連れで参加をしてもらおうと、あるいは職域で参加していただくと、そういうことも含めながら、多くの皆さん方が参画をしていただく、そしてご質問のような価値観を達成していくいい機会にしたいものだというふうに考えております。一方、そういう価値観だけではなかなか人に来ていただけませんから、関連イベントといたしまして、6月4日のことありますから、丸加高原周辺は菜の花満開であります。カメラマンも相当たくさん、道外からも来ていますから、大勢お集まりになるというふうに思いますし、ジンギスカンも時の食でありますから、ジンギスカンフェアなんかもやりまして、滝川の魅力を売り込むということも含めてやりたいというふうに思っております。

以上を申し上げまして、三上議員のご質問に対する答弁といたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、三上議員からご質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、学校施設の耐震診断についてでございます。この問題につきましては、全国的な課題となっております、全国の自治体で対応に苦慮していると、こういう実態が新聞等で報道されておりますが、そういう実態でございます。当市の学校施設でございますけれども、これも既にご案内のように昭和57年に不燃化が、これは当時は空知では早く達成されました。しかし、現在に至りまして、新しく新耐震設計基準と、こういったものが出てまいりましたので、私どもの学校の施設はこの前の施設と、そういうことでございます。老朽している学校の施設が多いことでございますので、改築、改修あるいは耐震診断、これは緊急の課題と、このように考えております。また、学校施設でございますけれども、児童生徒が一日の大半を学校で過しておりますし、あるいは学校は災害時に地域住民の避難場所となると、そういったことを考えますと、今の問題については早期に取り組まなければいけない問題であると、このように認識しております。また、現在学校の適正配置計画の検討、これはきのうも申し上げましたけれども、18年度に計画を立てて、それをさらに皆さんのご意見をいただきながら19年度末には具体化していきたい、このように今進めておりますけれども、この中でも施設の改修、改築、こういったことを総合的に検討してまいりたいと、このように考えております。この計画を策定する中で、学校施設の耐震診断の実施について協議していかなければいけないと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

二つ目でございますけれども、安全、安心の学校づくりと、そういうことでございますが、ご案内のようにこれも児童生徒が巻き込まれる事件、事故、これが発生しておりますし、学校においてはこの防止のために家庭、地域、関係機関と連携しながら取り組んでいくと、このように今進めておりますけれども、これは大変重要な課題であると、このように考えております。現在滝川市におきましては、連合町内会の取り組みとして児童生徒の登下校の安全に努めていると、あるいは自主的に防犯パトロールを組織していると、こういったことが一部の、今お聞きしますと二つの連合町内会でやっているとお聞きしておりますけれども、今後この拡大に向けて努力をしていかなければいけないと、このように考えております。新年度におきまして、連合町内会に対してコミュニティ交通課から啓発用品を配布すると、このようになっております。教育委員会といたしましては、これらの取り組みと連動いたしまして、学校、地域、PTAあるいは警察と連携しながら、この取り組みを広げていきたい、こういった取り組みを新年度からしていきたいと、このように考えております。

三つ目でございますけれども、これも以前にも提案ありましたCAPの教育プログラムということでございます。CAPというと帽子でございますけれども、Cはチャイルド、子供のCと、Aにつきましてはアソルト、暴力の頭文字Aと、Pにつきましてはプリベンション、防止のPと、これを取りましてCAPというふうに進めているというふうに私は理解しておりますけれども、このプログラムですけれども、子供がさまざまな暴力から自分を守るため、具体的な場面を設定して、拒否する、逃げる、先ほどご提案ありました。こういったことをできるように、体験を通じて子供

の能力を引き出すプログラムと、このように私は受けとめております。そこで、市内の状況ということでございますけれども、16年度市内の小学校1校においてCAPの専門家を招聘いたしまして、研修、勉強会をPTAとして行っております。本年度、4月、これはある小学校ですが、CAPのプログラムを実際に勉強しようと、そしてよければ広めていこうと、こういう取り組みがございます。これの成果を見て、今後検討していきたいと、このように考えております。市内の学校でございまして、まずすべての小学校でございまして、本年度警察と協力いたしまして、教員を対象にした防犯研修、それと児童を対象とした防犯教室、これを7校の小学校ですべて実施いたしました。これと関連してCAPの内容も取り入れていると、こういう実態でございます。その中身といたしましては、防犯ベルの有効な活用の仕方、それから避難誘導の仕方などいろいろ取り組んでおりまして、市内7校では本年度実施してよかったと、そういう声をいただいております。今後ともいつ事件、事故が起きるかわかりませんから、こういったことが起きないように警察との連携を強めていきたいと考えておりますし、またCAPのよいところは大いに取り入れていこうと、こんなことも今後進めていきたいと、このように考えております。

次に、いじめということでございますけれども、教育委員会では大きなといいますか、こういったいじめの報告はございませんけれども、小さな目に見えないいじめがもしかすると起きているかもしれない、あるいはいじめが起きたら大変だと、そういう認識は教育委員会も学校も持っております。前もこれは申し上げましたけれども、いじめは絶対に許さないと、こういった毅然とした態度で学校においても対応していただいております。そのために、子供を十分観察していただきまして、小さな変化、あるいは顔色が悪いとか、何か友人関係で悩んでいるのではないかと、こういったことをいち早く察知して対応していくということを今やっておりますし、1人の教員ではなかなか十分いけないということでございますので、きのうも申し上げましたように教員が一丸となって点検とか確認とか、そういったことを進めまして、危機意識を持っていじめにも対応していきたいと、このように考えているところでございます。また、いじめとか問題行動については、学校だけではできませんので、不十分でございますので、お父さん、お母さんの声とか、あるいは地域の声とか、できるだけ広く情報を集めながら進めていきたいと思います、そんなことで取り組んでいると、そういう状況でございます。

最後でございますけれども、地域子ども教室推進事業ということでございますが、これにつきましては先ほど三上議員もご指摘のとおり文部科学省が地域教育再生プラン、その一事業として提示されたということ、私もこのように認識しております。その背景でございますけれども、帰属意識がないとか、なかなか地域間交流もできないとか、問題行動や犯罪も非常に多いとか、あるいは遊びの不足もあるとか、世代間交流が不足しているとか、こういったマイナス的な要素をいろいろ分析した結果、文部科学省としてはやはり体験学習を重要視していきたいと。この体験の中身といたしましては、スポーツ体験とか文化体験とか社会体験です。こういったものを通して、今申し上げましたようなマイナス要因を解消していこうと、そういうことで文部科学省が提示されたと、このように考えております。この内容につきましては、平成16年度から18年度までの3カ年の緊急提案事業と、このようにしてなされておりますので、滝川市教育委員会としてもこれを真正面に受

けまして、これを活用して取り組んでいると、そういうことでございます。具体的に申し上げますと、平成17年度から関係者に集まっていただきまして実行委員会を組織いたしました。実行委員会を組織いたしまして、地域子ども教室推進事業、これを立ち上げまして、今うちで滝川遊学会ということでやっておりますよね、これと結びつけて今進めていると、こういう実態でございます。滝川には中央児童センター等々がありますので、これらを拠点といたしまして、多くの支援団体、ボランティアの協力をいただきながら進めていると、レクリエーションとか、バドミントンとか卓球とかスポーツ活動とか、茶道とか、いろんな面で今取り組んでいる最中でございますし、20から30程度の種目を持ちまして今実施しているところでございます。先ほど三上議員からボランティアの活用というようなことでおっしゃっていましたが、これを教育委員会として実施する場合でも茶道の皆様方の協力をいただいておりますし、ドライフラワーの皆様方の協力、それからバドミントン、卓球等のスポーツ団体の協力、レクリエーション協会の協力、あるいは農業体験もしておりますので、農業者の方々の協力もいただいておりますし、あるいは毎回國學院の学生さんの協力をいただきながら一体となって取り組んでいると、これが実態でございます。新年度も今申し上げましたようないろんな方のご協力をいただきながら、この事業を充実させていきたいと、このように考えております。それから、先ほど東京都の例を申されておりましたけれども、大変参考になる例だと思っておりますし、ボランティアの方々と一体となって取り組んでいきたいと、このように思っております。あるいは、先ほど指摘がありましたように子供の居場所づくりと、これにも配意していきなさいということでございますので、私も同感でございますので、この点についても十分意を踏まえていきたいと思っています。

最後でございますけれども、先ほど小学生の本の紹介がございました。子供の琴線に触れる、あるいは子供の心を十分とらえて対応していきなさいと、こういう励ましの激励の言葉だと思っておりますけれども、教育に携わる者、先ほどのようなことには心を十分踏まえて一生懸命対応していかなければいけないと改めて今思ったところでございます。

以上を申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。

三上議員、再質問ございますか。

○三上議員 終わります。

○議長 長 以上をもって三上議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する代表質問を終了いたします。

◎日程第3 平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する質問

○議長 長 日程第3、これより平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する質問を行います。

質問の時間は再質問を含めて15分以内の持ち時間となっておりますので、質問、答弁ともに要

点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。傍聴の皆様、雪の中大変ご苦労さまでございます。最後は、市民の声連合の渡辺精郎が市民を代表いたしまして質問させていただきます。ただいま議長からありましたとおり１５分という短い時間で多くの質問をさせていただきますので、明快なご答弁を期待いたします。

◎１、市長の基本姿勢

- １、「滝川市後期基本計画」
- ２、「三位一体改革」と滝川市の財政について
- ３、「地域力」をどのように評価するか

まず、市長の基本姿勢の最初は、滝川市後期基本計画からであります。一読して、なかなかまとまった計画で、企画課の力が発揮されていると思われます。しかし、財政基盤がしっかりしなければ絵にかいたもちになります。この計画で市民にアピールしたい基本的な姿勢を明確にしていきたいのであります。２点目は、ただいま活力再生プラン、通称タッグプランを実践中ですが、この計画との関係を市民にわかりやすく説明していただきたいのであります。３点目は、再び北海道が市町村合併の動きを見せております。このとき滝川市の自立再生プランが合併モードに切りかえられ、ほごになることはないと思いますが、市長の座標軸を問いたいのであります。

次は、国の三位一体改革による滝川市の財政についてお伺いいたします。１点目は、さまざまな補助金や地方交付税交付金の削減の見返りは税源移譲の約束であるはずであります。そこで、この両者はつり合っているのでしょうか、実態を市民にわかりやすく簡単に説明をしていただきたいと思います。２点目ですが、滝川市の行財政改革をクッションにして三位一体改革の影響を市民に転嫁させない努力はどのようにされているのでしょうか、見解を求めるものであります。

市長の基本姿勢の最後であります。地域力に期待を込めているわけですが、どのように評価するのかお伺いしたいのであります。それでは、１点目であります。市民の力を滝川市政に生かしたいという施策に賛成したいのでありますが、しかし大幅な市民負担がアップされ、市民不満の高まりの中でさらに地域力とか市民の力に頼る市政のかじ取りはどこか筋違いの感を市民に与えていると思われます。明確な答えをお願いいたします。関連して、２点目は、ボランティアやコミュニティ活動の充実ということは市役所業務の代替を目指しているのでしょうか、明確にしていきたいのであります。

◎２、重点施策

- １、「子育て・子育て支援の充実」が、重点施策と具現化との矛盾について
- ２、「健康寿命８０歳のまちづくりの推進」
- ３、「中心市街地活性化と街なか居住の推進」
- ４、「担い手の育成など元気な農業の振興」

次は、重点施策の中から幾つかお尋ねいたします。まず、子育て、子育て応援の充実であります。重点施策と具現化とのギャップについてであります。重点施策の第1に子育て、子育て応援は評価できます。しかし、裏腹に具現化施策になりますと、保育児や幼稚園児の子育て世帯への負担増では矛盾ではございませんか。これでは重点施策からおろすべきではないでしょうか。また、子どもセンター、児童センター等の建築が重点とは施策違いではございませんか、これもご見解を求めるものでございます。

次は、健康寿命80歳のまちづくり推進についてであります。重点施策第2の健康寿命80歳を目途にされることは評価したいと思います。しかし、これもお題目のそりを逃れないのではないのでしょうか。お年寄りを大切にしたい、しかし財政が苦しい、だから国の方針に従うという基本方針では健康寿命80歳を目途は達成できないのではないのでしょうか。2点目です。敬老会が事実上姿を消したと言っていいと思います。75歳のときだけ祝っていただいて、健康寿命80歳の祝福では筋違いではないのでしょうか。長生きを祝福する施策を充実するため、一部有料でも敬老会を拡大することはいかがでしょうか。3点目であります。介護保険が始まって5年が経過いたしました。介護老人が増加すると相まって介護企業の出現で、私たちの保険料もだんだんとアップしてまいりました。しかし、制度はというと、要介護1は要支援にダウンするなど、市民には厳しい利用現実であります。こうした国の方針に柔順な市政では市民負担が増大して、この目標の推進は矛盾するのではないのでしょうか、ご見解を求めます。

次は、中心市街地活性化と街なか居住の推進についてであります。1点目は、中心市街地活性化基本計画を見直すというわけではありますが、具体的な観点を明確にしていきたいのであります。2点目です。ポスフルの進出情勢につきましては、先ほど三上議員へのご答弁もありましたし、昨日からの答弁でわかりましたが、大規模小売店舗法の改正で規制緩和の見通しという国の基本方針転換でどのように動くのか、今後の課題だと思うわけではありますが、この動きと中心市街地活性化や街なか居住推進の施策との整合性をもう一度端的に明らかにしていきたいのであります。

次は、担い手の育成などの元気な農業の振興についてでございましたが、先ほどもありましたけれども、昨日の山木議員への答弁が大変適切であったと思いますので、ここで割愛をさせていただきます。

◎3、安全なまちづくり

1、災害対策の充実

次に、安全なまちづくり、災害対策の充実について、自然災害の被害を最小限にするための日常の防災訓練や自主防災組織の大切さは理解できるのであります。ところが、武力攻撃事態云々と全く次元の異なる組織や訓練が私たちの生活の中に入り込んでくることに違和感を禁じ得ないのであります。ミニ国家総動員法のような日本国憲法に基づかない次元の導入に対して、地方自治体も疑問の一つぐらいは感じなければならないと考えますが、見解を求めるものでございます。

◎4、農村・都市の個性ある環境づくり

1、「首都圏などの団塊の世代」の招聘

次は、農村、都市の個性ある環境づくり、首都圏などの団塊の世代の招聘についてであります。

1点目は、優良田園住宅構想とともに首都圏などの団塊の世代も大いに招聘することに力点を置くことになるわけですが、決意のほどをしっかりと聞かせください。ところで、2点目ですが、競争相手は北海道の全市町村であります。西滝川の優良田園住宅構想にこだわって役所仕事で対応したのでは失敗の原因になります。田舎、空気、静かさ、風景などの条件で言えば、江戸乙のリンゴ園付近が好まれると考えますが、見解はいかがでしょうか。

◎5、市内交通の確保

1、「除雪」、「排雪」に関しての市民の関心について

次は、市内交通の確保、除雪、排雪に関しての市民の関心についての1点目であります。市民の声連合がかねてより提唱しておりました市民会議の発足については、評価いたします。これは、市民の生の声を聞くことでどのような組織を予定しておられるのかお答えください。行政意識は抜本的に何か変えなければいけない。そして、市民ニーズにこたえるべきだと思うわけですが、それで今話題の豪雪に伴う除排雪の特別交付金の方は国からどのようになっておられるものなのか、その見解もお聞かせいただきたいと思うのであります。

◎6、教育行政

1、「人の輝く教育」のために

2、教育に強制はそぐわない

最後に、教育行政についてであります。まず、人の輝く教育についてであります。1点目、子供の輝く教育という崇高な目標を持つことは大切であります。しかし、一歩教育の現場に戻れば教育財政不足に満ち満ちておるのであります。学校教育の予算ぐらい聖域にする意気込みが欲しいのでありますが、見解を求めるものでございます。2点目、生命は地球より重いのであります。とうとう命を大切に守り育てる教育を充実し、学校での命に関する事故の反省をしっかりとすべきではないでしょうか。学校でのゆとり教育を重視し、子供と先生が心の通う教育のため、時間的ゆとりとそうした教育活動の保障が大切だと考えますが、見解を求めます。3点目でございます。信頼される学校とあります。私は、信頼される教育委員会も提言したいのであります。そうであつてこそ人の輝く教育ができるのではないのでしょうか。国歌斉唱時に起立しなければ服務違反の烙印を押すなど幅のない教育行政では、人の輝く教育とは対立の教育となつてまいります。学校運営協議会制度も将来の学校教育現場の火種になりはしないのでしょうか、見解を求めるものであります。

最後は、教育には強制はそぐわないということであります。卒入学式の国旗、国歌もそうですが、学校での禁煙強制から1カ年がたちます。教職員もあきらめかけてきたとのことですが、人の輝く教育は対立からは生まれないと思います。見解を求め、私の質問を終わります。

○議 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。前任者等の答弁が既に、かなり重なった通告であります。答弁者は簡潔に要点をもって答弁してください。市長。

○市長 渡辺議員のご質問に以下順次、議長のご指示もございますので、簡潔にご答弁を申し上げます。

後期基本計画についてでございます。基本的な姿勢、健康、環境、少子化、産業活性化、安全対策、こういうことを重点に後期基本計画を策定をいたしました。あわせて、まちづくりと健全経営、地域力によるまちづくりと、そういうことにも配慮いたしました。また、成果指標の設定ということも特徴的な計画であります。タッグ計画との関係についてであります。後期基本計画は、総合計画であります。一方活力再生プランは、総合計画の一端も担う部門別の計画の一つであります。性格が違う計画であるということをご理解をいただきたいと思います。市町村合併によって自立プランがほごにならないかと。ほごになることはございません。当面自立のための計画、しかも当面自立できる計画でなければ合併の相手方にもされないのではないかと、そういうことで自立する自治体であればあるほど大きな枠組みで新しい地域をつくる可能性が出てくるというふうなことでありますので、ほごになることは全くありません。

地方交付税の削減と税源移譲の関係でございます。三位一体改革の大きな柱の一つというのは、国庫補助金、負担金の4兆円削減、全国的な話です。4兆円削減と3兆円の税源移譲です。滝川市ではどうなっているかといいますと、平成16年度から18年度までの3カ年間で4億9,900万円の国庫補助金が削減されました。約5億円削減されたわけでありまして。そのかわりに何ぼお金が来たかという、3億1,900万円の所得譲与税が譲与される見込みであります。つまり差し引きすると滝川の場合は1億8,000万円、国庫補助金の削減と税源移譲でマイナスになったということであります。その中には、保育所運営費だとか児童扶養手当の給付費だとかを含むわけがあります。二つ目の中身は、地方交付税の抑制5兆円やりまして、全国的に5兆円やりましてということです。滝川市ではどうなったか、平成16年度から18年度までの3カ年で13億8,100万円地方交付税が削減される見込みであります。したがって、三位一体改革は地方に厳しい改革だというふうに言われますけれども、これを足しますと平成16年から18年までの3カ年で15億6,100万円マイナスが生じたと、こういう数値であります。

滝川市の財政と三位一体改革、こういう数字を市民に転嫁させない努力はしているのかというご質問でございます。お金が少なくなったから、転嫁させる、転嫁させないという議論が活力再生プランの中心的な議論ではありません。こういうふうにお金が少なくなっていく、したがって限られた予算の中でまずは内なる改革をやる、そして外なる改革を次にやって、バランスよく限られた財源の中で自治体をどういうふうに適切に運営していくのかということを考えてプランを立てたわけがあります。最も重要な観点というのは、減った分を内部努力によっていかに解決をしていくのかと、それをまずやります。それでできない部分を市民の皆さん方、ぜひともご協力をいただきたいと、そういう全体の問題として提案をしている内容であります。

地域力の活用というのは筋違いではないかと、そういう考え方は全く持っておりません。地方自治には二つの考え方が必要だと、二つの視点が必要だというふうに思っております。これまでも議員ご承知のように、地方自治は団体自治と住民自治、二つの自治で成り立つわけがあります。これまでは、お金がどんどん入ってきました。したがって、どちらかといえば団体自治が重視をさ

れた時代というのがかなり続いたのではないかと。しかし、地方自治の本旨でいうと、本来的な地方自治の要素というのは住民自治が本来の要素であります。したがって、住民自治が軽んじられたら地方自治の本旨を達成する、そういうことにはならない。これが地方自治の最も重要な一つの観点であるというふうに思います。二つ目は、市民の皆さん方は大きな市役所を高い税金によって支えていくということを継続的に望まれるのかどうか。一方、自己の自立を自分たちの手で解決することによって小さな市役所にして、小さくとも効率のよい市役所にしてコストを下げていくということを市民の皆さん方が望まれるのかどうか。こういう二つの観点で物を考えたときに、明らかに市民の皆さん方は小さくとも効率的な市役所を選ばれたわけであります。そのためには、やはり住民自治の道を選んでいく、その道を積極的に可能性を市民の皆さん方と探って、皆さん方の手で行えるものは汗で解決をしていくという道が必要なのではないかと。私は、全く筋違いの議論ではないというふうに思っております。

子育て、子育て支援の充実が重点施策の具体化と矛盾しているのではないかとということですが、私は矛盾はないというふうに思います。この施策を実施するということが負担に密接に結びつくものはあります。例えば保育所をつくった、その保育所に入らせていただく方には保育料をいただくわけにはいけない。これは、施策の実施と負担が密接に結びつく事例であります。一方、子育て、子育て支援は時代の要請であります。時代の要請であるから、やっていかなくてはなりません。この時代の要請だから、やっていかなくてはならないものを保育料を上げて財源確保すると、こういう考え方は全くありません。保育料については、一定の基準に戻させてほしいというのが基本であります。全く価値観が違う議論であるというふうに私は思います。また、こどもセンター、児童センターの建築が重点施策ではないのではないかと、私はそのとおりだと思います。この建物の建設というのが重点施策では全くありません。建物は単なる器であります。その器で何が行われるかという中身が大切です。全くコンピュータと同じです。コンピュータ、ソフトがなければただの箱であります。私は、この器が子供の中核のセンターとして立派な事業、役に立つ施策が行われる、その施策を行うために効率的にやるためにはどういう箱が必要かということを考えて、あの箱は建設された。ご指摘のように中身が大切だということは、議員と意見が一致する点であります。

健康寿命80歳につきましては、私は健康寿命80歳は国が言っているからやっているということではありません。国も言っている。しかし、私はその考え方に賛成だと。賛成だから、市民の皆さん方に提案をして、やりたいと。やる以上は、しっかりやらなくてはならないと、そういう観点であります。

敬老会についてであります。敬老の精神は大切であります。これは、意見の一致するところでもあります。しかし、敬老会、行政がお金を出して飲食をすることだけが敬老精神の発揚かという、私は違うのではないかと。時代に合ったさまざまな対応の中で、敬老の精神を大切にしていかなければいけないというふうに思います。

介護保険の保険料の改定に関してのご質問であります。ダウンではないのかと、矛盾ではないのかというご質問であります。私は、ダウンでもありませんし、矛盾もしないというふうに思います。より適切に運用されるようになるということでもあります。努力することによって介護の必要がなく

なる、あるいは介護度が低くなるというのはだれもが望むことではないでしょうか。だれもが寝たきりになるというのは望まないわけであります。しかし、介護が必要となったときには自分の意思で自分をコントロールできる、そのためにはケアをすることによって自立することができる、ケアを受けることによって自分の意思で生活をつくることができる、そのことによって生きる喜びを共有できる、そういう自立を支援するというのが介護の基本になると、私はそれに一步近づくための制度であって、ダウンとか矛盾とかということにつながるものではないというふうに思います。

中心市街地活性化基本計画の関係でございますが、当然国の施策との整合性は図らなくてはいけないというふうに思います。中心市街地活性化基本計画につきましては、平成17年度において商業者などとのワーキンググループや市民団体の皆さん方の意見交換を通じまして実効性の高い多様な中心市街地の機能の充実強化ということを視点に置いて検討を進めてまいりました。現在国では、ご承知のようにまちづくり3法の改正議論が行われております。本年の7月をめどに中心市街地活性化法については施行が予定されておりますけれども、改正法の動向を踏まえながら、燈プランの提案ということも参考にさせていただいて、都市機能再編、商業の活性化という両点で、いい計画づくり、実行のできる計画づくり、そういうものを目指していきたいというふうに思います。

ポスフールの出店と中心市街地活性化の関連と、ポスフールの出店については、きのうのご質問もありましたし、きのうからきょうにかけての変化はございません。それから、中心部がしっかりしたまちになること、そのことによって滝川というのは消費者と商店街が極めて密接な、これはポスフールがどうのこうのということを言っているわけではありません。今後とも大型店の出店圧力というものが出てくるのであれば、商店街と消費者とが密接に力を合わせていい商業をやっていると、商売をおやりになっていると、消費者の信頼を勝ち得ていると、そういうところであれば、これからもし郊外大型店の出店圧力があればやっぱり考えるのではないのでしょうか。そういうことを目指すべきではないのかなと。他人がこうやるから、それに対応して自分はこうやると。他人がやらないから、自分はやらないということでは、やはり時代に合わないのではないかなという感じがいたして、新年度予算の提案をさせていただいているわけであります。

災害対策の充実についてであります。私は、法律に定められたことは自治体としてやらなくてはいけないし、国民としてやらなくてはいけないと。役割はちゃんと果たさなくてはいけない、法律に定められたことは。これが法律に定められているけれども、考え方が違うから、法律を守らないということでは法治国家にならないというふうに思います。国民保護法は、議論の中に国会が定めた、日本国民が定めたことであります。したがって、国民保護法によりまして国や北海道や市町村が武力攻撃事態などが発生した場合の避難ですとか救援ですとか、武力攻撃に対応する役割を明確にしたわけであります。私は、こうならないような国家戦略は必要だと思います。こうならない国家戦略は必要だと思いますが、発生した場合には被害の極限措置をとると、そのための役割分担も明確になったわけであります。したがって、私はそういう事態が生じた場合に、地域住民の避難でありますとか誘導でありますとか、救護への協力でありますとか、応急的な対応でありますとか、滝川市がやらなくてはならないことはこの法律に基づいて枠組みづくりをちゃんとやると、そういうことが法治国家における自治体の責任だというふうに思っております。

優良田園住宅についてでございます。私は、首都圏などからの団塊世代の受け入れということも含めて、優良田園住宅は大変かぎとなる施策だというふうに思っております。いろんな地域から手を挙げていただきました。しかし、市民の皆さん方のご意見をいただきながら、滝川市は基本方針を固めたわけでありますけれども、地域的には池の前地区における提案をまず優先しようではないかということにいたしました。これは、先ほど役所仕事というご発言がありましたが、市役所の直轄事業でやるという考え方はありません。地域の皆さん方に一生懸命やっていただく、それが円滑に進むように市はサポートをさせていただいて、この池の前地区を重点にして優良田園住宅を進める考え方であります。ただ、これが軌道に乗る、それが軌道に乗ったときに皆さん方がおやりになりたいという地域が出てきた場合には、次なる対応も必要であるというふうに思っております。しかし、片一方では、当面農村や田園地区で新規就農したいという方もいらっしゃるわけでありますから、こういう方への対応というのはしっかりやらなくてははいけないと。一方、農家のあいている家屋、これは古くても立派な家屋でありますから、こういう家屋を有効活用して、お入りいただく、ご活用いただく。そこには農産物を植えられる宅地もあるわけでありますから、こういうものを有効活用するというのは当面の対策として重要な対応であるというふうに思っております。

除雪、排雪についての質問でございますけれども、どんな組織を予定しているのかということでございますが、既に発足をいたしております。町内会連合会連絡協議会の理事の中から8名、それから土木課を事務局として3名、合計11名の組織であります。既に3回の会議を行っております。今後も引き続き検討を行いまして、18年の中ごろまでには一定の方向性を取りまとめたいというふうに思っております。国からのお金がどれぐらい出ているのかということについては、後ほど所管からご説明を申し上げます。

以上を申し上げまして、渡辺議員のご質問への答弁といたします。

○議 長 末松部長。

○総務部長 除排雪に関して国からどのようなお金が出ているのかということの質問であります。特別交付税、今回発表されました。12月と3月分合わせて6億7,402万5,000円ということで発表されましたが、対前年で約5,100万円減少しております。特別交付税は、災害を中心に交付されるわけですが、除排雪だけではありません。防災対策、それから環境保全対策、都市対策だとかさまざまな要因があった年であります。国は、このうち除排雪費用は幾らですというような明確なことを示してはおりません。このうち除排雪が幾らかということは明確にされていないということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、渡辺議員にお答え申し上げます。

最初に、予算についてでございますけれども、ご案内のとおり国も地方自治体も財政状況については大変厳しいものがあると、そういうことでございます。しかし、教育予算につきましては、行き届いた教育を進める上で必要な予算は確保して進めなければいけないと、このように考えております。このため、予算の重点化、あるいは必要なものは分析と検討をして確保して、今後とも努力していきたいと、このように考えております。

二つ目でございますけれども、昨年市内の小学校において残念な事故がありました。命のとうとさ、これをしみじみと感じたものでございます。そのため、市内の学校一丸となりまして、生命の尊重について学習の機会を設けるなどして今取り組んでいるところでございます。残念ながら、その背景といたしまして、子供のサインを把握することができなかったと、こういったこともございますので、今後は子供たちの小さな変化にも気づくと、こういったことをその都度、その都度実施していきたいと、このように考えております。そのために、子供たちの登校時間とか休み時間とか清掃時間、あるいは給食、放課後、いろんな場面がありますけれども、このときに一人一人の子供に声をかけていくなどして十分観察を続けていきたいと、このように考えております。心の通う教育でございますけれども、これはさまざまな時間がありますけれども、学校教育全体の時間を考える中で、子供の理解、これを基本的な姿勢として、そして教育活動を丁寧に進めていくことが大事であると、このように考えております。

三つ目でございますけれども、信頼される学校と、このようなことでございますが、信頼される学校というのは端的に言いまして児童生徒を確実に育てる教育、これを進めまして公教育の責任と役割を果たしていくと、これに尽きると思います。中身といたしましては、知徳体の教育を具体的に進めまして、うちの子供は高まったなど、本当によかったなど、先生ありがとうございます、そういう気持ちを持てるような具体的な成果を上げていくことが私たち教育に携わる者の責任だと、このように考えております。そのために、いろんな情報を公開していかなければいけない。あるいは、PTAの連携、学校評議員制度、学校運営協議会、こういったものを通じてその活性化を図っていききたいと、このように考えております。今申し上げましたように、何といたしましても公教育は法令にあることをきちっと踏まえていく、その上でその学校ならではの教育を展開していくことが必要だと思います。十分このことを踏まえて展開していきたいと思います。

最後でございますけれども、先般の議会でも申し上げましたが、学習指導要領にあることはきちっとやっていただくと、そういうことでございます。国旗、国歌につきましては、指導する教員が儀式にふさわしい態度で立っていただくと、これは当然のことだと思っております。学校においては、よくお聞きしますけれども、対話は必要なものはしっかりとやっている、そのようにお聞きしております。教職員にとりましても、私は滝川の教員は良識ある行動をとってくれるものと、このように期待をしております。

たばこについてでございますけれども、これも何回もご説明申し上げましたが、健康教育にとって、たばこは害になると、教員はその範を示すと、そういったことでやっていただいておりますけれども、これは先生方に努力していただいて十分達成していると、このように考えております。校長先生あるいは先生方からお聞きしておりますけれども、問題はなしと、そのように聞いておりますので、これは着々と進めさせていただきます。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。

渡辺議員、再質問ありますか。渡辺議員。

○渡辺議員 時間の方もございませんので、昼食の時間が迫っておりますので、そのほかさまざま

な再質問は2分でできませんので、これは6月以降にさせていただきます。

1点だけ市長にご質問したいと思います。地方交付税交付金について、そんなに差額があつて、今までより大変だと、こういうことについて、これは根本的に地方自治体としてしっかりとアピールしなければいけないので、その点について質問したいと思います。つまり、太平洋ベルト地帯からはたくさんの税金が上がるわけであります。私たちの北海道からは極めて少ない税金、こういうようなことの差額でもって全国の少ない税金の自治体に配分をすると、そういう地方交付税交付金の趣旨が根本的にどこかがだんだん間違つてきておるのでないかと、こういう運動を地方からしっかりしなければ、ますます、ますます減らされてくるのでないかと、こういうふうに思うので、市長として地方自治体としてそういう運動をしっかり訴えていく、この運動はいかがなものかと、これだけ質問をしておきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 渡辺議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

だから、一生懸命言っているのであります。地方の声が中央にしっかり届くように、議員にも一層ご支援をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 以上をもって渡辺議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成18年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する質問を終了いたします。

若干休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時04分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この後の日程でありますけれども、議案第76号の件でありますけれども、議会運営委員会の開催の可能性も出てまいりましたので、ここで昼食休憩として、正副委員長さんでご相談の上、再開いたします。再開の時間は未定であります。休憩に入ります。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長 長 この場合、市長から議案の訂正について申し出がありました。

お諮りいたします。議案の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案を配付してください。

◎日程第4 議案の訂正について（議案第24号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

○議長 長 この場合、日程番号第4を繰り下げて日程番号第5とし、議案の訂正について（議案第24号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を日程番号第4として日程に追加し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 さきにご提案をさせていただきました灯油漏れ事故に関連して議案第24号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案をさせていただきましたが、深村助役が3月31日をもちまして退任させていただくということになりましたことから、ご提案をしております議案の訂正についてお願いを申し上げたいというふうに存じます。

変更の内容でございますけれども、助役の給料月額の減額措置が平成18年4月となっておりますことから、助役の減額措置部分を削除したいとするものであります。

よろしくをお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

議案第24号を申し出のとおり訂正することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は申し出のとおり訂正することに決しました。

◎日程第5 議案第76号 予算審査特別委員会の設置について

選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第5、議案第76号 予算審査特別委員会の設置について、選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についての2件を一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、一括採決いたします。

本件をいずれも可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第76号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第76号が可決されたことにより、議案第1号から第8号までの各会計予算並びに予算関連議案第14号から第20号まで、第22号から第49号まで、第51号から第73号までの66件については、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

予算審査特別委員会の開催等に当たり、3月16日から3月23日までの8日間休会いたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、3月16日から3月23日までの8日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成18年第1回滝川市議会定例会（第18日目）

平成18年 3月24日（金）

午前10時00分 開 議

午前11時09分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 議案第77号 滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 5 議案第80号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第81号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第82号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第83号 滝川市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第84号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第85号 助役の選任について
- 日程第11 議案第78号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第79号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 報告第 1号 監査報告について
報告第 2号 例月現金出納検査報告について
- 日程第14 意見書案第1号 米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する要望意見書
- 日程第15 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（21名）

1 番	山 腰 修 司 君	2 番	三 上 裕 久 君
3 番	久 保 幹 雄 君	4 番	大 谷 久美子 君
5 番	石 田 昇 君	7 番	渡 辺 精 郎 君
8 番	清 水 雅 人 君	9 番	本 間 保 昭 君
10 番	大 累 泰 幸 君	11 番	田 中 敏 男 君
12 番	堀 田 建 司 君	13 番	谷 口 昭 君
14 番	山 木 昇 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	17 番	中 田 翼 君
18 番	田 村 勇 君	19 番	藪 内 英 之 君
20 番	井 上 正 雄 君	21 番	水 口 典 一 君
22 番	坂 下 薫 君		

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	門 山 伸 夫 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	大 竹 敏 章 君	保健福祉部長	松 井 雅 昭 君
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君	建設水道部参事	木 下 善 雄 君
教 育 部 長	辰 巳 信 男 君	監 査 事 務 局 長	谷 田 部 篤 君
滝川市ほか5組合 公平委員会事務局長	岸 照 夫 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	高 橋 賢 司 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	林 弘 君	事 務 局 次 長	飯 沼 清 孝 君
主 査	中 川 祐 介 君	主 査	鈴 木 靖 子 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、21名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第2、第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
- 事務局次長 第1予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。
事務局次長朗読する。（記載省略）
- 議長 次に、委員長の補足説明を求めます。堀田委員長。
- 第1予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。
- 第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び関連議案46件につきましては、3月16日から23日までの5日間にわたり特別委員会を開催し、延べ110名の委員から329問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。
- 討論、採決の結果、議案第1号につきましては、委員長を除く委員10名により採決した結果、可否同数となったため、滝川市議会委員会条例第15条第1項の規定に基づき、委員長において可とすべきものと裁決したところであります。
- 次に、議案第19号及び第20号については賛成多数、議案第14号から17号まで、議案第22号から第36号まで、第41号から第44号まで、第46号から第49号まで、第51号、第54号から第62号まで及び第67号から第73号までの44件については、全会一致によりいずれも原案どおり可とすべきものと決定しました。
- なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日全委員に配付することになっておりますことを申し添えます。
- 最後に、委員会の審査に当たり精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切な答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆様には厚くお礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。
- 議長 朗読及び補足説明が終わりました。
- これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていたいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。

討論ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎です。私は、ただいま第1予算審査特別委員長から報告のありました第1号議案、平成18年度一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。また、関連議案46件の中で、第19号議案、滝川市国民保護対策本部及び滝川市緊急対処事態対策本部条例案、第20号議案、滝川市国民保護協議会条例案には反対し、その他の関連議案には賛成の立場で討論いたしたいと思います。

まずは、この困難な予算案の作成に努力されました市長、市理事者を初め関係職員の皆様に対しまして厚くお礼を申し上げます。さて、一般会計予算案に反対する理由を申し上げます。田村市政誕生から3年を経過し、任期もあと1年となりました。ここへきて、市長職にもなれ、地方自治体の長として強気の姿勢がそろそろあらわれていることを指摘せざるを得ないのであります。市町村合併の道をけて、自立の道を進み、タッグプランを実践中であります。平成18年度市政執行方針なるものはきれいな文言で、市民と協働のまちづくりを強調され、子育て、子育て支援を強調されております。教育は、さらに耳ざわりのよい言葉で表現をされているわけであります。では、市政執行方針や教育行政執行方針は一般会計予算でどのように具現化されているかということで、その整合性を具体例を挙げて精査してみたいのであります。その予算の前提として、予算は限定的な金額で作成されているものであります。確かに重点施策にそれなりの予算措置をいたしましたと発表しております。しかし、予算額で申し上げれば、重点でなくともその伸びが著しい費目がある反面、予算がない、お金がないので、無理だと縮小、減額費目が多い中でこのようないびつな予算編成に反対せざるを得ないのであります。

まずは、建設事業費についてであります。18年度一般会計208億6,600万円に占める普通建設事業費は、12億5,630万円であります。その割合が6%を占め、前年度比、実に17.8パーセントの伸びであります。タッグプランで数万円、数千円の単位で四苦八苦しながらの予算案であります。さらに、この建設事業費の中で道路新設改良費が実に4億500万円であります。昨年の2億4,200万円程度から一気に1億6,300万円の増で、実に60パーセントの伸びで舗装道路をつくるわけであります。もちろん舗装道路工事で意見を言うのは市民の声連合だけだと思います。しかし、公園の造成も同じであります。今の緊縮予算編成時に4億円の巨費を投じて舗装道路をつくる必然性はありません。同じ道路であれば、費目は違いますが、オーバーレイ工事、もしくは冬に傷んだ道路をしっかりと補修するのがタッグプランの期間を乗り切る秘訣ではないでしょうか。道路舗装は、相当な農村地区までも行き渡っており、市民の要望は冬の除雪、排雪というライフラインの整備に移ってきているので、どこかの勢力の要求に沿って予算編成に苦慮されている姿が浮かび上がってくるのであります。そして、建設事業費と言えば、学校の改修、修繕の予算が少ないのも特徴であります。第三小学校の体育館屋根改修の350万円だけでありまして、私が提唱した小学校の便座の洋式トイレの720万円が最大の改修であります。こうしているうち

に、すべての学校、しかも滝川西高等学校の改築、改修も同時になってくるのではないのでしょうか。

一方、子育て、子育て支援を重点施策にされております。素晴らしいことです。ところが、具体的な予算編成になりますと、重点の座標軸がずれているのであります。その最たるものが保育所の保育料金値上げや私立幼稚園就園奨励費補助金削減などの子育て世代に対しての負担増であります。昨年の市民の反対や議会での動きは、1年が経過しても事情は変化していないと思うのであります。しかも、ことしは連合や教育関係の組合の方々の申し入れもあり、滝川市や教育委員会の立場は極めて窮地に陥っている所以であります。この議会の場で多数の論理は通じて、市民の前では矛盾が残るだけであります。これからどんな素晴らしい子育て、子育ての施策や活動を行っても、無理解な滝川市政の烙印を植えてしまうような気がいたします。この場合、金額でも建設事業費のように億単位の巨額でもございませぬから、子育て父母の要望にこたえていただきたいのであります。昔から無理が通れば道理が引っ込む状況なのであります。さらに、続けます。子育て、子育て支援は、そのまま教育費に通ずるのであります。教育費シーリングについては、聖域ではないにしても、例えば児童生徒の教育に最も密接な教材教具費が徐々にカットされていることに驚いているのであります。教育は、むちを振り振り、黒板にチョークだけでは決して学力が向上いたしません。現代教育は、教員の熱意と児童生徒のやる気とともに、教科にマッチした素晴らしい教材教具が必要なのであります。パソコン一つとってもしかりであります。保護者も大変教育費がかかっております。比例して、自治体にも教育費は重要なのであります。道路工事は中止しても、子供の成長は中断できません。滝川の百年の大計は、教育にあるのであります。

次に、議案第19号 滝川市国民保護対策本部及び滝川市緊急対処事態対策本部条例案と議案第20号 滝川市国民保護協議会条例案に反対の討論をいたします。国において武力攻撃事態法なるものが制定された事実は、理解いたします。戦争をするためには戦争をするための法律と国家体制が重要なのであります。一般の法律が平時法だとすれば、今まで戦時法はなかったのであります。つまり戦争ができない国であったのであります。では、この法律が即戦時法かどうかは疑問であります。世間に言われておりますように日本が戦争できる国になる前提であることは疑いありません。今までどんな兵器や装備を持っても戦争はできなかったのがであります。平成16年にこの国民保護法案が制定され、昨年は道議会で検討され、ことしは市町村の自治体において現地対策本部を設置するための条例を制定しなさいというわけであります。マスコミには報じられましたが、平和なれした国民には極めて余り問題にならず、市町村の段階までおりてきてしまったというのが現実であります。では、問題点を指摘しておきます。まず第1に、プレ戦時法ができるのであります。最初ですから、柔軟に消防や町内会の組織を利用し、住民保護の体制ができることで日本国憲法では戦争のできる国になるのであります。しかし、戦争放棄の日本国憲法では戦争を想定していませんから、このような戦争事態対策本部をつくることは憲法違反なのであります。第2に、国民保護の美名のもとにさらに改正を繰り返しながら、国民徴用法、国民の権利制限法にならないとはだれも言えないと思うのであります。第3に、自然災害の防災とドッキングで訓練に市民を誘ってアレルギーを和らげ、気づいたときには戦争のできる国内体制が築かれたというのでは余りにも恐ろしく感じるのであります。

このような理由から、二つの条例制定の議案と平成１８年度一般会計予算案に反対し、市民の声連合の討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第１予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第１号について起立により採決いたします。

本案を第１予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第１号については、第１予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１９号及び第２０号の２件についてを起立により一括採決いたします。

本案をいずれも第１予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第１９号及び第２０号の２件は、いずれも第１予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第１４号から第１７号まで、第２２号から第３６号まで、第４１号から第４４号まで、第４６号から第４９号まで、第５１号、第５４号から第６２号まで、第６７号から第７３号までの４４件について一括採決いたします。

本案をいずれも第１予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１４号から第１７号まで、第２２号から第３６号まで、第４１号から第４４号まで、第４６号から第４９号まで、第５１号、第５４号から第６２号まで、第６７号から第７３号までの４４件については、いずれも第１予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第３ 第２予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第３、第２予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第２予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山木委員長。

○第２予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読されました内容のとおりであります、

審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号までの7件及び予算関連議案12件につきましては、3月16日から22日までのうち4日間にわたり特別委員会を開催し、各会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ35名の委員から98問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところでございます。審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第2号においては賛成多数、議案第3号から第8号まで、第18号、第37号から第40号まで、第45号、第52号、第53号、第63号から第66号までの18件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に各会派から出されました会計ごとの討論の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますので、申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりましては、精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚く御礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていたいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第2号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第3号から第8号まで、第18号、第37号から第40号まで、第45号、第52号、第53号、第63号から第66号までの18件について一括採決いたします。

本案をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第8号まで、第18号、第37号から第40号まで、第45号、第52号、第53号、第63号から第66号までの18件については、いずれも第2予算審査特別委員長

の報告のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第７７号 滝川市ほか５組合の公平委員会共同設置規約の変更について
○議長 日程第４、議案第７７号 滝川市ほか５組合の公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。公平委員会事務局長。

○滝川市ほか５組合公平委員会事務局長 ただいま上程されました議案第７７号 滝川市ほか５組合の公平委員会共同設置規約の変更についてご説明いたします。

昨年１２月開催の第４回市議会定例会におきまして、空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及びその共同処理する事務の変更並びに空知教育研修センター組合の規約の変更等についての議決をいただきましたが、このたび空知支庁から空知教育研修センター組合規約の変更の許可がありましたことから、これに伴い、滝川市ほか５組合の公平委員会共同設置規約第１条中「空知教育研修センター組合」を「空知教育センター組合」に改正したいとするものであります。

なお、附則につきましては、平成１８年３月２７日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第７７号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第７７号は可決されました。

◎日程第５ 議案第８０号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第５、議案第８０号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第８０号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する

条例のご提案理由を説明いたします。

これにつきましては、介護保険法等の法律の一部改正に伴う省令等の告示にかかわるものでございまして、改正内容については参考資料でご説明させていただきます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第5条第2項第1号でございすけれども、この中に指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、これが告示されまして、その告示番号もその中に明記したということと、介護予防短期入所生活介護というものも新たに加えられたので、文言整理をいたしてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第80号は可決されました。

◎日程第6 議案第81号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第6、議案第81号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第81号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これにつきましても議案第80号と同様でございまして、介護保険法等の一部改正に伴います厚生労働省告示が出たことによるものでございます。

第5条第1号の中に算定基準を明記いたしまして、告示番号等をここで明記したと。それと同様に、介護予防通所介護という新しい事業についても文言整理をさせていただいたということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第81号は可決されました。

◎日程第7 議案第82号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第82号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第82号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これにつきましては、前議案第80号、第82号と同様のものと、もう一つ、介護保険法施行規則の一部を改正する省令もあわせて告示されたことによる改正でございます。

新旧対照表によりまして説明を申し上げます。第4条の第4項でございますけれども、居宅支援者についての治療の必要程度における省令、ここに省令第22条の11に定める基準というものを加えました。

それと、5項におきましては、省令第22条の13で定めるものということと文言整理をいたしてございます。

第5条につきましては、指定介護予防サービスというものの基準もあわせて告示されたことによるものでございます。

別表につきましても、介護予防通所リハビリテーションという新しい事業についても加えたものでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 8 2 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 2 号は可決されました。

◎日程第 8 議案第 8 3 号 滝川市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第 8、議案第 8 3 号 滝川市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第 8 3 号 滝川市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これにつきましては、診療報酬の算定方法の変更の施行に伴うものでございまして、今まで健康保険法の規定による療養の算定方法と老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定基準というものがありましたけれども、これを一本化するために文言を整理するものでございます。

この条例につきましては、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 8 3 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 3 号は可決されました。

◎日程第 9 議案第 8 4 号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
○議長 日程第 9、議案第 8 4 号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第 8 4 号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、介護保険法の改正に伴います算定基準の施行に伴い、改正したいとするものでございます。

新旧対照表に従いまして、ご説明を申し上げます。第 2 条第 1 項につきましては、費用の算定基準であります平成 6 年厚生省告示第 5 4 号及び第 7 2 号並びに平成 1 4 年厚生労働省告示第 8 1 号及び第 8 2 号が廃止され、平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号及び第 1 0 1 号に変わることにによる改正でございます。さらに、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準が追加されるということによる改正でございます。

同条第 2 項及び第 3 項につきましては、食事療養の基準であります平成 6 年厚生省告示第 2 3 7 号及び第 2 5 3 号が廃止され、平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 9 号に変わることにによる改正でございます。

附則において、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行したいとするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 8 4 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 4 号は可決されました。

◎日程第 1 0 議案第 8 5 号 助役の選任について

○議長 長 日程第 1 0、議案第 8 5 号 助役の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程をされました助役の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市助役、深村完市氏が平成18年3月31日付をもって辞任したい旨の届け出がございました。

今任期は、残すところ1年余であり、まことに残念ではありますが、事健康にかかわることであり、やむなく受理をいたしたところであります。

市政の停滞を招くわけにはいかないと判断から、後任として現総務部長の末松静夫氏を選任をいたしたく、参考までに履歴書をお手元にお届けをしておりますので、お目通しをいただき、よろしく同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第11 議案第78号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第11、議案第78号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は可決されました。

◎日程第 12 議案第 79 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第 12、議案第 79 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号は可決されました。

◎日程第 13 報告第 1 号 監査報告について

報告第 2 号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第 13、報告第 1 号 監査報告について、報告第 2 号 例月現金出納検査報告についての 2 件を一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第 1 号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査といたしまして、経済部における商工労働課、地域振興室、元気タウン推進室、観光室、丸加高原健康の郷、農政課、保健福祉部における福祉課、介護福祉課、健康づくり課、建設水道部における土木課及び建築住宅課に係る工事を、同条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等の監査として株式会社滝川グリーンズの監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告いたします。

監査の範囲につきましては、平成 16 年度執行事務及び平成 17 年度における市道有明町 108 号線道路改良舗装工事、花月地区児童センター、花月保育所改築工事であります。

監査の期間及び監査の方法は記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において一部に改善、検討が必要と思われる事項として、経済部商工労働課では備品出納簿における所属長の照合印のないものなど、地域振興室では外勤簿への記載漏れなど、元気タウン推進室では出張命令、復命における決裁責任者の承認印漏れなど、観光室では備品出納簿への取得備品の掲載漏れなど、丸加高原健康の郷では行政財産使用許可申請書の代表者印漏れなど、

農政課では文書関係における受け付け印や公印押印、承認印漏れなど、保健福祉部福祉課では出張命令、復命における決裁責任者の承認印漏れなど、介護福祉課では前渡資金精算書における旧様式の使用など、健康づくり課では備品出納簿における決裁責任者の承認印漏れなど、株式会社滝川グリーンズでは業務委託契約における収入印紙の貼付漏れなどがあり、これらについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略をいたします。

以上で報告第1号 監査報告の説明を終わります。

次に、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成17年11月分から18年1月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定によりその結果を報告いたします。

検査の対象につきましては、一般会計、各特別会計、病院事業会計、水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施をいたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において、請求書における代表者印漏れ、受理手続遅延、収入伝票における摘要欄の記入漏れなどがあり、その処理方を指導したほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容の説明は省略をいたします。

以上で報告第2号 例月現金出納検査の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第14 意見書案第1号 米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する要望意見書

○議長 長 日程第14、意見書案第1号 米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。堀田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案1件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び食品安全担当大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものですので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

◎日程第15 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第15、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

この場合、人事交流職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長あいさつ

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 第1回定例市議会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

今議会に上程をされましたすべての議案について可決をいただきましたことに、厚く感謝を申し上げます。地方分権社会への移行が着実に進んでいく中で、過渡的には地方受難の過程

があり、それにしっかりと対応することの難しさというのも改めて感じた議会でありましたけれども、可決いただいた背景のご意見も含めて、地方自治の本旨である団体自治と住民自治の確立を目指して、職員とともに一層励むつもりであります。平成18年度の予算執行に当たりましては、一層のご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

次に、思いもよらぬ人事の提案をすることになりました。深村助役さんの退任は、まさに青天のへきれきでありましたけれども、何よりも健康第一との判断から、さきの提案をさせていただいた次第であります。市長と深村助役さんとはいいコンビだというふうによく言われました。過大な任務を負っていただいて、持ち前の柔軟さと粘り強さと人柄と多年の経験によって難局を切り抜いてきた深村助役さんに支えられての私自身の3年間でございました。議会における円滑な審議のための役割も存分に果たしていただいて、私は3年間で4年分の仕事を十分に果たしていただいたという感謝の気持ちでいっぱいであります。今後とも健康に留意をいただきまして、引き続き市政への支援を賜りたいという願いでいっぱいであります。先ほど同意をいただきました新助役として就任をされます末松氏の力量は、彼が果たしてきた実績を思い起こすと万人が認めていただけるのではないかというふうに思います。新しい職務において、さらに重要な任務を果たしていただくわけでありますので、本議会におきましても深村助役さん同様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、私の立場からお願いを申し上げたいと存じます。

また、1定をもって林議会事務局長初め、市役所関係では18名の職員が3月31日付で退職をするということになります。これまで議員の皆さん方には大変ご指導、ご鞭撻をいただきましたことを、これまた私の立場から厚くお礼を申し上げたいと存じます。

以上を申し上げまして、議会の閉会に当たりましてのお礼のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

◎助役あいさつ

○議長 この場合、3月31日付をもって退任されます深村助役から退任のごあいさつがありますので、お受けしたいと思います。深村助役。

○助役 ただいま山腰議長さんのお計らいといいますか、お許しをいただきまして、このような機会をお与えをいただきました。心から感謝を申し上げながら、退任のごあいさつをさせていただきますと思います。

いろいろ考えてまいりました。しかし、きょう最後一日議会に出席をさせていただきまして、まさにこれが最後の議会でもあるしと思いますと非常に感慨深いものがあります。市長さんには大変温かいお言葉をちょうだいをいたしました。心からお礼を申し上げたいと思います。私このたびご案内のとおり、不徳のいたすところでございますけれども、日ごろの生活管理が極めて不十分だったことが起因いたしまして、脳梗塞というような病気により入院、そして療養させていただいております。今後とも生活習慣を改善をして血流を確保するというふうなことを、お医者さんから戒めの言葉をいただきました。したがって、3月31日で退任という身勝手な対応でありますけれども、このような仕儀に相なったわけでございます。平成15年の5月に助役として選任同意をい

いただきました。2年10カ月余りでありますけれども、大変にお世話になりました。この間田村市長様、山腰議長様、市会議員の皆様方、そして関係各位の皆様方、職員の皆様方、何とも言えない、本当にお世話になりました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

そして、先ほど末松新助役さんの議案、全会一致で可決されました。私としても心から感謝を申し上げる次第でございます。田村市長様のお話にありましたように大変な時期でございますだけに、いつときも市政の推進を緩めることはできないと、このように思っておりますだけに、私としては本当によかったなと、このように思っている次第でございます。これまで私に与えていただきましたご支援に増して末松新助役さんにご支援を賜りまして、円滑な市政の運営に大きく貢献できるものと確信をいたしておりますので、よろしく願いを申し上げまして、本当に残念な気持ちでいっぱいではありますが、大変お世話になりました。

簡単措辞、言葉がなかなか思い当たりませんが、助役退任に当たりましてのごあいさつにさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長 深村助役さんにおかれましては、3年間にわたり市政の推進にご尽力いただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

◎総務部長あいさつ

○議長 長 ここで、先ほど助役の選任に同意いたしました末松総務部長からあいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。末松総務部長。

○総務部長 まずもって、選任いただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。職務の重さ、そして自分が何をなせるのか、そういうことを考えると非常に緊張しております。深村助役さんが常日ごろコメントもしておりますし、私どもに言っております1部1課で仕事は完遂しない時代に入ってきたと、総合力だと。これは、まさしく私も同じ意思であります。そのチーム力でこれからの時代を見据えながら、市長の補佐役として職員ともどものチーム力でこの難局を乗り越える、そして次の時代、世代のために頑張ると、その一心であります。議員各位にはこれまで以上のご指導をお願い申し上げまして、言葉は足りませんが、あいさつとさせていただきます。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時09分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員